

(参考)

復興の取組と関連諸制度

令和5年6月19日



Reconstruction Agency

復興・創生 その先へ

目次

1 復興庁の体制等	3	<広報・復興知見関係>	28
1-1 東日本大震災の概要		2-4-1 復旧・復興の進捗情報の「見える化」	
1-2 復興庁の体制		2-4-2 復興の教訓・ノウハウの活用	
1-3 福島対応体制の強化		2-4-3 復興政策10年間の振り返り	
1-4 福島復興に係る政府の体制		<多様な担い手による連携>	32
1-5 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針		2-5-1 被災地での人材確保対策	
1-6 復興庁設置法等の一部を改正する法律		2-5-2 ボランティア・公益的民間連携	
2 復興の取組	9	2-5-3 復興と男女共同参画	
<被災者支援関係>	9	2-5-4 「新しい東北」の創造に向けて	
2-1-1 被災者の健康・生活支援		<原子力災害関係>	39
2-1-2 義援金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金の実績		2-6-1 福島復興に向けた取組	
<住宅再建・まちづくり関係>	11	2-6-2 個別課題への対応	
2-2-1 住宅再建・復興まちづくりの加速化の取組		<復興五輪関係>	66
2-2-2 これまでの加速化措置等の成果		2-7 「復興五輪」に関する取組	
2-2-3 住まいの復興給付金		3 復興関連諸制度等	67
2-2-4 鉄道の復旧状況		3-1 復興関係予算	
2-2-5 復興道路・復興支援道路の開通見通し		3-2 復興関連税制	
2-2-6 国営追悼・祈念施設		3-3 被災自治体に対する東日本大震災に係る復旧・復興事業における主な財政的支援	
<産業・雇用関係>	17	3-4 復興特区制度	
2-3-1 産業の復旧に向けた取組		3-5 復興交付金	
2-3-2 産業の復興に向けた取組		3-6 震災復興特別交付税	
2-3-3 被災事業者に対する資金繰り対策		3-7 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」	
2-3-4 雇用に関する取組		3-8 福島復興に向けた制度	
2-3-5 企業連携の推進		3-9 これまでの主な動き	

1-1 東日本大震災の概要

※我が国の観測史上最大規模の地震、世界的にも1900年以降4番目の規模の地震

項目	データ	
発生日時	平成23年3月11日 14時46分	
震源および規模(推定)	三陸沖(北緯38.1度、東経142.9度、牡鹿半島の東南東130km付近) 深さ24km、モーメントマグニチュード Mw9.0	
震源域	長さ約450km、幅約200km	
断層のすべり量	最大20~30m程度	
震源直上の海底の移動量	東南東に約24m移動、約3m隆起	
	震度7	宮城県北部
	震度6強	宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、栃木県北部・南部
	震度6弱	岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、埼玉県南部、千葉県北西部
	震度5強	青森県三八上北・下北、岩手県沿岸北部、秋田県沿岸南部・内陸南部、山形県村山・置賜、群馬県北部、埼玉県北部、千葉県北東部・南部、東京都23区、新島、神奈川県東部・西部、山梨県中部・西部、山梨県東部・富士五湖

(気象庁資料・海上保安庁資料による)

被害状況等

(出典:緊急災害対策本部公表資料(令和5年3月9日)、復興庁等)

(1) 人的被害

ア 死者	19, 765名
(震災関連死(注))	3, 789名
イ 行方不明	2, 553名
ウ 負傷者	6, 242名

(2) 建築物被害

ア 全壊	122, 039戸
イ 半壊	283, 698戸
ウ 一部破損	750, 020戸

※ 未確認情報を含む。

※ 平成23年4月7日に発生した宮城県沖を震源とする地震等の被害を含む。

(注)「震災関連死の死者」とは、「東日本大震災による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)」と定義。
復興庁等調べ(令和4年3月31日現在)

1-2 復興庁の体制

復 興 庁

※職員約440名

内閣総理大臣 岸田 文雄

復興大臣 渡辺 博道

副大臣 小島 敏文

(総括業務、地震・津波災害からの復興、海外情報発信、宮城復興局に関する事項を担当)

副大臣 竹谷 とし子

(原子力災害からの復興及び再生、福島復興局に関する事項を担当)

副大臣 石井 浩郎

(地震・津波災害からの復興に関する事項を担当)

大臣政務官 中野 英幸

(総括業務、地震・津波災害からの復興、岩手復興局に関する事項を担当)

大臣政務官 山本 左近

(原子力災害からの復興及び再生に関する事項に係る文部科学省との連絡調整に関する事項を担当)

大臣政務官 里見 隆治

(原子力災害からの復興及び再生に関する事項に係る経済産業省との連絡調整に関する事項を担当)

大臣政務官 西田 昭二

(原子力災害からの復興及び再生に関する事項に係る国土交通省との連絡調整に関する事項を担当)

本庁(東京)※職員約230名

岩手復興局
(釜石市)
※職員約40名

盛岡支所

宮古支所

宮城復興局
(石巻市)
※職員約60名

仙台支所

気仙沼支所

福島復興局
(福島市)
※職員約120名

富岡支所

浪江支所

帰還・移住等環境整備センター

復興推進会議(閣僚級会合)

復興推進委員会(有識者会合)



○復興局

●支所

●その他の機関

1-3 福島対応体制の強化

総理指示に基づき、平成25年2月に「福島復興再生総局」を設置。

復興大臣トップの、いわゆる『福島・東京2本社体制』により、福島の復興を強力に推進。

福島復興再生総局（福島）

総局の長 復興大臣（福島原発事故再生総括担当大臣）
【構成員】 復興副大臣
農林水産副大臣（震災復興担当）
原子力災害現地対策本部長（経済産業副大臣）
環境副大臣

事務局

事務局長
復興庁事務次官
復興庁統括官、福島復興局長
東北農政局地方参事官（震災復興担当）（農林水産省）
原子力災害現地対策本部副本部長（経済産業省）
福島地方環境事務所長（環境省）等

福島復興局

福島地方
環境事務所
(除染、廃棄物対策)

原子力災害
現地対策本部
(区域運用、見直し等)

東北農政局
(営農再開支援)

福島復興再生総括本部（東京）

本部長 復興大臣（福島原発事故再生総括担当大臣）

関係省庁（局長クラス）

復興庁、警察庁、内閣府原子力被災者生活支援チーム
消費者庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省
経済産業省、国土交通省、環境省、原子力規制庁 等

福島復興再生総局の設置目的

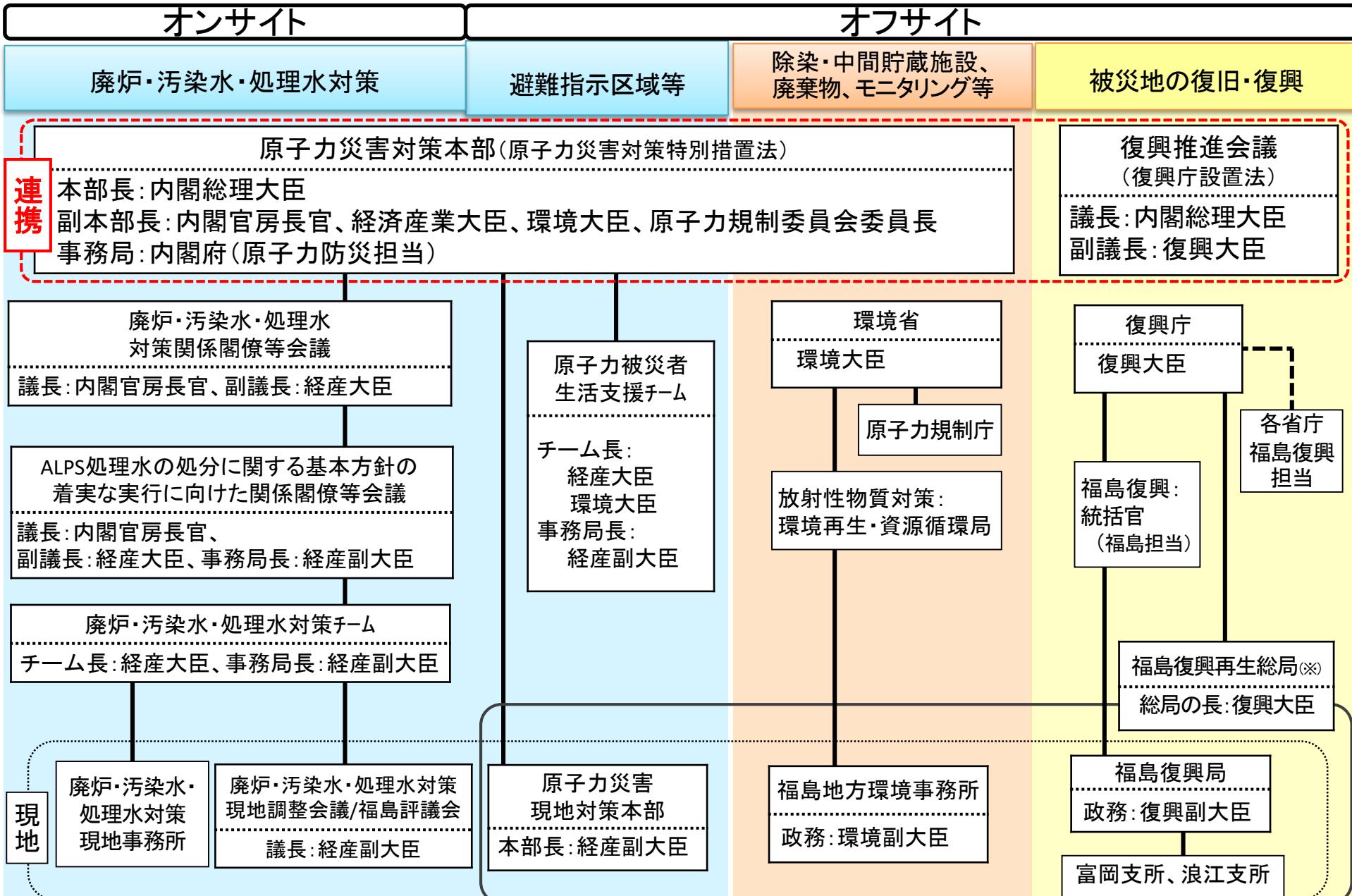
- ◆ 原子力災害からの福島の復興に関連する施策に関して、現地での実施機能を強化し、被災地の現場において施策を迅速に判断するため、福島において、関係省庁からなる福島復興再生総局を設置。



- 現地において即断即決できる体制を構築、省庁横断的な課題に対する連携が可能に。
- 事務方トップクラスが総局に在勤し、現地会議や現地訪問等を通じて、現場主義を徹底。

- 総局構成員及び事務局幹部が現地で情報共有を行う福島復興再生総局幹部会合の開催
- 毎週火曜日、現地事務所の長等が情報交換や課題の整理等を行う福島復興再生総局事務局会議を開催

1-4 福島復興に係る政府の体制



オフサイト (Off-site)

除染・中間貯蔵施設、
廃棄物、モニタリング等

被災地の復旧・復興

復興推進会議
(復興庁設置法)

議長: 内閣総理大臣
副議長: 復興大臣

復興庁
復興大臣

各省庁
福島復興
担当

環境省
環境大臣

原子力規制庁

放射性物質対策:
環境再生・資源循環局

福島復興:
統括官
(福島担当)

福島復興再生総局(※)
総局の長: 復興大臣

福島復興局
政務: 復興副大臣

富岡支所、浪江支所

原子力災害
現地対策本部
本部長: 経産副大臣

福島地方環境事務所
政務: 環境副大臣

廃炉・汚染水・
処理水対策
現地事務所

廃炉・汚染水・処理水対策
現地調整会議/福島評議会
議長: 経産副大臣

発災から10年の進展と課題を踏まえ、東日本大震災復興基本法第3条に基づき、令和3～7年度の「第2期復興・創生期間」以降における、各分野の取組、復興を支える仕組み、組織等の方針を規定

基本姿勢及び各分野の取組

1. 地震・津波被災地域

復興の「総仕上げ」の段階

⇒ 第2期に復興事業がその役割を全うすることを目指す

○ ハード事業

- ・概ね完了済、未完了の一部事業は既予算の範囲内で継続

○ 被災者支援(心のケア、コミュニティ形成、見守り・相談等)(※)

- ・社会情勢の変化の中、事業の進捗に応じた支援を継続

○ 子どもの支援(教員加配、スクールカウンセラー等配置、就学支援)(※)

- ・支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続

(※) 第2期期間内に終了しないものは、支援のあり方を検討、適切に対応

○ 住まいとまちの復興

- ・家賃低廉化・特別家賃低減事業の支援を一定期間継続

- ・造成宅地・移転元地等の活用について、きめ細かく対応し、後押し

○ 産業・生業

- ・中小企業等グループの再生と企業立地を支援(対象の限定・重点化)

- ・水産加工業の販路開拓、加工原料の転換等を支援

○ 地方創生との連携強化

- ・復興と地方創生施策の連携の充実・強化

3. 教訓・記憶の後世への継承

- ・福島県に設置する国営追悼・祈念施設の整備

- ・効果的な復興の手法・取組の整理、関係機関への普及・啓発

事業規模と財源

・平成23年度から令和7年度までの15年間：32.9兆円程度

※ 原災地域は、新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応、必要に応じ見直し

2. 原子力災害被災地域

引き続き、国が前面に立ち、中長期的な対応が必要

⇒ 当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組

○ 事故収束

- ・復興の前提である廃炉・汚染水対策を安全かつ着実に実施
- ・ALPS処理水について、責任を持って適切なタイミングで結論

○ 環境再生に向けた取組

- ・仮置場の管理・原状回復、中間貯蔵施設の整備・搬入等
- ・最終処分に向けた減容・再生利用等、特定廃棄物等の処理

○ 帰還・移住等の促進、生活再建等

- ・帰還環境の整備、移住・定住等の促進
- ・被災者支援の継続
- ・特定復興再生拠点区域について、進捗を管理しつつ整備
- ・同拠点区域外の避難指示解除に向けた方針の検討を加速化

○ 福島イノベーション・コスト構想の推進

- ・浜通り地域等の産業発展に向け、重点分野を中心に推進

○ 国際教育研究拠点の整備

- ・「創造的復興の中核拠点」となる拠点新設に向けた取組を推進

○ 事業者・農林漁業者の再建

- ・事業再開支援、営農再開の加速化、森林整備等の実施、原木林や特用林産物の産地再生、漁業の本格操業・水産加工業支援

○ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

- ・農林水産・観光等の風評払拭に向け、引き続き国内外へ発信
- ・食品等に関する規制等の検証
- ・輸入規制の撤廃・緩和推進

組織

- ・復興庁を10年延長、岩手・宮城復興局を釜石・石巻に移転
- ・復興庁に知見活用の担当組織を設け、関係機関と知見共有

1-6 復興庁設置法等の一部を改正する法律

〔令和2年6月12日法律第46号〕

背景

地震・津波被災地域は復興の「総仕上げ」の段階、原子力災害被災地域は今後も中長期的な対応が必要。このような状況を踏まえ、復興・創生期間後の基本方針(令和元年12月20日 閣議決定)に基づき、復興・創生期間後（令和3年度以降）の復興を支える仕組み・組織・財源を下記の法改正で整備することが必要。

復興を支える仕組み・組織・財源

1. 復興庁設置法

- 復興庁の設置期間を10年間延長（令和13年3月31日）
- 現行の総合調整機能の維持、復興大臣の設置
- 復興局の位置等の政令への委任等
※ 岩手復興局・宮城復興局は沿岸域に移設、福島復興局は引き続き福島市に設置

2. 東日本大震災復興特別区域法

- 規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、対象地域の重点化（復興の取組を重点的に推進する必要がある地方公共団体を政令で定める）
- 復興特区税制について、対象地域の重点化（産業集積の形成及び活性化を図ることが特に必要な市町村を政令で定める）
- 復興交付金の廃止（所要の経過措置を規定）等

3. 福島復興再生特別措置法

- 帰還促進に加え、移住等の促進（交付金の対象に新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大に資する施策を追加）
- 営農再開の加速化（農地の利用集積や6次産業化施設の整備を促進するための特例の創設等）
- 福島イノベーション・コスト構想の推進を軸とした産業集積の促進（課税の特例を規定等）
- 風評被害への対応（課税の特例を規定等）
- 福島県が福島復興再生計画を作成し、国の認定を受ける制度の創設（現行の3計画を統合）等

4. 復興財源確保法・特別会計法

- 復興債の発行期間の延長
- 株式売却収入の償還財源への充当期間の延長等
※ 東日本大震災復興特別会計は継続

※施行日：令和3年4月1日（3. 及び4. の一部は、公布日施行）

2-1-1 被災者の健康・生活支援

被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班）

令和5年度予算額 102億円【復興】

（令和4年度予算額 115億円）

事業概要・目的

- 復興の進展に伴い、避難生活の長期化、災害公営住宅等移転後のコミュニティ形成、被災者の心のケア、避難指示解除区域における生活再建など、被災者をとりまく課題は多様化。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。令和5年度においても、被災者の「心の復興」やコミュニティ形成支援などの取組について、被災者に寄り添って、手厚く支援。

<主な内容>

- ① 災害公営住宅への移転等に伴うコミュニティ形成の活動を支援
- ② 被災者の生きがいをつくるための「心の復興」事業を支援
- ③ 県外避難者に対して、相談支援や避難元自治体の情報提供などを実施
- ④ 仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施
- ⑤ 被災者の心のケアを支えるため、個別相談支援や支援者支援等を実施
- ⑥ 子どものに対するケア、学習支援、交流活動支援等を実施

事業イメージ・具体例

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援

- | | | |
|------------|---------------|-------------|
| ①被災者支援総合事業 | ・住宅・生活再建支援 | ・コミュニティ形成支援 |
| | ・「心の復興」 | ・被災者生活支援 |
| | ・被災者支援コーディネート | ・県外避難者支援 |

II. 被災者の日常的な見守り・相談支援

- | |
|----------------|
| ②被災者見守り・相談支援事業 |
|----------------|

III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営

- | |
|-----------------|
| ③仮設住宅サポート拠点運営事業 |
|-----------------|

IV. 被災地における健康支援

- | |
|------------|
| ④被災地健康支援事業 |
|------------|

V. 被災者の心のケア支援

- | |
|---------------|
| ⑤被災者の心のケア支援事業 |
|---------------|

VI. 子どもに対する支援

- | |
|------------------------------|
| ⑥被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業 |
| ⑦福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業 |
| ⑧子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業 |

資金の流れ

交付金の交付

復興庁

予算の配分
予算の移替え

各省庁

交付金の交付

県・
市町村 等

期待される効果

- 被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援を行うことにより、各地域の実情に応じた効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。9

2-1-2 義援金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金の実績

- 日本赤十字社等に寄せられた義援金3,845億円の約99%を被災者に配付済(令和4年12月31日現在)
- 災害弔慰金の支給済件数は、20,593件(令和4年12月31日現在)
- 被災者生活再建支援金の支給世帯数は206,103世帯(令和4年12月31日現在)

(1) 義援金の配布状況（内閣府調べ、令和4年12月31日現在）

募金総額	配分			
	都道県への送金額	うち市町村への送金額	うち被災者への配付額	配付件数
3,845億円	3,845億円	3,831億円	3,815億円	3,122,722件
	100.0%	99.6%	99.6%	

※平成23年3月14日から平成26年3月31日の間に日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会及びNHK厚生文化事業団の4団体に寄せられた義援金と平成26年4月1日から令和3年3月31日にかけて日本赤十字社に寄せられた義援金を合計したもの。

(2) 災害弔慰金の支給状況（内閣府調べ、令和4年12月31日現在）

	支給済件数	うち被災3県	支給済額	うち被災3県
災害弔慰金	20,593件	20,384件	612億7,625万円	605億8,125万円
災害障害見舞金	107件	103件	1億7,750万円	1億7,125万円

※災害弔慰金：災害により死亡された方のご遺族に対して支給するもの。

災害障害見舞金：災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害を受けた方に支給するもの。

(3) 被災者生活再建支援金の支給状況（内閣府調べ、令和5年4月30日現在）

	世帯数	うち被災3県	支給額	うち被災3県
基礎支援金	206,503世帯	188,604世帯	1,674億円	1,539億円
加算支援金	157,645世帯	142,743世帯	2,133億円	1,933億円

※被災者生活再建支援金：災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支給するもの。

東日本大震災財特法の一部改正により、東日本大震災に限った措置として国の補助率を50%から80%に引き上げ。

また、地方負担(20%)のための基金積み増し分について、平成23年度第2次補正予算で増額される特別交付税により全額手当。

2-2-1 住宅再建・復興まちづくりの加速化の取組

- 住宅再建・復興まちづくりは被災地復興の最優先課題。政府一丸となって5度にわたる100近い加速化措置を実施。
- 加速化措置等の実施状況を踏まえ、追加措置を加えた「総合対策」をとりまとめ。

H25.2.4 農地法の規制緩和

H25.3.7 「加速化措置第1弾」

- ① 「住まいの復興工程表」の策定
- ② 実現および加速化のための主な措置（施策パッケージ）

・用地取得、埋文調査、発注者支援、施工確保対策 等

H25.4.9 「加速化措置第2弾」

○ 用地取得手続きの簡素化や施工確保対策

- ・防災集団移転促進事業における事業計画変更の簡素化
- ・土地収用手続きの効率化 ・財産管理制度の円滑な活用
- ・造成工事等の早期化

H25.10.19 「加速化措置第3弾」

① 「用地取得加速化プログラム」の策定

- ・財産管理制度、土地収用制度、用地実務支援の措置の拡充

② 住宅再建の加速化

- ・災害公営住宅分野の施工確保、入札不調対策

③ 加速状況の見える化

- ・「つちおと情報館」など見える化のワンストップ化

等

等

等

H26.1.9 「加速化措置第4弾」

① 「商業集積・商店街再生加速化パッケージ」の策定

- ・「被災地まちなか商業集積・商店街再生加速化指針」策定、商業施設等復興整備事業による支援、専門家派遣

② 住宅再建の加速化

- ・東北六県における各発注機関の発注見通しを統合し公表 等

H26.1.21 「住まいのこだわり設計事例集」

H26.2.1 「用地加速化支援隊」の創設

H26.5.27 「加速化措置第5弾」

○ 「民間住宅の早期自立再建支援パッケージ」の策定

- ・被災者からの住宅再建具体化に向けた相談への対応強化
- ・登記手続、住宅ローン実行の迅速化による早期の住宅着工
- ・再建工事集中時の建設事業者的人材・資材確保支援

○ 「被災地特化型用地取得加速化パッケージ」の策定 等

H26.5.30 がんばれ復興！まちづくりのトップランナー
(復興まちづくり先導事例集)

H26.8.25 「工事加速化支援隊」の創設

H27.1.16 「陰路打開のための総合対策」

○ これまでの加速化措置を充実・補完し総合化

- ・被災3県の災害公営住宅の標準建設費の引き上げ
- ・災害公営住宅の資材調達・人材のマッチングサポート
- ・防災集団移転促進事業の移転元地の活用事例集の作成 等

<更なる施工確保対策>

H27.2.2 災害公営住宅建築工事におけるクレーン経費増対応
(※ 共通仮設費率を1.3倍に引き上げ)

H30.3.1 公共工事設計労務単価の引き上げ

(※ 被災3県全職種平均 + 58.3% (対24比))

2-2-2 これまでの加速化措置等の成果

- 被災自治体の個別課題に対して、「用地加速化支援隊」や「工事加速化支援隊」を創設し、きめ細やかに支援。

復興のステージ		主な加速化措置の効果
計画策定		「住まいの復興工程表」を策定し、被災者の方に対し、 <u>住宅再建の見通し</u> を提示
用地取得	「用地取得加速化プログラム」を策定	<ul style="list-style-type: none"> 用地取得率(被災3県)が上昇 48% (H25.9) ⇒ <u>100%</u> (H31.4) 測量から用地取得 当初6年予定 ⇒ 3年内で完了 (釜石市鶴住居川・片岸海岸の防潮堤モデル事業) 「用地加速化支援隊」により、市町村と一体となって課題を解決
	財産管理制度	<ul style="list-style-type: none"> 裁判所の審理期間の短縮 (※申立時に必要書類が揃っていることが前提) 全体で半年以上と懸念 ⇒ 裁判所の審理は、<u>3週間程度</u>でも可能に
	土地収用手続	<p>モデル事業の活用による迅速化</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書概成 約1~2年と懸念 ⇒ 約4か月(釜石)、約1か月(宮古)に短縮 事業認定手続 通常3か月 ⇒ 概ね50日に短縮
	用地取得事務	補償コンサルタント等への外注(防集事業実施 27市町村のうち <u>24市町村</u> で実施 (H29.6))
	計画変更	<p>取得困難地での計画変更手続の簡素化</p> <p>(防集事業実施 332地区のうち<u>320地区</u>(届出<u>320地区</u>)で区域変更 (H31.3))</p> <ul style="list-style-type: none"> 東松島市矢本西地区 区域変更により<u>約2か月</u>短縮
埋蔵文化財発掘調査		<p>調査手法の工夫、全国から専門職員派遣等により迅速化</p> <ul style="list-style-type: none"> 山田町 田の浜地区(防集) <u>18か月</u> ⇒ <u>5か月</u>
発注者支援	被災自治体の発注者支援	全国の自治体からの職員派遣の更なる強化、青年海外協力隊帰国隊員や民間実務経験者の活用
	URIによるCM方式の導入	<p>設計・施工契約手続の一括化、人員・資機材の早期調達</p> <ul style="list-style-type: none"> 東松島市野蒜地区で、<u>最大1年半</u>の工期短縮(見込み)
施工体制の確保 (技術者・技能者の確保、資材の円滑な確保)		<ul style="list-style-type: none"> 復興JVによる落札(累積<u>236件</u> (H29.7)) 主任技術者の兼任要件の緩和、発注ロットの大型化
		<ul style="list-style-type: none"> 労務単価の引上げ (被災3県 対H24年度比 58.3%増) 民間、公共による生コンプラントの設置 <u>12</u>

2-2-3 住まいの復興給付金

復興まちづくりに係る区域指定や宅地造成の時期など外的な要因により被災者間で生じる負担の不均衡を避けるため、住宅再取得等に係る標準的な消費税の負担増加に対応し得る措置として、給付措置を行う。

2022年10月末時点の給付件数は28,773件。

建築・購入

給付対象者

以下の要件を全てみたす者が給付対象者（原則）

- ①被災住宅を所有していた者
- ②再取得住宅を所有している者
- ③再取得住宅に居住している者



対象住宅

消費税率8%又は10%の適用を受けている期間に、建築・購入された新築住宅又は宅建業者が販売した中古住宅。

（※）建築:13m²以上。 購入:50m²以上(地上3階以上の共同住宅の場合:30m²以上)

給付額

再取得住宅
の床面積
（※）

×

給付単価

税率8%時:
5,130円

×

再取得住宅の
持分割合

税率10%時:
8,550円

給付額 =

（※）給付する床面積の上限は、175m²。175m²以上の場合は、175m²分を給付。

給付例(10%時)

①再取得住宅の床面積100m²
⇒約86万円

②再取得住宅の床面積175m²
⇒約150万円(上限)

補修

給付対象者

以下の要件を全てみたす者が給付対象者（原則）

- ①被災住宅を所有している者
- ②被災住宅の補修工事を発注した者
- ③補修した被災住宅に居住している者



対象住宅

消費税率8%又は10%の適用を受けている期間に補修工事を行った被災住宅。

給付額

(※)

- ①被災住宅の床面積に応じた給付単価をかけた額
- ②実際に支払った補修工事費(税抜)における増税分の消費税に相当する額のどちらか少ない方を給付。

(※)給付額 = 被災住宅の床面積 × 給付単価

	8%時	10%時
全壊(流出)・原災	1,680円	2,800円
大規模半壊	1,650円	2,750円
半壊(床上浸水)	1,380円	2,300円
一部損壊(床下浸水)	840円	1,400円

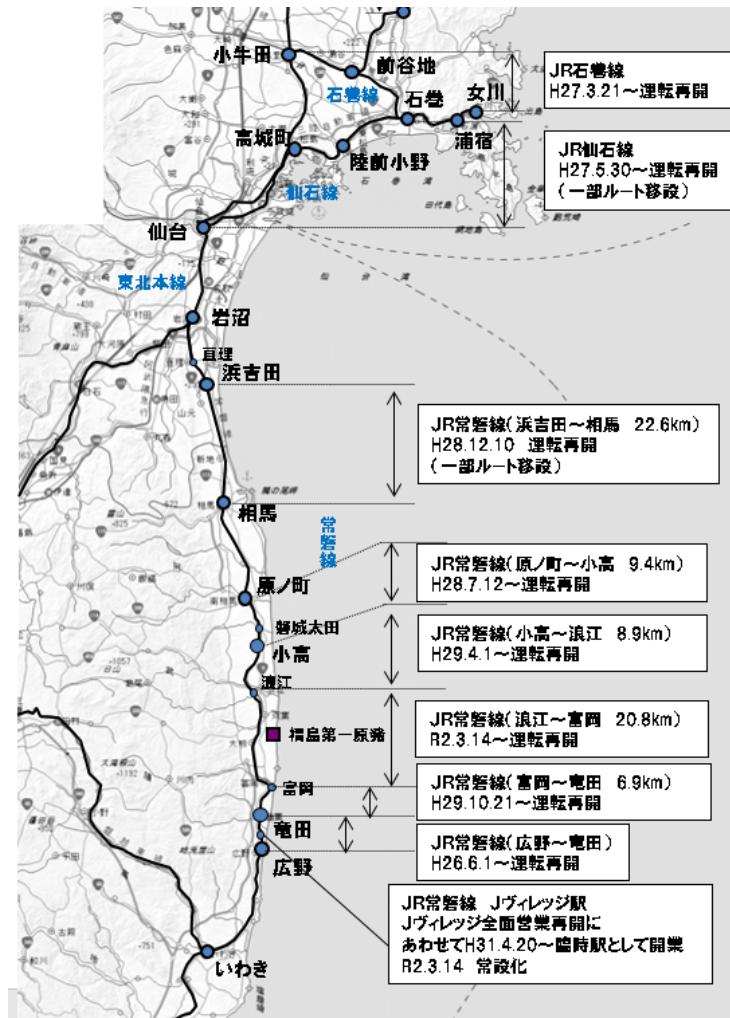
2-2-4 鉄道の復旧状況

岩手県、宮城県、福島県における被災総延長 2,350.9km
・運行再開区間 2,350.9km

— 運行中 ————— BRT運行中



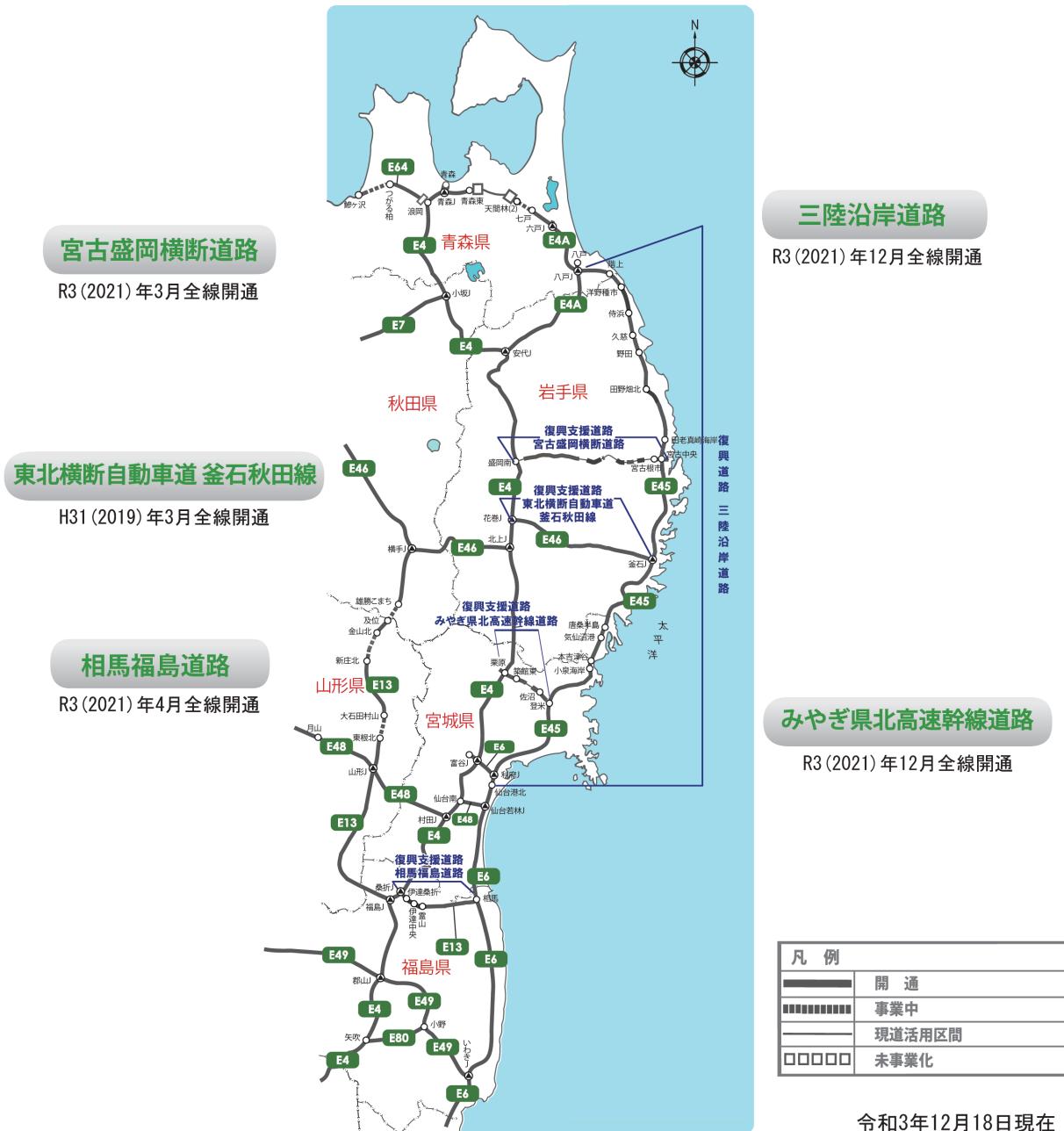
※JR大船渡線・気仙沼線のBRTによる本格復旧分を含む
※令和2年3月20日現在



※青字は被災時の路線名。

※国土地理院白地図を基に復興庁が作成

2-2-5 復興道路・復興支援道路の開通見通し



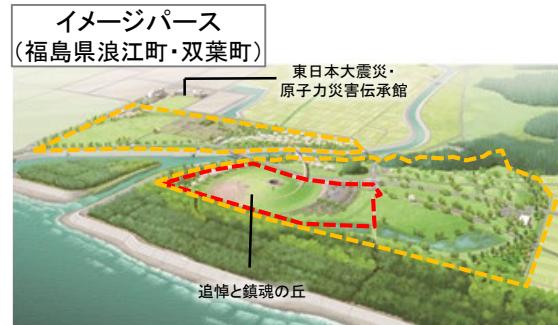
令和3年12月18日現在

2-2-6 国営追悼・祈念施設

○ 東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、地方公共団体との連携のもと、岩手県、宮城県及び福島県において地方公共団体が設置する復興祈念公園の中に、国が国営追悼・祈念施設として中核的施設となる丘や広場等を整備。

これまでの経緯

- 2011.7.29 東日本大震災からの復興の基本方針(政府方針)
「地元発意による鎮魂と復興の象徴となる森や丘や施設の整備を検討する。」と位置付け
- 2014.3.10 第10回復興推進会議において、国営の施設整備に向けた検討として、被災3県に各1か所設ける構想であり、岩手・宮城については2015年度事業化予定、
2020年度末を目指して整備する旨を報告
【岩手県・宮城県】
- 2013年度～ 岩手県陸前高田市、宮城県石巻市を対象に**基本構想・基本計画の策定、基本設計・実施設計等を実施**
岩手県・宮城県において、**整備完了(2021.3)**
- 【福島県】
2016年度～ 双葉町・浪江町にまたがる地域を対象に**基本構想・基本計画を策定、基本設計を実施**
一部利用を開始(2021.1.4)



閣議決定

岩手・宮城(2014.10.31) 福島(2017.9.1)

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、国は、地方公共団体との連携の下、岩手県陸前高田市、宮城県石巻市及び福島県双葉郡浪江町の一部の区域に、国営追悼・祈念施設(仮称)を設置する。

今後の予定

【福島県】 2025年度内での完成を目指し、引き続き整備を推進

2-3-1 産業の復旧に向けた取組①（グループ補助金）

地域経済の核となる中小企業等グループの施設・設備の復旧を支援（グループ補助金3／4補助）。
～グループの要件～

- ①経済・社会的な基幹となり、地域の復興等に不可欠な企業群、②事業・雇用規模が大きく、経済・雇用への貢献度が高い企業群、③我が国経済のサプライチェーン上、重要な企業群、④地域コミュニティに不可欠な商店街 等

グループ補助金の実績（令和4年12月時点）

これまで737グループに対し、国費3,561億円（県費とあわせて5,341億円）を支援。

	グループ	補助金 交付決定件数	補助総額 (国県)	うち国費
北海道	6グループ	36件	10億円	6億円
青森県	10グループ	208件	86億円	57億円
岩手県	135グループ	1, 573件	919億円	613億円
宮城県	256グループ	4, 487件	2, 823億円	1, 882億円
福島県	263グループ	3, 973件	1, 276億円	851億円
茨城県	58グループ	1, 432件	195億円	130億円
栃木県	1グループ	14件	5億円	3億円
千葉県	8グループ	154件	28億円	19億円
計	737グループ	11, 877件	5, 341億円	3, 561億円

復旧事例

高徳海産(石巻市)

H23年11月下旬、工場再開。



県が計画認定、国1/2と県1/4補助。国費は、H23第1次補正155億円、H23第2次補正100億円、H23予備費1249億円、H24・500億円、H24予備費801億円、H25・250億円、H25補正・204億円、H26・221億円、H27・400億円、H28・290億円、H29・210億円、H30・150億円、R1・76億円、R2・140億円、R3・64億円、R4・22億円

2-3-1 産業の復旧に向けた取組②（仮設店舗・工場等の利用状況）

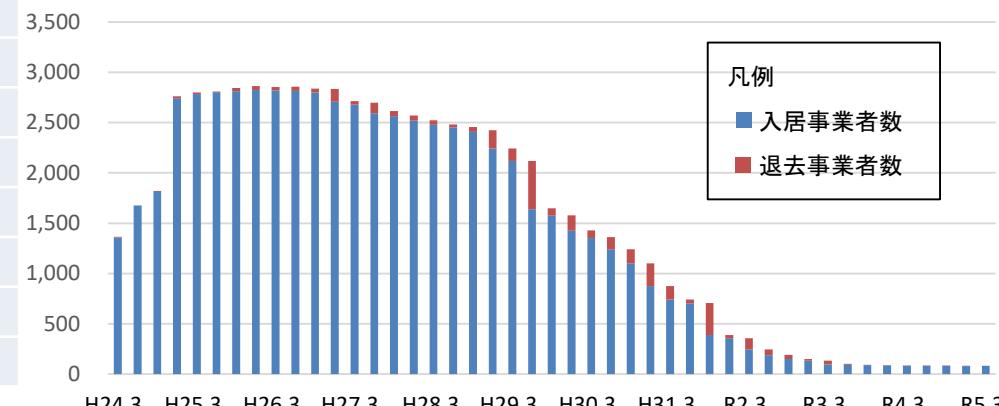
- 各被災市町村からの設置要望を受け、仮設店舗・工場等を648件整備。
- 入居事業者の本設施への移行が進んでおり、令和5年3月末時点で累計3,115事業者が退去し、入居者は82事業者となっている。
- 復旧段階から復興段階に移行するに従い、仮設施設の取り巻く環境に変化。そのため、26年度より、中小機構において、①長期利用、②移設、③撤去に係る助成を実施。

仮設施設の整備状況

	整備件数	残存件数	入居事業者数
青森県	27	0	0
岩手県	362	1	4
宮城県	149	5	6
福島県	108	27	72
茨城県	1	0	0
長野県	1	0	0
合計	648	33	82

(令和5年3月末時点:中小企業基盤整備機構調べ)

仮設施設の入居事業者数・退去事業者数



(令和5年3月末時点)(中小企業基盤整備機構調べ)

陸前高田未来商店街

(陸前高田市)

津波により壊滅的被害を受けた商店を中心に、H25年2月にオープン。



いわき四倉中核工業団地

(いわき市)

72社分の仮設工場等が事業再開。H23年11月以降、順次完成。



ここなら商店街(檜葉町)

避難解除準備区域に指定されていた中、作業員、帰還住民のために、H26年7月にオープン。



東町エンガワ商店(南相馬市)

避難解除準備区域に指定されていた中、住民の帰還促進支援のための仮設商業施設。(H27年9月オープン)



2-3-1 産業の復旧に向けた取組③（商店街の再生）

○仮設施設の本設施への移行を支援するため、

- ①津波企業立地補助金(商業施設等復興整備事業)を活用した共同店舗型商業施設の整備や、
- ②グループ補助金を活用した被災事業者の自立再建への支援を実施している。

共同店舗型商業施設の整備による支援

津波企業立地補助金(商業施設等復興整備事業)及び自立帰還支援補助金(商業施設等立地支援事業)を活用し、商業機能の回復を促進するため、共同店舗型商業施設の整備を支援。

○ 民設民営型商業施設

まちなか再生計画に位置づけられた、まちづくり会社等が運営する商業施設の整備に対する補助を実施。

【まちなか再生計画の認定実績】（認定日）

- ①宮城県 女川町(H26.12.19)【開業済】
- ②岩手県 山田町(H27.3.24)【開業済】
- ③宮城県 石巻市(H27.7.10)【開業済】
- ④宮城県 南三陸町(H27.10.2)【開業済】
- ⑤岩手県 陸前高田市(H28.1.15)【開業済】
- ⑥岩手県 大船渡市(H28.2.9)【開業済】
- ⑦福島県 いわき市(H28.2.9)【開業済】
- ⑧宮城県 名取市(H30.1.30)【開業済】
- ⑨岩手県 釜石市(H30.6.29)【開業済】
- ⑩宮城県 気仙沼市(H30.10.12)【開業済】



キャッセン大船渡
(岩手県大船渡市)
(H29.4.29オープン)

○ 公設民営型商業施設

福島12市町村を対象に、自治体が整備する商業施設に対する補助を実施。

【商業施設整備の採択案件】（採択日）

- ①福島県 川内村(H26.3.25)【開業済】
- ②福島県 広野町(H27.2.4)【開業済】
- ③福島県 南相馬市(H27.2.4)【開業済】
- ④福島県 富岡町(H28.2.16)【開業済】
- ⑤福島県 川俣町(H28.2.16)【開業済】
- ⑥福島県 飯館村(H28.3.16)【開業済】
- ⑦福島県 椿葉町(H29.3.10)【開業済】
- ⑧福島県 浪江町(H29.6.20)【開業済】
- ⑨福島県 南相馬市(H29.6.20)【開業済】
- ⑩福島県 大熊町(H30.9.12)【開業済】
- ⑪福島県 双葉町(H30.12.4)【開業済】



さくらモール
とみおか
(福島県富岡町)
(H29.3.30オープン)

本設店舗の自立再建支援

グループ補助金を活用し、中小企業等グループが作成した復興事業計画に基づき、被災事業者の被災施設等の復旧・整備を補助。

【支援実績(商店街向け)】

(令和4年12月時点)

	グループ数	事業者数	市町村数
岩手県	17グループ	460事業者	6市町村
宮城県	9グループ	173事業者	7市町村
福島県	13グループ	473事業者	8市町村
千葉県	1グループ	11事業者	1市町村
合 計	40グループ	1,117事業者	22市町村

【個別店舗支援例】

- 震災前に事業で使っていた自己所有の建物や設備を復旧するための費用を補助する。

【共同店舗支援例】

- 複数の被災事業者が入居する共同店舗を整備するための費用を補助する。

新生やまだ商店街（山田町）



タウンポート大町（釜石市）



2-3-1 産業の復旧に向けた取組④（企業立地）

被災地の企業立地を促進し産業の復興を加速するため、福島県向け、その周辺地域向け、津波・原子力災害被災地向けの企業立地補助金を創設。

ふくしま産業復興 企業立地支援事業

平成23年度3次補正予算:
1,700億円
平成24年度予備費:
402億円
・対象地域: 福島県
・交付決定件数: 559件
※R2年度で公募終了
(交付決定はR5年度末まで)
(令和5年4月末時点)

原子力災害周辺地 域産業復興 企業立地補助金

平成24年度予算: 140億円
・対象地域:
宮城県、栃木県、茨城県
・交付決定件数: 75件
※H26年度で公募終了

津波・原子力災害 被災地域雇用創出 企業立地補助金

平成25年度予算:
1,100億円
平成25年度補正予算:
330億円
平成26年度予算: 300億円
平成27年度予算: 360億円
・対象地域:
津波浸水地域(青森県、岩手県、
宮城県、茨城県)及び福島県全
域(避難指示区域等を除く)
・交付決定件数: 514件
(令和5年4月末時点)

自立・帰還支援 雇用創出 企業立地補助金

平成28年度予算: 320億円
平成29年度予算: 185億円
平成30年度予算: 80億円
令和元年度予算: 88億円
令和3年度予算: 215億円
令和4年度予算: 141億円
令和5年度予算: 141億円
・対象地域:
福島県12市町村の避難指示区
域等
・交付決定件数: 128件
(令和5年4月末時点)

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の活用事例

株式会社片山製作所 (富岡町)

・令和4年1月にパワー半導
体モジュール用の放熱基板
製造工場の操業を開始。



津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の活用事例

有限会社菊地電子工業 (宮古市)

・平成27年10月に宮古市
にコネクタ生産工場を建
設。



2-3-2 産業の復興に向けた取組①（水産業）

- 被害を受けた漁業者等に対し、漁船や定置網などの漁具の導入費や冷凍冷蔵施設などの整備費を補助するほか、経営再建に必要な経費を助成。
- 共同利用漁船・共同利用施設の新規導入を契機とする協業化や加工・流通業との連携等を促進するとともに、省エネ・省コスト設備の導入等による安定的な水産物生産体制の構築を目指す。

漁船などに被害を受けた漁業者のために、漁業協同組合などが漁船及び漁具・漁労設備を導入する場合に、国は、事業費の1／3を補助。

※平成28年度以降は原発事故の影響が残る福島県のみを対象

<共同利用漁船等復旧支援対策事業>

(平成23年度補正予算387億円、平成24年度当初予算39億円、平成25年度当初予算29億円、平成26年度当初予算17億円、平成27年度当初予算11億円、平成28年度当初予算4億円、平成29年度当初予算2億円、平成30年度当初予算4億円、令和元年度当初予算1億円、令和2年度当初予算3億円、令和3年度当初予算1億円、令和4年度当初予算1億円)

共同利用漁船等復旧支援対策事業の実績

	漁船	定置網
○北海道	22隻	
○青森県	82隻	9ヶ統
○岩手県	6,485隻	229ヶ統
○宮城県	3,486隻	178ヶ統
○福島県	252隻	
○茨城県	2隻	1ヶ統
○富山県	6隻	
○三重県		6ヶ統

※令和4年3月末時点復旧数

※「ヶ統」とは、定置網を数える単位

活用事例



採介藻漁船※(岩手県宮古市)

平成23年7月、漁協から漁業者に引渡し。

※船上からヤス等を用いて貝類や海藻を採捕するための漁船

被災した漁業者等の共同利用施設(荷さばき施設、加工処理施設、製氷貯氷施設、養殖施設、放流用種苗生産施設等)や漁港環境の復旧に必要な施設を整備する場合、国が事業費の2／3、又は半額を補助。

<水産業共同利用施設復旧整備事業>

(平成23年度補正予算731億円、平成24年度当初予算100億円、平成25年度当初予算82億円、平成25年度補正予算21億円、平成26年度当初予算78億円、平成27年度当初予算42億円、平成28年度当初予算36億円、平成29年度当初予算12億円、平成30年度当初予算12億円、令和元年度当初予算10億円、令和2年度当初予算11億円)

水産業共同利用施設復旧整備事業の交付実績

○北海道	3 件	5 億円
○岩手県	341 件	364 億円
○宮城県	330 件	405 億円
○福島県	44 件	27 億円
○茨城県	2 件	6 億円
○千葉県	3 件	0.3 億円

※令和3年5月末時点

※件数は事業計画の数

活用事例



製氷・貯氷施設(宮城県気仙沼市)

平成24年3月交付決定。

平成24年10月中旬から稼働開始。

地域の漁業者、養殖業者などが、新しい操業形態の導入や養殖業の共同化など、安定的な水産物の生産体制を構築する場合、漁業については、必要な経費のうち操業費用について1／2等を国が支援、養殖業については、水揚げ金額では賄えない部分の9／10を国が支援。

<漁業・養殖業復興支援事業>

(平成23年度補正予算818億円、平成24年度当初予算106億円)

漁業・養殖業復興支援事業の実績

	漁船漁業	養殖業
○北海道	9 経営体	
○青森県	3 経営体	
○岩手県	13 経営体	493 経営体
○宮城県	90 経営体	469 経営体
○福島県	138 経営体	
○茨城県	11 経営体	
○千葉県	3 経営体	
○富山県	1 経営体	
○三重県		19 経営体

※令和5年1月末時点

活用事例



さんま棒受網漁船(岩手県大船渡市)

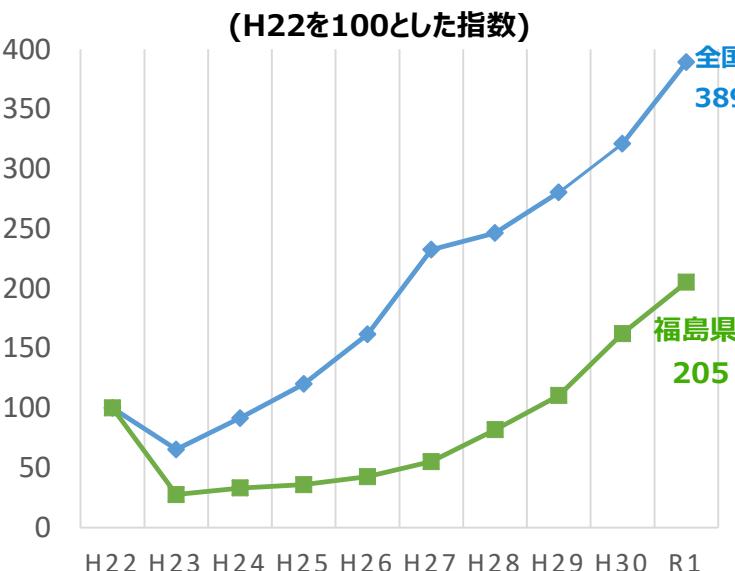
平成23年12月、漁業復興計画認定。

平成24年10月から事業開始。

2-3-2 産業の復興に向けた取組②（観光業）

- 令和2年（2020年）に外国人延べ宿泊者数を150万人泊とする目標を掲げ、平成28年（2016年）よりインバウンドを東北に呼び込むための支援を強力に進めてきた。
- その結果、令和元年（2019年）に外国人延べ宿泊者数は168万人泊となり、目標を達成。
(注) 令和2～3年の外国人延べ宿泊者数は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、被災地を含め全国的に落ち込んでいる。
- 福島では教育旅行や外国人延べ宿泊者数の回復に課題が残ることから、福島における観光復興を最大限に促進するため、滞在コンテンツの充実・強化、受入環境の整備、プロモーションの強化等を支援し、国内外からの福島への誘客を推進（福島県観光関連復興支援事業（観光庁））。

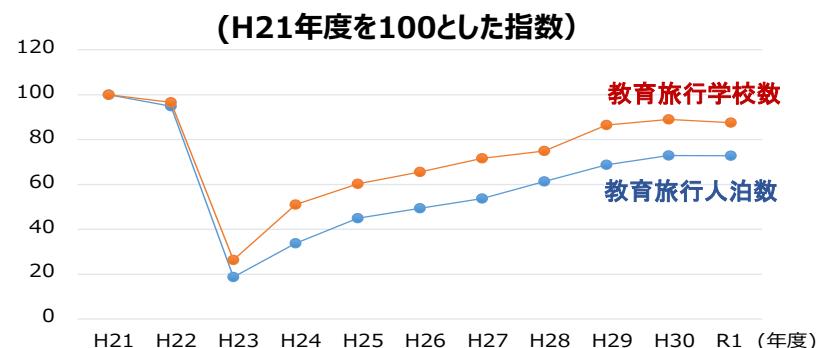
外国人延べ宿泊者数の伸び率の推移（全国・福島県）



※出典：観光庁宿泊旅行統計
※従業員10人以上の宿泊施設を対象

福島県教育旅行の延べ宿泊者数の推移

年度	H21	R1	R1/H21
人泊数	709,932	516,525	▲27.2%
校数	7,920	6,941	▲12.4%
全国の児童・生徒・学生数(千人)	17,975	16,838	▲6.3%



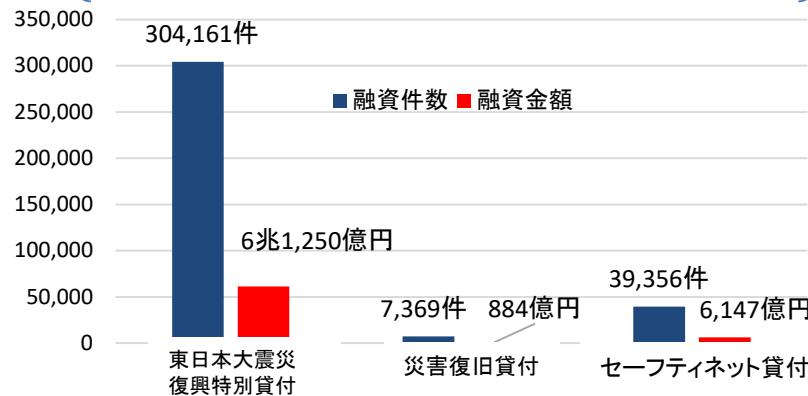
※教育旅行を目的に福島県に宿泊した小学生～大学生までの宿泊延べ人数及び学校・団体数
※出典：令和元年度福島県教育旅行入込調査報告書、文部科学統計要覧

2-3-3 被災事業者に対する資金繰り対策①

中小・小規模事業者向けの融資・保証として、東日本大震災復興特別貸付304,161件、東日本大震災復興緊急保証151,603件(H23年5月23日～R5年3月末日)。農林漁業者向けの融資については10,399件貸付決定、保証については5,330件(H23年5月2日～R5年3月末日)。

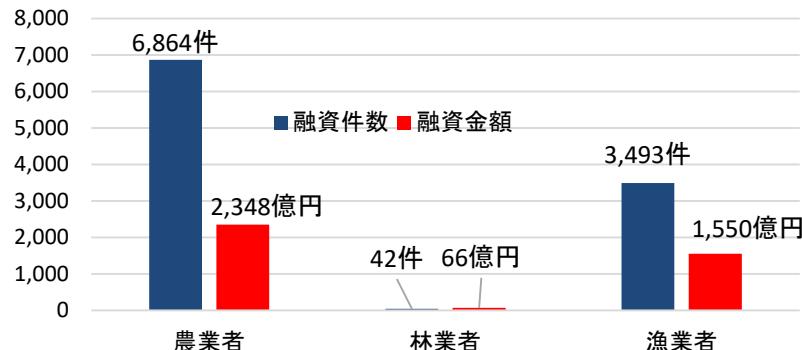
中小・小規模事業者向け融資

東日本大震災復興特別貸付 H23年5月23日～R5年3月末日
災害復旧貸付 H23年3月14日～H23年5月22日
セーフティネット貸付 H23年3月14日～H23年5月22日



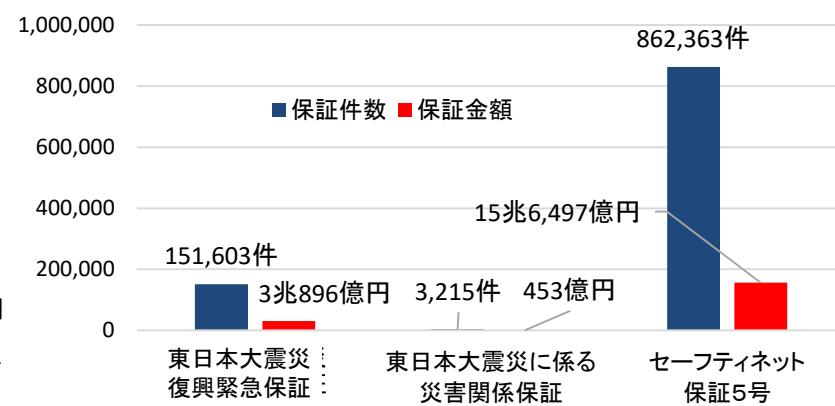
出典：中小企業庁HP「東日本大震災後の資金繰り支援策の実施状況」(<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/shikinguri/earthquake2011/index.htm>)

農林漁業者向け融資(貸付決定済)(H23年5月2日～R5年3月末日)



中小・小規模事業者向け保証

東日本大震災復興緊急保証 H23年5月23日～R5年3月末日
災害関係保証 H23年3月14日～R5年3月末日
セーフティネット保証 5号 H23年3月14日～R5年3月末日

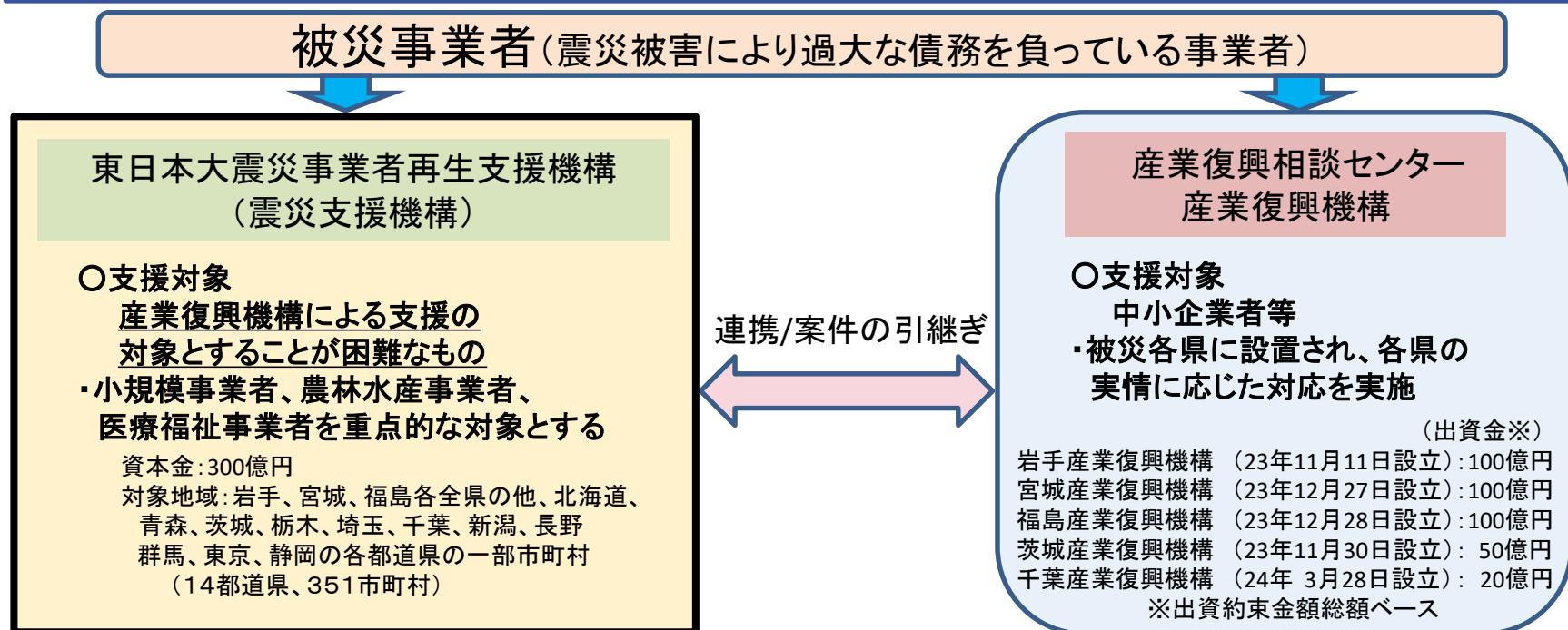


農林漁業者向け保証(H23年5月2日～R5年3月末日)



2-3-3 被災事業者に対する資金繰り対策② (中小企業者等の二重ローン問題への対応)

- 中小企業者等の二重ローン問題については、震災支援機構及び産業復興機構が連携して対応。



【二重ローン対策の支援実績】(令和5年3月末時点)

震災支援機構

- ・支援決定(令和3年3月31日まで): 747件(うち債権買取: 712件 1,327億円、債務免除: 528件 664億円、支援完了275件)
- 産業復興相談センター・産業復興機構
- ・関係金融機関等による金融支援の合意取付件数: 1,487件
(うち債権買取(令和3年3月31日まで): 339件、債権買取以外の金融支援の合意取付件数: 1,148件)

2-3-4 雇用に関する取組

- 被災地の雇用情勢は、有効求人倍率が3県ともに1倍を上回っているものの、雇用のミスマッチも見られる。
- 今後もこうした雇用のミスマッチを解消し、被災者に寄り添った就労支援として、産業政策と一体となった創出を図るとともに、求職者の状況を踏まえたきめ細かな職業紹介等に取り組んでいく。

- ・雇用のミスマッチ解消のため、きめ細かな就職支援やハロートレーニング(公的職業訓練)を実施。

《ハローワークの就職支援》

産業政策や復旧・復興需要等で生じる求人をハローワークで確保するとともに、個々の求職者に応じたきめ細かな職業相談等の実施や、職業訓練への誘導を行う。

また、人材の確保については、工場見学会を実施するなどして、求人の充足につなげている。

【実績】平成23年4月～令和4年9月 約128.0万人が就職(※1)

(※1)数値は岩手県・宮城県・福島県の各月の就職件数(原数値・パートタイム含む一般・受理地別)を合計したもの

《ハロートレーニングの実施》

就職に必要な職業スキルや知識を習得するための職業訓練を無料で実施。

【実績(速報値)】令和3年度実施コースのハロートレーニング受講者数 7,019人

- ・中小企業等が被災求職者等を雇用する場合に、産業政策と一体となった雇用面からの支援を実施。

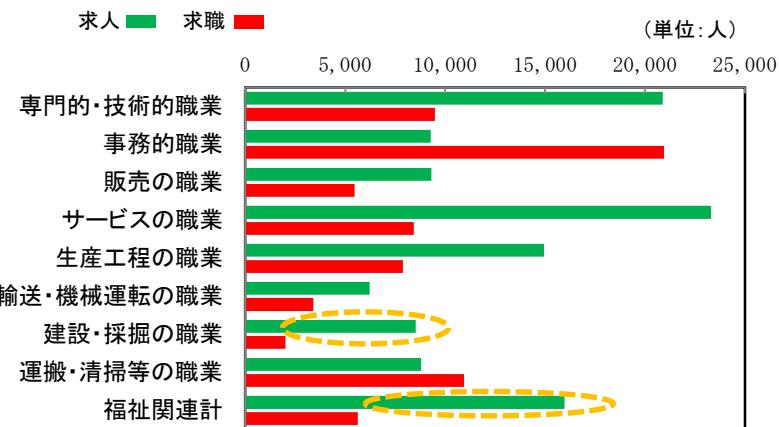
(従来の雇入費助成に加え、平成29年度から新たに住宅支援費助成を創設)

- ・事業復興型雇用確保事業(旧 事業復興型雇用創出事業)より、

【実績】平成23～令和3年度 約29.2万人の雇用創出

- ・課題:「建設・採掘の職業」等で求人と求職のミスマッチ

【被災三県の有効求人数・有効求職者数合計(令和4年9月)(※2)】



(※2)数値は岩手県・宮城県・福島県の原数値・パートタイム含む常用

【令和4年9月時点(※3)】

有効求人倍率: 岩手1.34倍、宮城1.39倍、福島1.50倍

有効求人数: 約11.9万人

有効求職者数: 約8.5万人

新規求人数: 約4.1万人

新規求職申込件数: 約1.9万件

(※3)数値は、季節調整値・パートタイム含む一般・受理地別
有効求人数・有効求職者数・新規求人数・新規求職申込件数については、
岩手県・宮城県・福島県の数値の合計

2-3-5 企業連携の推進①

被災地の産業復興を後押しするため、民間企業及び被災地方公共団体などが連携して展開する事業等を次の取組により支援している。

【新ハンズオン支援事業】

- ・被災地における販路の拡大等の経営課題を抱える事業者等に対して、グループ・個社への支援を実施。

【地域復興マッチング「結の場」】

- ・大手企業等と被災地域企業とのマッチングを目的としたワークショップを開催し、対話の場を提供。

【復興に関する情報発信】

- ・企業の復興に関する事例集やフェイスブックなどによる情報提供を実施。
- ・被災地にて企業単体または企業間で連携して展開する事業に関する相談を随時受付。

グループ支援／個社支援

【グループ支援】



東北エリアの食品・観光産業の活性化を目的とした
イベントの企画・実施や食事メニュー開発を支援

【個社支援】



集客イベントの実施と
メディア露出を支援
(宮城県塩竈町)



宿と農家のコラボ企画
によるPRを支援
(福島県会津若松市)

【グループ支援実績】

被災地における共通の課題の解決に取り組む事業者グループに対して、民間企業出身の復興庁職員が民間の知見を活用しつつ、外部の専門家を含む復興庁支援チームによる支援を実施。

平成24年度: 7件	平成25年度: 7件	平成26年度: 10件
平成27年度: 15件	平成28年度: 12件(24社)	平成29年度: 12件(42社)
平成30年度: 9件(47社)	令和元年度: 16件(35社)	令和2年度: 4件(31社)
令和3年度: 4件(24社)	令和4年度: 3件(8社)	

【個社支援実績】

被災地における販路拡大、新商品開発等の課題解決に取り組む企業等個社に対して専門家を派遣して集中的に支援を実施。

平成27年度: 21件	平成28年度: 45件	平成29年度: 53件	平成30年度: 52件
令和元年度: 42件	令和2年度: 37件	令和3年度: 33件	令和4年度: 29件

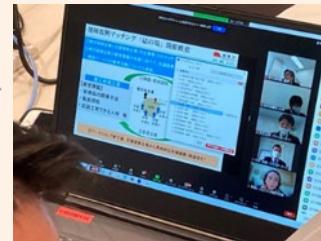
2-3-5 企業連携の推進②

地域復興マッチング「結の場」

ワークショップ形式



1対1のセッション
(オンライン形式)



ワークショップの様子
(オンライン形式)

【ワークショップ開催(参加した被災地企業の所在地)】

平成24年度:石巻市、気仙沼市

平成25年度:南三陸町、亘理町、山元町、宮古市、福島市

平成26年度:南相馬市、多賀城市、大船渡市、気仙沼市

平成27年度:会津若松市、久慈市、女川町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村

平成28年度:釜石市、山田町、相馬市、東松島市

平成29年度:名取市、陸前高田市、岩沼市、田村市、三春町、小野町

平成30年度:大槌町、塩竈市、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村

令和元年度:久慈市、宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町、石巻市、東松島市、女川町、いわき市、浪江町、楢葉町

令和2年度:釜石市、大船渡市、宮古市、大槌町、陸前高田市、久慈市、石巻市、大崎市、塩竈市、女川町、七ヶ浜町、多賀城市、気仙沼市、福島市、会津若松市、飯館村、相馬市、新地町、川俣町

令和3年度:釜石市、大船渡市、宮古市、陸前高田市、久慈市、大槌町、山田町、洋野町、岩泉町、野田村、石巻市、気仙沼市、塩竈市、東松島市、女川町、利府町、いわき市、相馬市、田村市、川俣町、玉川村

令和4年度:釜石市、宮古市、久慈市、大船渡市、洋野町、岩泉町、陸前高田市、塩竈市、気仙沼市、東松島市、石巻市、浪江町、会津若松市、いわき市、田村市、郡山市

復興に関する情報発信

- 産業復興の事例集の作成。
- 平成24年～令和4年度にかけて毎年発行。
- 令和4年度より特設Webサイトも開設

事例集冊子



特設Webサイト



- 平成28年11月、フェイスブックの復興庁公式アカウントを開設。
現場での復興の進捗や各種支援施策情報をはじめとした様々な取組みを、タイムリーに情報発信。



・産業復興事例集の特設Webサイト

<https://www.reconstruction.go.jp/jireishuu/>

・復興庁フェイスブック公式アカウント

<https://www.facebook.com/Fukkocho.JAPAN/>

2-4-1 復旧・復興の進捗情報の「見える化」

- 復興の加速化に向けて、復旧・復興の進捗状況を、被災者のニーズにあわせて分かり易くまとめ、情報共有を進め、見通しを明らかにしました。
- 地区ごとに定点で観測した写真を掲載し、進捗状況および着工から完成までが時系列で写真により確認することができます。

(1) 見える化のワンストップ（復興庁HP）

- ・復旧・復興の進捗状況に係る国、県、市町村等の情報をワンストップで見られるポータルページを提供。

(2) 「つちおと情報館」の提供

- ・住宅・公共インフラに係る事業概要、定点観測写真、工程表、地図情報等の詳細情報を、お住まいの地域毎にまとめ、視覚的に分かり易く掲載、随時更新。

[定点観測写真]

地区的詳細情報と過去の定点観測写真が一覧で表示されます。



例) 宮城県七ヶ浜町花渕浜地区 災害公営住宅



2-4-2 復興の教訓・ノウハウの活用 ①

「東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集」の作成・公表

作成の趣旨

発災から10年が経過し、復興に係る様々な取組が行われる中で、教訓や知見が蓄積



来るべき大規模災害に備え、教訓・知見の関係機関等との共有、活用に期待



「教訓・ノウハウ集」の作成

(参考)「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針(平成31年3月閣議決定)

「減災」の考え方等を含めた多様な教訓や震災の記憶を風化させることなく次の世代に伝えるとともに、効果的な復興の手法・取組や民間のノウハウ等を今後の防災・減災対策や復興に活用するため、「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ(ひなぎく)」との連携、国及び地方公共団体等による震災・復興記録の収集・整理・保存等を通じて、復興手法を始めとして復興全般にわたる取組の集約・総括を進める。

特徴

- 東日本大震災からの復旧・復興に係る官民の膨大な取組事例※を収集・調査。
成功事例だけでなく残された課題も記述。
- 復旧・復興に係る研究者の専門的知見も踏まえ、事例から教訓・ノウハウを抽出。
- 地方公共団体の職員等の理解に資するよう、簡潔かつ実践的に記述。

※原子力災害に係る事例については、地震・津波災害と課題が共通するものを除き収集対象としていない。

構成

- マトリックス表 :「被災者支援」「住まいとまちの復興」「産業・生業の再生」「協働と継承」の4つの分野ごとに、課題の発生時期(応急、復旧、復興前期、復興後期)及び各課題の相関関係を表形式で整理。
- 本文 :「課題」ごとに、東日本大震災からの復興における「状況」と「取組」、そこから導かれる「教訓・ノウハウ」を記述。
- 事例個票 :本文に紹介された「取組」について個別・詳細に紹介。

「教訓・ノウハウ集」の活用・新体制

教訓・ノウハウ集を活用した経験知の共有

1 地方公共団体への普及展開

- 岩手県・宮城県・福島県及び各市町村と教訓・ノウハウ集を共有。
- 教訓・ノウハウ集をその他の各都道府県と共有。

2 意見聴取及びフィードバック

- 掲載された教訓・ノウハウについて、地方公共団体から、現場の経験を踏まえた意見や特に参考としたい事項等について意見を聴取。
- 聽取した意見等を整理し、地方公共団体等にフィードバック。

3 関係省庁との連携

- 教訓・ノウハウ集を関係省庁で共有し、意見交換等を行い、復興に係る知見の継続的な収集・整理を行い、更なる普及展開を検討・実施。

復興知見の普及展開に向けた新体制

- 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和3年3月9日閣議決定）（抜粋）

近年多発する大規模災害に対する防災力の向上等に資するため、復興庁にこれまで蓄積した復興に係る知見を活用するための担当組織を設け、これを防災担当部局と併任させる等により、関係行政機関と知見を共有し、活用を推進する。



令和3年度からの復興庁の機構

- 復興に係る知見の活用を推進する観点から新たに審議官を設置
※ 内閣府防災担当と併任
- 復興庁に蓄積した知見の活用を推進する担当班（復興知見班）を新設

2-4-3 復興政策10年間の振り返り

東日本大震災の教訓を継承するため、復興庁として、第1期復興・創生期間の終了に至るまでの復興に係る政府の組織や取組の変遷、復興の進捗状況等について資料を収集・整理し、外部専門家等の意見も聞き、その評価や課題をとりまとめ、これまでの10年間の復興政策を振り返る。

〔目的〕

- ① 復興庁のみならず、各府省の取組を含め、復旧・復興施策を網羅的に整理
※政府の組織や法制度等の経緯・変遷を整理
※国の施策を中心に、趣旨、変遷、実績等を整理
- ② 東日本大震災が複合型の災害であったこと等に鑑み、復旧・復興で実施された、過去に例をみない施策の評価や課題のとりまとめ
- ③ 南海トラフ地震など将来起こり得る大規模災害の復興政策において、東日本大震災からの復興に係る制度・施策等を参考し、教訓として活用できるよう、とりまとめ、記録として後世に残す

〔外部有識者等の関与〕

上記の目的に鑑み、復興政策の10年間の振り返りに際して、学識経験者、行政経験者、自治体関係者等から意見をもらう。

〔とりまとめの構成案〕

- 総論（復興庁設置以前/以降に分けて整理）
震災の概要、組織体制、基本方針、法制度、予算財源、復旧・復興の進捗など
- 新たな取組
復興交付金、加速化措置、被災者支援総合交付金、「新しい東北」など
- 各論（被災者支援 / 住まいとまちの復興 / 産業・生業の再生 / 協働と継承）
地震・津波被災地域を中心に、原子力災害地域についても共通事項はあわせて整理
- 原子力災害固有の対応
復興施策（除染、帰還・移住等促進、風評払拭等）の趣旨・経緯等について整理
- その他関連資料

2-5-1 被災地での人材確保対策

【派遣元】

自治体

[常勤職員]

[任期付職員]

自治体以外

民間企業[従業員]

NPO法人[職員]

公務員OB

民間企業OB

青年海外協力隊帰国隊員

UR

等

【職員派遣】(総務省等)

・各省庁、知事会、市長会、町村会の協力により、全国の自治体から職員を派遣。(R4.4.1時点で274人派遣(常勤職員と任期付職員の合計))

・被災県で採用され県内市町村に派遣された任期付職員(R4.4.1時点での在職者数【職員派遣】【被災自治体における任期付職員の採用】の内数)41人)

【被災自治体における任期付職員の採用】

・被災自治体におけるR4.4.1時点での任期付職員の在職者数 664人(うち被災自治体自らの採用623人)

【全国の市区町村OB職員の採用】

・全国の市区町村の職員OBの情報を被災市町村に情報提供する仕組みを整備(R4.4.1時点で、登録6人、採用0人)

【民間企業等に在籍のまま任期付職員・非常勤特別職として採用】

・民間企業や自治体の第三セクター等の従業員を在籍したまま被災自治体が受け入れる仕組みを整備。(R4.4.1時点で18人採用)

【復興支援員】(総務省)

・復興に伴う地域協力活動を通じコミュニティ再構築を図ることを目的に、被災地方自治体から委嘱された被災地域内外の人材が、被災者の見守り・ケアや、地域おこし活動等を実施。(R4年度190人が活動)

【国家公務員の非常勤として採用】(復興庁)

・復興庁の非常勤職員等として採用し、市町村に駐在させる等の取組を実施。(R5.4.1時点で62人が駐在)

(事業に必要な職員・労力を減らす業務委託等の取組の実施)

【派遣(NPO等)】

【派遣先(被災地)】

自治体

[常勤職員]

[任期付職員]

[非常勤職員]

[市町村駐在]

公共性・公益性
のある団体

まちづくり会社、観光協会
商工会、NPO法人 等

2-5-2 ボランティア・公益的民間連携

- 被災地の復興の進展に伴い、復興の進捗状況や地域・個人のニーズが多様化しているなかで、「第2期復興・創生期間」においても引き続き、ハード面だけでなく、ソフト面を中心とした、よりきめ細かな取組が求められることから、NPOやボランティア団体等の活動に対するニーズや果たすべき役割は依然として大きい。
- このため、NPO、ボランティア団体及び企業等多様な主体が活動を効果的に進めるために必要な体制の構築、ボランティアの啓発・普及等を行っている。

○主な取組内容

多様な担い手の連携促進

- 多様な担い手の活動促進のため、被災者支援コーディネート事業において、協働事例の検証をはじめ、行政・NPO・企業等の多様な主体が連携・協働して、各地域の課題に対応していくための体制づくりや、被災地が抱える課題・ニーズを把握・整理し、被災地内外のNPO等支援団体や企業CSR等とのマッチングなどを実施。
- 福島県浜通り等地域において、行政とNPO等多様な主体の連携・協働を促すためのきっかけづくり、つながりづくりを目的とした連続交流会を開催。(平成30年1月～12月)

NPO等への情報提供

- NPO等の活動を支援するため、平成24年以降毎年、活用可能な政府の財政支援策を取りまとめ、公表。

○ 県外自主避難者支援体制強化事業において、全国自治体が実施する定住・移住支援等の情報や、全国で避難者支援を行っているNPO等支援団体の活動・連携事例を収集・分析し、NPO等支援団体及び避難者に対して、一般公開サイト等により情報提供。

東日本大震災・避難者支援情報提供サイト
私たちは今ここに

一般公開サイト
(<https://jyoho-shien.reconstruction.go.jp/>)

ボランティア活動の促進

- ボランティア活動に携わってきた方々に被災地で引き続き活躍していただくとともに、新たにボランティアへの参加を検討している方々を後押しするため、学生等に向けたキャンペーンやNPO等に向けたメッセージを発信。(平成24年度～平成30年度)

- 東日本大震災から10年 ボランティア、被災地との「絆」発信事業にて、ボランティア参加者や被災者の声をビデオレターの形で募集し当庁HPで公開。



平成30年度
「学生ボランティア促進キャンペーン」ポスター

○ 東日本大震災の復旧・復興におけるボランティア数

① 約156万人～

社会福祉協議会
災害ボランティアセンター
経由で活動

被災地内

② 約550万人～

資金提供団体(ボラサポ等)
から資金提供を受けて活動

被災地外

③ 数万人～

その他
(学生ボランティア、
企業個別の活動等)

※①と②の人数に一部重複あり

④ 数万人～

後方支援(情報支援※、ファンドレイジング、本部運営等)

※被災地の大量のボランティアニーズを整理しホームページに掲載

※被災地内外ともに、数値は発災時からの延べ数。推計を含む。

2-5-3 復興と男女共同参画

- 復興のあらゆる場面に男女共同参画の視点を導入することでよりよい復興につなげる。
- 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針及び第5次男女共同参画基本計画等を踏まえ、復興に男女共同参画の視点を持つことの必要性に対する理解を促進・浸透。

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針と第5次男女共同参画基本計画

- 基本方針では、「男女共同参画などの多様な視点を最大限活かしつつ、地方創生の施策を始めとする政府全体の施策を活用することにより、コミュニティを再生し、持続可能で活力ある地域社会を創り上げていく」と記載。
- 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）においては、第4次計画に引き続き「復興」に関する項目が設置（第8分野「防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進」）。
- 防災・復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大、防災の現場における女性の参画拡大等、計画に基づいて実施。

事例集の作成・公表

- 主に女性が中心となって行われている復興関連の取組や、取組を行っている女性を支援する取組等を中心に取材し、事例集を作成。
- 平成24年11月以降、119事例（令和5年6月現在）をとりまとめ、ホームページで公表。

男女共同参画の視点からの復興

～参考事例集～（全体統合版（第1版～第26版））



復興活動への男女共同参画の視点の浸透

- 復興に男女共同参画の視点を持つことの必要性を浸透させるための活動。
- 被災3県の自治体を対象に「復興と男女共同参画に関する調査」を実施（平成28年度調査、令和2年度調査）。
- パネルディスカッション、シンポジウム、ワークショップの開催、研修会での講演等、被災地の自治体等のニーズに応じて実施。



これまでに開催したパネルディスカッション等の模様

2-5-4 「新しい東北」の創造に向けて①（概要）

- 「新しい東北」の創造に向け、企業・NPOなど民間の人材やノウハウを最大限に活用しながら、「人々の活動」（産業・生業の再生、コミュニティの形成）の復興に取り組んでいる。

「新しい東北」とは

- 震災以前から抱えていた人口減少などの課題について、復興支援をきっかけに被災地に関わった方々と被災自治体、住民などが、互いの強みや経験を活かして課題解決を目指す動きが生まれている。
- 復興庁では、こうした動きを促進することで、被災地で芽生えた取組が持続的で広がりのあるものとして根付き、魅力的で、にぎわいのある地域（「新しい東北」）となることを目指している。

主な活動

- 協議会を設置し、自治体・企業・NPOなど、官民の多様な主体による情報交換、交流の場として活用。ホームページを用いて会員の取組について情報発信。
- さらに、協議会の下に3つの分科会を設置し、各種の課題について、個別支援や知見の共有を行っている。

「新しい東北」官民連携推進協議会(H25.12設立)：企業・NPO・大学・行政等の1,290団体 (R5.3時点)

【代表】経団連会長、経済同友会代表幹事、日商會頭 【副代表】岩手県・宮城県・福島県、3県の連携復興センター・大学、金融機関等 【事務局】復興庁

- 3県（岩手県、宮城県、福島県）での意見交換会、実践の場
- 協議会の会員団体等の活動情報を相互に共有することや、地域課題の解決に向けた多様な主体による協議・協働を生み出すことを目的として、意見交換会を開催
- 意見交換会の議論を通じて挙がった地域課題の解決に向けた取組（解決策）について、実践の場で発信・試行
 - 令和4年度実践の場（福島県）若者による話し合いの場
 - 
 - 
- 「新しい東北」復興創生の星顕彰事業
 - 「新しい東北」の創造に向けて取り組んでいる方を表彰（平成28年度から実施）
 - 令和4年度は10件を顕彰
 - 
 - 【令和4年度受賞団体】一般社団法人 ならはみらい（福島県双葉郡楢葉町）「笑ふるタウンならは」を運営し、地域コミュニティの再生と情報発信に取り組んでいる団体。
避難指示解除区域の復興に向け、空き地・空き家バンクの運営や震災伝承活動も実施。
- Fw:東北 Fan Meeting
 - 被災地の様々な課題をテーマ（例：移住、地域の魅力発信）に東北で活動している方が課題を説明し、参加者を交えワークショップを開催
 - 独自のFacebookを活用し、情報発信
 - ▼令和4年度はオンライン含め21回ワークショップ開催
 - 

2-5-4 「新しい東北」の創造に向けて②（協議会の具体的な取組例）

- 被災地における復興・地域課題解決に向けた様々な活動等をテーマに、地域の課題を広く共有し、課題解決のための知見を集めるとともに、被災地に継続的に関わる人的ネットワークを構築することなどを目的として、オンラインツールも活用して全国で、「Fw:東北 Fan Meeting」と題したイベントを多数展開している。

- ✓ 「Fw:東北 Fan Meeting」においては、参加者を交えたアイデアソン等の双方向型の企画等を用意し、被災地の現状や課題について、参加者が自分事として考えることができ、その後の被災地での関わりにつながるよう工夫。
- ✓ あわせて、東日本大震災からの復興で蓄積されたノウハウを発信・共有し、今後の災害に対する全国の防災力の向上にも資するよう工夫。

- 「新しい東北」の創造に向けて取り組んでいる方を表彰することで、取組を広く情報発信とともに、被災地内外への普及・展開を図ることを目的として、平成28年度から顕彰事業を実施。

＜令和4年度選定結果＞

株式会社 幸呼来Japan（岩手県盛岡市）	株式会社 木の屋石巻水産（宮城県石巻市）
有限会社 三陸とれたて市場（岩手県大船渡市）	一般社団法人 南三陸町観光協会 (宮城県本吉郡南三陸町)
特定非営利活動法人 体験村・たのはたネットワーク (岩手県下閉伊郡田野畠村)	一般社団法人 オムスピ（福島県南相馬市）
NPO法人 みやっこベース（岩手県宮古市）	株式会社 smile farm（福島県伊達郡川俣町）
アンデックス 株式会社（宮城県仙台市）	一般社団法人 ならはみらい（福島県双葉郡楢葉町）

▼ 特設ページを設け、WEB記事・動画で受賞者の取組を紹介

The collage includes:

- A banner at the top right with the text "Fw: 東北 FORWARD SCHOOL Fan Meeting" and a logo featuring a sun and various icons.
- A large "ロゴマーク" (Logo) below it.
- A section titled "最新受賞者事例" (Latest Award Recipient Examples) showing a person holding a certificate.
- A screenshot of a website page for "特定非営利活動法人 おはなしっこりん" (Specific Non-Profit Activity Organization Ohanashikorin) with text about reading promotion activities.
- A photo of children reading books.
- A screenshot of a website page for "認定NPO法人 桜ライン311" (Certified NPO Organization Sakurairain 311) with text about their work.
- A photo of a person giving a presentation to a group of people.

2-5-4 「新しい東北」の創造に向けて③（地域づくりネットワーク）

- 地域課題の解決に取り組む自治体、NPOなどに対し、伴走型の「地域づくりハンズオン支援事業」を実施。
- これにより被災地内外との緩やかなつながりの構築や、地域をけん引するリーダーの育成などを図り、課題解決に向けた取組の自走化を目指す。

地域づくりハンズオン支援事業概要

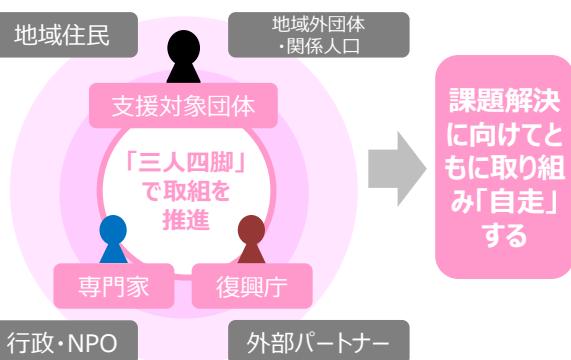
1. 地域の担い手ハンズオン支援

- 自治体、NPO等に対し、復興庁・専門家がニーズに応じたきめ細かな支援を年間を通じて継続的に実施。
- ワークショップ開催支援、地域内外のネットワーク構築支援、有識者の招へい、専門家の派遣等を実施。

2. 地域の担い手育成に資する研修

- 地域での担い手育成や、取組の普及・展開を図るため、地域の担い手研修を実施。
- ノウハウの共有や担い手のモチベーションの向上、ネットワーク構築を後押し。

地域課題解決
に取り組む
体制を築く



地域内で連携する
+
取組に伴走する
+
地域外とつながる

令和4年度 支援対象団体一覧

団体名	プロジェクト名／取組概要
特定非営利活動法人 ウィメンズアイ (宮城県南三陸町)	[南三陸町の子育てハッピープロジェクト] 震災後に移住してきた女性が中心となって、地域の若者世代が子育てしやすい環境を築いていくよう、地域における支え合いを通じた子育て支援の仕組みづくりを進めるとともに、子育てに関するネットワークや勉強会の運営体制の整備等を図る。
一般社団法人fukucier (福島県会津若松市)	[アクティブシニアや子育て中の女性が、支援が必要な高齢者や障がい者等を支える介護マッチングシステム] 震災で住み慣れた土地を離れ、身近に頼れる人がいない高齢者等の生活支援ニーズに応えるため、アクティブシニア、子育て中の女性等のスキルや隙間時間を活用した保険外生活支援サービスを提供する事業の発展に向けた基盤整備を図る。
株式会社起点 (福島県いわき市)	[田畠・里山環境を活用した玉山地区地域振興プロジェクト] 原子力発電所事故の影響で特産品の松茸が出荷制限されたいわき市の玉山地区で、綿花の有機栽培を始め、住民とともに地域振興ビジョン（地域の遊休資産等の利活用等）を検討し、綿花畑を活用した新たな交流拠点創出に向けた環境整備等を図る。

2-5-4 「新しい東北」の創造に向けて④（企業連携グループ等）

企業連携グループ

被災地の産業復興を後押しするため、民間企業及び被災地方公共団体などが連携して展開する事業等を次の取組により支援している。

【新ハンズオン支援事業】

- ・被災地域における販路の拡大等の経営課題を抱える事業者等に対して、グループ・個社への支援を実施。

【地域復興マッチング「結の場」】

- ・大手企業等と被災地域企業とのマッチングを目的としたワークショップを開催し、対話の場を提供。

【復興に関する情報発信】

- ・企業の復興に関する事例集やフェイスブックなどによる情報提供を実施。

新ハンズオン支援事業

【グループ支援】

被災地における共通の課題の解決に取り組む事業者グループに対して、民間企業出身の復興庁職員が民間の知見を活用しつつ、外部の専門家を含む復興庁支援チームによる支援を実施。

＜実績＞令和2年度：4件(31社)
令和3年度：4件(24社)
令和4年度：3件(8社)



東北エリアの食品・観光産業の活性化を目的としたイベントの企画・実施や食事メニュー開発を支援



集客イベントの実施と
メディア露出を支援
(宮城県塩竈町)

地域復興マッチング「結の場」

被災地域企業が抱える多様な経営課題の解決を図るため、支援提案企業が自らの経営資源(技術・情報・販路等)を幅広く提供しながら、マッチングを目的とした対話の場を開催。

＜実績＞

令和4年度より3県合同のオンライン開催にて実施し、これまでに延べ37回開催。岩手・宮城は沿岸部、福島は県内全域の水産加工および食料品製造業を中心に支援を実施。

令和2年度：108件

令和3年度：155件

令和4年度：167件

＜ワークショップ形式＞



産業復興事例集

産業復興の事例集の作成。平成24年～令和4年度にかけて毎年発行。

＜実績＞

- ・「復興のその先へ」(令和3年2月)
- ・「ニッポンの次世代モデルを目指す」(令和3年12月)
- ・「壁はきっと飛び越えられる」(令和5年1月)



復興庁フェイスブック

平成28年11月、復興庁公式アカウントを開設。復興の進捗や復興庁の取組み等、様々な情報を発信中。

(※)この他、「復興金融ネットワーク」(金融機関等のメンバー35団体で構成。平成26年7月設置。)において、金融機関等との産業復興に関する情報共有等を通じて、被災地の事業者等に対する資金供給に限らない各種支援につなげるための取り組みを隨時実施。

2-6-1 福島復興に向けた取組①（復興施策体系）

福島復興再生特別措置法

[平成24年3月31日施行] [平成25年5月10日改正]
[平成27年5月7日改正] [平成29年5月19日改正]
[令和2年6月12日改正] [令和4年5月27日改正]

福島復興再生基本方針

[平成24年7月13日閣議決定] [平成29年6月30日改定]
[令和3年3月26日改定]

福島復興再生計画

[令和3年4月9日認定]



同提言の具体的な部分を継承

福島12市町村の将来像有識者検討会提言

[平成27年7月30日策定] [令和3年3月8日改定]

特定復興再生拠点区域復興再生計画

被災者支援(子ども被災者支援法基本方針)

[平成25年10月11日閣議決定、平成27年8月25日改定]

風評被害対策(風評対策強化指針)

[平成26年6月23日策定] [タスクフォースの開催ごとに追補改訂]

福島県全体

- 福島の復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情と原子力政策を推進してきた国の社会的な責任を踏まえ推進することを目的

- 法の基本理念に則り、福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針

- 基本方針に即して、原子力災害からの福島の復興及び再生を推進するための計画
(従来の「避難解除等区域復興再生計画」、「産業復興再生計画」及び「重点推進計画」を統合)

福島12市町村

- 有識者検討会において、30～40年後の姿を提言としてとりまとめ

帰還困難区域内

- 基本方針に即して、帰還困難区域のうち、避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とする 것을を目指す計画

被災者支援(子ども被災者支援法基本方針)

[平成25年10月11日閣議決定、平成27年8月25日改定]

- 子ども被災者支援法に基づき、支援施策の推進に関する基本的方向や支援対象地域を定めるとともに、各種の支援施策を取りまとめ

広域

- 原子力災害による風評被害を含む影響に対する政府の取組とりまとめ

全国

2-6-1 福島復興に向けた取組②

(福島再生加速化交付金の概要)【令和5年度予算額602億円(令和4年度予算額701億円)】

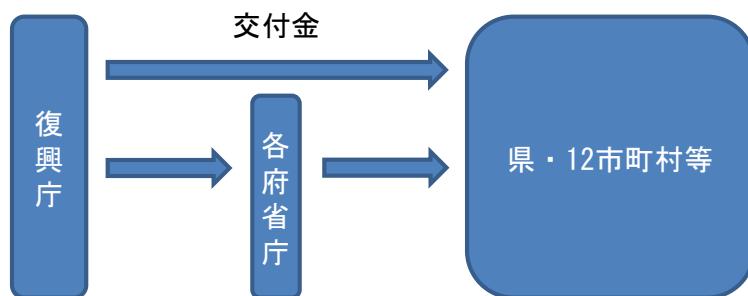
事業概要・目的

- 「復興基本方針」(抄)
福島の復興・再生には中長期的な対応が必要であり、第2期復興・創生期間以降も引き続き国が前面に立って取り組む。こうした状況に鑑み、当面10年間、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を行う。
- 長期避難者への支援から帰還環境の整備など復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題やニーズにきめ細かく対応する施策を支援し、福島の復興・再生を加速化する。

期待される効果

- 長期避難者の生活拠点整備、子育て世帯の帰還・定住支援、避難住民の帰還のための生活拠点整備等に加え、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大等に資する施策を一括して支援することにより、被災地域の復興・再生を加速することができる。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

(1) 対象区域

避難指示を受けた12市町村等(各事業に応じて対象地域を設定)

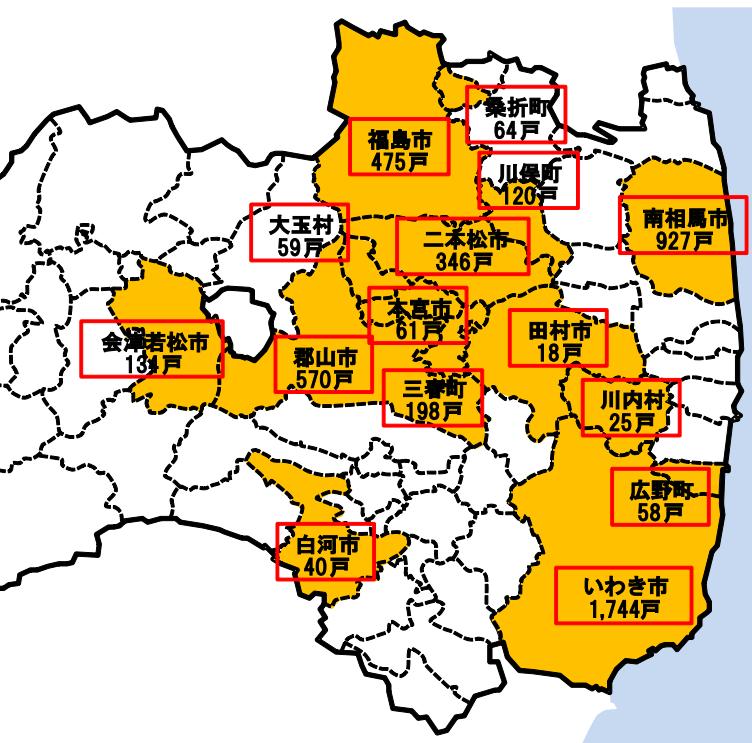
(2) 福島再生加速化交付金の主な事業内容

交付金の対象	主な事業内容
帰還・移住等環境整備	<ul style="list-style-type: none">○被災12市町村への早期帰還・移住等の促進、地域の再生加速化<ul style="list-style-type: none">・生活拠点等の整備（特定復興再生拠点、災害公営住宅等の整備等）・放射線への健康不安・健康管理対策等（個人線量の管理等）・営農・商工業再開に向けた環境整備（農地・農業用施設、産業団地の整備等）・新たな住民の移住等の促進に資する施策
長期避難者生活拠点形成	<ul style="list-style-type: none">○長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援<ul style="list-style-type: none">・長期避難者の生活拠点の形成及び関連基盤整備等（復興公営住宅の整備や道路等インフラ整備等）・復興公営住宅での生活支援（コミュニティ交流員の配置等）
福島定住等緊急支援	<ul style="list-style-type: none">○子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境整備等<ul style="list-style-type: none">・子どもの運動機会確保（遊具の更新、地域の運動施設の整備等）・基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策（ブレイリーダーの養成等）○新たな放射性薬剤の研究開発、治療実現による県民の健康不安解消○市町村等の創意工夫による風評払拭に向けた取組を支援
既存ストック活用まちづくり支援	<ul style="list-style-type: none">○既存ストック（空き地・空き家等）を活用したまちづくり支援<ul style="list-style-type: none">・既存ストックの有効活用による公的施設等の整備・復興拠点6市町村における既存ストック活用策を検討・協議するための官民連携プラットフォームの構築、社会実験の実施
浜通り地域等産業発展環境整備事業	<ul style="list-style-type: none">○福島浜通り地域等における産業発展に向けた環境整備<ul style="list-style-type: none">・福島イノベーション・コースト構想の推進に係る交流・関係人口拡大、取組の周知・新規の起業、創業に向けたハンズオン支援体制の構築に向けた支援
水産業共同利用施設復興促進整備事業	<ul style="list-style-type: none">○本格的な水産業の復興に向け、被災した市町村等が所有する水産業共同利用施設等の整備に対して支援

2-6-1 福島復興に向けた取組③（長期避難者への生活支援）

- 原発事故により長期にわたる避難生活を余儀なくされた方々が安定して過ごせるよう、災害公営住宅の整備を中心に、関連して必要となるインフラ整備やソフト施策を一体的に実施し、生活拠点を形成。
- 計画戸数4,890戸のうち2018年度末までに4,767戸完成。

■長期避難者向け災害公営住宅の整備状況



事業実施主体

完成戸数

福島県
市町村
合計

4,389戸
378戸
4,767戸

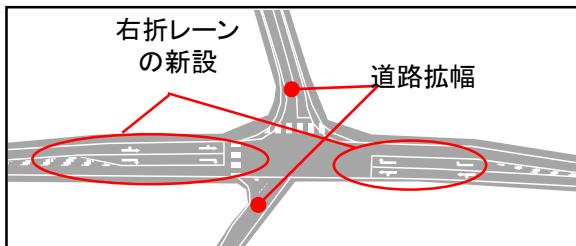
■福島再生加速化交付金による主な支援

○生活拠点事業



県営災害公営住宅「日和田団地」

○関連基盤整備等事業



- ・長期避難者向けの災害公営住宅の整備
- ・同住宅における家賃の低廉化等

- ・道路事業（アクセス道路の拡幅、交差点改良等）
- ・被災者生活支援事業（コミュニティ交流員の配置等）等

2-6-1 福島復興に向けた取組④（子どもの運動機会の確保等）

- 「子ども元気復活交付金」(注)の活用により、子育て世帯が早期に帰還し、安心して定住できる環境の整備を図るため、子どもの運動機会の確保のための遊具の更新や運動施設の整備、公的賃貸住宅の整備を実施
- 特に運動施設については、ハード整備にあわせて、子どもたちの運動する力を引き出すソフト事業も実施

(注)平成25年度当初予算で創設。平成25年度補正予算より福島再生加速化交付金に統合

遊具の更新を通じた子育て世帯の帰還促進【広野町】

広野町では、公園の遊具の更新を行い、子どもたちが安心して遊べる環境を整備することにより、子育て世帯の帰還を促進している。



更新した遊具で遊ぶ子どもたち



ハード・ソフト一体となった運動機会の確保【本宮市】

本宮市では、運動施設のリニューアルや屋外の遊び場の整備を行うとともに、生き生きと遊ぶ力をより一層引き出す「プレイリーダー」の養成により、子どもたちの運動や遊びの機会の創出を図っている。



にぎわう屋外遊び場



ウィリアム王子訪問(27年2月) プレイリーダーの養成



■これまでの採択実績

計29回の配分により以下の事業を採択

- 遊具の更新643箇所
- 運動施設の整備61施設(屋内施設30施設、屋外施設34施設)
- 運動施設整備と一体的に行うプレイリーダー養成等のソフト事業(9市町村)
- 子育て定住支援賃貸住宅の整備(20戸)及び家賃低廉化

■参考ホームページ

子ども元気復活交付金の概要や整備事例の詳細については
復興庁ホームページを参照

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/20140411163951.html>

2-6-1 福島復興に向けた取組⑤（風評払拭のための情報発信支援等）

地域情報発信交付金

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業】）

目的・事業概要

- 福島県の本格的な復興・創生に向けては、今もなお続く風評を払拭することが重要であり、特に、「ALPS処理水の処分に関する基本方針」が決定された中で、処理水にかかる風評を抑止する必要がある。
- そのためには、国内外に向けて国による科学的根拠に基づく正しい情報の発信に加え、市町村等自らが継続的に地域の取組・魅力等を発信し続けていくことが効果的である。
- 風評の影響は地域によって様々であり、また地域の復興の進捗状況や情報発信体制にも差があるところ。それらを踏まえ、市町村等が自らの創意工夫によって必要な取組を企画・実施することが重要。
- このため、市町村等が自らの創意工夫によって地域の復興・創生に向けた取組や食品等の安全性等について理解を深めるための情報発信やイベントの実施等を継続的に取り組む環境整備について支援し、継続的に発信できる基盤を整えるとともに風評の払拭を図る。

期待される効果

- 地域の魅力等の情報発信を持続的に実施できる体制づくり及び福島県産品等への風評払拭を促進することにより、福島の復興・再生を加速することが期待される。

資金の流れ

復興庁

各市町村
県

事業イメージ

(1) 対象自治体

福島県内の全市町村（59市町村）及び福島県

(2) 事業メニュー

A 地域の魅力向上・発信事業

①【情報発信事業】

- i)風評動向調査、ii)体験等企画実施、
iii)情報発信コンテンツ作成、iv)ポータルサイト構築

②【人材活用事業】

- i)企画立案のための外部人材の活用、
ii)地域の語り部の育成

B 関連施設の改修

地域の魅力向上・発信事業と一体的に行うための関連施設の改修

(3) 交付率 1/2*

*ただし、交付限度額と比較していずれか低い額
(別途、震災復興特別交付税による地方負担軽減措置あり)

2-6-1 福島復興に向けた取組⑥

(空き地・空き屋等の活用によるまちづくりの支援)

福島再生加速化交付金 (既存ストック活用まちづくり支援)

事業概要・目的

- 避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域等の復興・再生のまちづくりのさらなる進展を図るために、原子力災害による避難指示等に伴って発生した空き地・空き家等の既存ストックを有効かつ適切に活用する場合に必要な取組を支援する。

資金の流れ



期待される効果

- 既存ストックの有効活用による公的施設の整備に加えて、多様な人材が既存ストックの利活用による賑わい・魅力の創出について検討・協議する場の立上げ、試行実証等を支援する。

これにより、官民連携による既存ストック活用のエリアマネジメントの自立・自走を促進し、避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域等の復興・再生のまちづくりを加速させることが期待できる。

事業イメージ・具体例

(1) 対象地域・団体

事業	対象地域・交付団体	事業実施主体
①	・被災12市町村	・被災12市町村
②		・帰還・移住等環境整備推進法人
③	・復興拠点6町村	・復興拠点6町村
④	・復興拠点6町村	・帰還・移住等環境整備推進法人 ・プラットフォームを構成する者(④のみ)

(2) 対象費用

- ① 建物状況調査（インスペクション）に要する費用
- ② 既存ストックの有効活用による公的施設の整備に要する費用
- ③ 官民連携プラットフォームの構築・運営及び官民連携プラットフォームにおける既存ストック活用方策の検討に要する費用
- ④ プラットフォームの検討に基づく社会実験に要する費用

(3) 補助率

- ① 定額（上限15万円／件）
- ② 3／4
- ③ 定額（上限2,000万円）
- ④ 3／4（1事業あたり1年間に限る。）

※③④はR4年度からの新規事業

2-6-1 福島復興に向けた取組⑦ (帰還・移住等環境整備)

福島再生加速化交付金 (帰還・移住等環境整備)

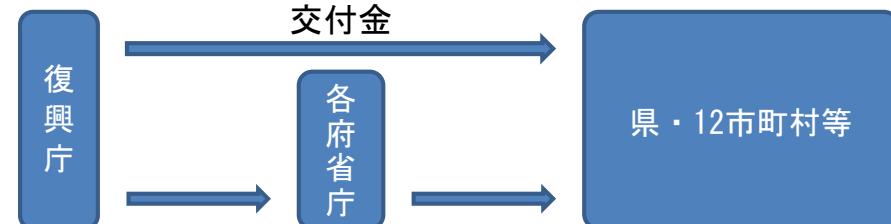
事業概要

避難指示等を受けた12市町村等において、県・12市町村等が実施する、住民の帰還や新たな住民の移住・定住の促進を図るための環境を整備する事業（住民の生活拠点等の整備、健康管理・健康不安対策、営農・商工業再開に向けた環境整備、移住等の促進に資する施策）を支援する。

目的・期待される効果

避難指示等に伴い住民が避難したこと等により復興・再生に遅れが生じている地域に対して、それぞれの地域の復興・再生のための事業をそれぞれの地域が自主的・主体的に実施することを支援することにより、避難住民の早期帰還を促進するとともに、新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大など、新たな活力を呼び込むことで、地域の再生を加速化させる。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

(1) 対象区域

避難指示を受けた12市町村等

(2) 主な交付対象事業

① 生活拠点整備

福島復興再生拠点、災害公営住宅、再生賃貸住宅、道路、小中学校・幼稚園等の整備

② 生活環境向上対策

水道施設整備、井戸掘削等

③ 健康管理・健康不安対策

モニタリングポスト整備、個人線量管理、相談員配置

④ 社会福祉施設整備

介護施設、児童福祉施設、保育所等の整備

⑤ 農林水産業再開のための環境整備

農地・農業用施設、畜産施設、木質バイオマス施設等の整備

⑥ 商工業再開のための環境整備

産業団地、貸事業所等の整備

⑦ 移住等の促進

自治体支援事業、移住支援事業、起業支援事業

2-6-1 福島復興に向けた取組⑧

(福島生活環境整備・帰還再生加速事業の概要・事業例)

【令和5年度概算決定額 80億円】
〔令和4年度予算額 88億円〕

事業概要・目的

- 福島復興再生特措法等に基づき住民の生活環境の改善に資するため、避難指示に起因して機能低下した公共施設・公益的施設について、市町村等からの要請に基づき国の費用負担により機能回復を実施
 - 原子力災害からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域等への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施
- ※ 対象区域：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

主な事業例（国が全額支援）

①生活環境の改善のための取組

★ 公共施設・公益的施設の機能回復

・公共施設の点検

避難指示に伴い、長期間放置された下水道管路について、下水道の復旧に向けて、管路の点検を実施。



・公共施設の清掃

児童福祉施設の再開に向けて、施設内の内部清掃を実施。



・公共施設の修繕

避難に伴い、長期間放置された集会施設内の修繕を実施。



など

②避難解除区域への帰還加速のための取組

★ 生活関連サービスの代替、補完

・村内医療体制の拡充

医療環境に対する住民の不安を払しょくするため、村の診療所への専門医師の定期的な派遣を委託。



★ 地域のコミュニティの維持

・市外避難者への情報提供

市外避難者と自治体とのつながりを維持してもらうため、復興情報・生活情報・防災情報等を自治体チャンネルとして放送・配信。



・避難者の交流事業

双葉地域8町村のシンボルイベントであった「ふたばワールド」を復活させ、全国に分散避難している地域住民同士の交流を創出することにより、双葉地方の人と人、人と地域を再び繋ぎ、復興に向けた意識の醸成を図る。



など

③直ちに帰還できない区域等の荒廃抑制等

★ 避難区域等の荒廃抑制・保全対策

・除草

火災等の危険を低減し避難区域を保全するためには必要な除草を実施。



・防犯パトロール、防犯カメラ

避難指示区域の見直しに伴い自由に立ち入りできる区域について、防犯・防火のためのパトロール・カメラを措置。



★ 住民の一時帰宅支援

・一時帰宅バス等の運行

自家用車等の交通手段を持たない方向けに、避難先と避難元を結ぶバスやジャンボタクシーの運行を委託。



など

2-6-1 福島復興に向けた取組⑨（中間貯蔵施設について）

1 中間貯蔵施設とは

○中間貯蔵施設とは、福島県内の除染により発生した除去土壤や廃棄物、10万Bq/kgを超える焼却灰等について、中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分までの間、**安全かつ集中的に管理・保管するための施設。**

○中間貯蔵施設区域は、大熊町(1,100ha)、双葉町(500ha)にまたがる**約1,600ha**(面積は渋谷区とほぼ同じ。)



2 事業の進捗状況

(1) 用地取得状況

○2023年5月末までに契約済みの面積は全体の約8割(1,286ha)。

(2) 輸送状況

○2015年3月から累計で約1,349万m³の除去土壤等(帰還困難区域を含む)を中間貯蔵施設へ搬入(2023年5月末時点)

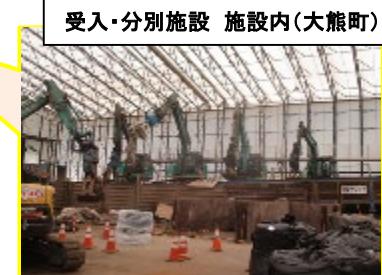
(3) 施設整備状況

○2020年3月に、中間貯蔵施設における除去土壤と廃棄物の処理・貯蔵の全工程で運転を開始。

■ 土壤貯蔵施設 ■ 受入・分別施設 ■ 仮設焼却施設・仮設灰処理施設 ■ 保管場等 ■ 廃棄物貯蔵施設



受入・分別施設 外観(大熊町)



受入・分別施設 施設内(大熊町)

3 2023年度の中間貯蔵施設事業の方針(環境省・2023年3月1日公表)

○昨今の事故も踏まえ、安全を第一に、地域の理解を得つつ、また、住民の帰還や生活に支障を及ぼさないよう、事業を実施する。

○特定復興再生拠点区域等で発生した除去土壤等の搬入を進める。

2-6-1 福島復興に向けた取組⑩

(中間貯蔵施設の整備等に伴う財政措置) 【平成26年度補正予算 1,000億円】

総額3,010億円の新規かつ追加的な財政措置

○中間貯蔵施設等に係る交付金 1,500億円

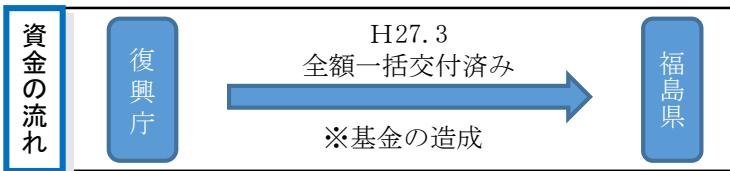
【環境省】

- 850億円は大熊・双葉両町に国が直接交付。
残りの650億円は県に交付。
- 850億円の内訳は、大熊町461億円、双葉町389億円(※)。
※両町の人口や搬入する除去土壌等の貯蔵予定量などを勘案し、決定。

○原子力災害からの福島復興交付金 1,000億円

【復興庁】

- 全額を県が造成する基金に交付。



○福島特定原子力施設地域振興交付金 510億円

【経済産業省】

- 今回の措置による増額分510億円。
(17億円×30年間)
- 増額分は全て県に交付。

事業内容

1. 被災地域における帰還・再生推進事業

避難指示が出ていたこと等により復興が遅れている地域に対して、帰還や地域の再生を推進するための事業(12市町村を対象)

- 避難地域復興拠点推進事業(道の駅「までい館」の用地取得・造成、「笑ふるタウンならは」の分譲団地の用地取得・造成、「富岡町ふたば医療センター」の用地取得・造成等)

2. 原子力災害からの復興に必要な拠点の充実に係る事業

福島の復興再生を加速するために、特に重要な拠点について、その充実を図るために実施する事業(県全域を対象)

- 県内ロボット関連企業の育成・支援、ロボット技術研究開発
- 介護支援ロボットを導入する施設への補助
- 住宅用太陽光設備の設置に係る初期投資費用への一部補助等

3. 原発事故による風評被害対策事業

未だ根強く残る原発事故による風評被害の払拭や被害拡大を防ぐために、県全域での風評被害対策のために実施する事業(県全域を対象)

- 県外の学校が、県内の教育旅行で活動する際のバス経費の一部補助
- 小・中学校等の児童生徒等が行う自然体験・交流活動への補助等

4. その他

1~3に掲げるもののほか、中間貯蔵施設の整備等による影響も含め、原子力災害による影響を強く受けた被災地域の復興や風評被害対策をはじめとした福島県全域の復興並びに地域の自立を効果的に進める事業(県全域を対象)

- 応急仮設住宅等から退去し、避難指示解除された地域に帰還した世帯へ移転費用の補助事業を実施する市町村への支援
- 12市町村農業者の生活再建を図るため、12市町村外の移住先や避難先における農業経営の再開に必要な機械・施設の導入等を支援
- 常磐自動車道追加インターチェンジ整備事業等

2-6-1 福島復興に向けた取組⑪（福島相双復興官民合同チーム）

- 原子力災害による被災事業者の自立支援を目的に、2015年8月24日、国・県・民間からなる「福島相双復興官民合同チーム」を創設。
- チーム員は総勢274人（このうち国の職員は45人。2023年6月1日時点。）。県内（福島市、いわき市、南相馬市、富岡町、浪江町）及び都内の計6拠点に常駐。
- これまでに約5,800の商工業者及び約2,600の農業者を個別訪問する（2023年6月1日時点）など、個々の事情に応じたきめ細かな支援を実施。専門家によるコンサルティングや、国の支援策等を通じ、事業再開や自立を支援。

チーム長
(相双機構理事長)

体 制

北村 清士（株式会社東邦銀行 顧問）

<福島相双復興官民合同チーム>

公益社団法人
福島相双復興推進機構

総務調整グループ
事業者支援グループ
水産販路等支援PT
営農再開グループ
産業創出グループ
広域まちづくりグループ

福島支部
南相馬支部
浪江事務所
いわき支部
富岡事務所
東京支部

福島県

原子力災害対策本部

(独)中小企業
基盤整備機構

2-6-1 福島復興に向けた取組⑫（福島イノベーション・コスト構想）

- 2014年6月、浜通り地域等に新たな産業基盤の構築を目指す「福島イノベーション・コスト構想」を取りまとめ（福島・国際研究産業都市（イノベーション・コスト）構想研究会）。
- 2017年5月、福島復興再生特別措置法を改正し、構想を法律に位置付け。
- 2019年12月、復興庁、経産省、福島県が産業発展の青写真をとりまとめ、これを受け、同法に基づく「重点推進計画」に反映。
- 福島ロボットテストフィールドが2020年3月末に全面開所。
- 世界最大級の再生可能エネルギー由来の水素製造実証施設において、2020年3月に水素の製造を開始。
- 本構想をさらに発展させるため、「創造的復興の中核拠点」となる福島国際研究教育機構（F-REI）を2023年4月に設立。

重点6分野の取り組み

廃炉

国内外の英知を結集した技術開発

- 東京電力福島第一原発の廃炉を加速するための国際的な廃炉研究開発拠点整備（楢葉町、富岡町、大熊町）



楢葉遠隔技術開発センター

ロボット・ドローン

福島ロボットテストフィールドを中心としたロボット産業を集積

- 陸・海・空のフィールドロボットの使用環境を再現した福島ロボットテストフィールド（南相馬市、浪江町）



エネルギー

先端的な再生可能エネルギー・リサイクル技術の確立へ

- 再生可能エネルギーや水素エネルギーを地域で効率的に活用するスマートコミュニティを構築



(出典) 東芝エネルギーシステムズ(株)
福島水素エネルギー研究
フィールド (FH2R) (浪江町)

医療関連

技術開発支援を通じ企業の販路を開拓

- 医療関連産業の集積を図るとともに、企業等の新規参入を促進



ふくしま医療機器開発支援センター（郡山市）

農林水産業

ICTやロボット技術等を活用した農林水産業の再生

- ICTを活用した農業モデルの確立「トラクターの無人走行実証」



航空宇宙

次世代航空モビリティの開発や関連企業の競争力強化

- 航空宇宙関連産業の技術交流や商談、参入する企業の支援等を実施



ロボット・航空宇宙フェスタふくしま

3つの柱を軸に自立的・持続的な産業発展へ

①「あらゆるチャレンジが可能な地域」

②「地域の企業が主役」

③「構想を支える人材育成」

2-6-1 福島復興に向けた取組⑬ (福島国際研究教育機構（検討経緯）)

- ① 令和元年7月29日 福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議 第1回会合開催
- ② 令和2年6月8日 福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議 最終とりまとめ
- ③ 令和2年12月18日 國際教育研究拠点の整備について（復興推進会議決定）
- ④ 令和3年11月26日 國際教育研究拠点の法人形態等について（復興推進会議決定）
- ⑤ 令和4年3月29日 福島国際研究教育機構 基本構想（復興推進会議決定）
- ⑥ 令和4年6月17日 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律 施行
- ⑦ 令和4年7月22日 岸田総理より、初代理事長として山崎光悦氏を指名
- ⑧ 令和4年8月26日 新産業創出等研究開発基本計画を策定（内閣総理大臣決定）
- ⑨ 令和4年9月16日 福島国際研究教育機構の立地決定（復興推進会議決定）、略称F-REIを公表
- ⑩ 令和4年10月27日 経団連との懇談会開催（十倉経団連会長ほか）
- ⑪ 令和4年11月22日 第1回 福島国際研究教育機構設立委員会
- ⑫ 令和4年12月27日 福島国際研究教育機構に関する関係閣僚会議の開催決定（復興推進会議決定）
- ⑬ 令和5年1月13日 第1回 F-REI产学官ネットワークセミナー（虎ノ門ヒルズ）
- ⑭ 令和5年1月27日 新産業創出等研究開発協議会 準備会合
- ⑮ 令和5年3月22日 福島国際研究教育機構に関する関係閣僚会議の第1回を開催
- ⑯ 令和5年4月1日 福島国際研究教育機構 設立
- ⑰ 令和5年5月10日 第1回新産業創出等研究開発協議会 開催

2-6-1 福島復興に向けた取組⑭

(福島国際研究教育機構の概要)

福島国際研究教育機構（以下「機構」）は、**福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望**となるものとともに、**我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指す。**

内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
環境大臣

主務大臣として共管
7年間の中期目標・中期計画

※機構が長期・安定的に運営できるよう必要な予算を確保

福島国際研究教育機構(F-REI)

Fukushima Institute for Research, Education and Innovation
〔福島復興再生特別措置法に基づく特別の法人〕

理事長：山崎光悦（前金沢大学長）

理事長のリーダーシップの下で、研究開発、产业化、人材育成等を一体的に推進

- 研究者にとって魅力的な研究環境（国際的に卓越した人材確保の必要性を考慮した給与等の水準などを整備）

- 若手・女性研究者の積極的な登用

国内外の優秀な研究者等

将来的には数百名が参画

研究開発

- 福島での研究開発に優位性がある下記5分野で、被災地や世界の課題解決に資する国内外に誇れる研究開発を推進

产业化

- 产学連携体制の構築
- 実証フィールドの積極的な活用
- 戦略的な知的財産マネジメント

人材育成

- 大学院生等
- 地域の未来を担う若者世代
- 企業の専門人材等

司令塔

- 既存施設等に横串を刺す協議会
- 研究の加速や総合調整のため、一部既存施設・既存予算を機構へ統合・集約

機構が取り組むテーマ ※新産業創出等研究開発基本計画 (R4.8.26策定)

【①ロボット】

廃炉にも資する高度な遠隔操作ロボットやドローン等の開発、性能評価手法の研究等



ドローン



遠隔操作ロボット

【②農林水産業】

農林水産資源の超省力生産・活用による地域循環型経済モデルの実現に向けた実証研究等



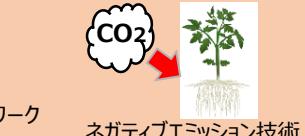
生産自動化システム等の実証



有用資源の探索・活用

【③エネルギー】

福島を世界におけるカーボンニュートラル先駆けの地にするための技術実証等

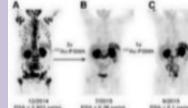


水素エネルギー網の構築・実証

ネガティブエミッション技術

【④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用】

放射線科学に関する基礎基盤研究やR I の先端的な医療利用・創薬技術開発、超大型X線CT装置による放射線産業利用等



新しいRI医薬品によるがん治療

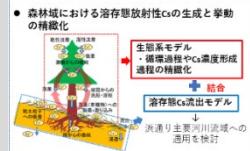


超大型X線CT装置（ものづくりDX）

【⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信】

自然科学と社会科学の融合を図り、原子力災害からの環境回復、原子力災害に対する備えとしての国際貢献、更には風評払拭等にも貢献する研究開発・情報発信等

放射性物質の環境動態研究



<機構及び仮事務所の立地>

円滑な施設整備、周辺環境、広域波及等の観点から、以下に決定

本施設：ふれあいセンターなみえ内

仮事務所：浪江町権現堂地区公有施設

福島国際研究教育機構の設置効果の広域的な波及へ

- 機構を核として、市町村、大学・研究機関、企業・団体等と多様な連携を推進
- 浜通り地域を中心に「世界でここにしかない研究・実証・実装の場」を実現し、国際的に情報発信

2-6-1 福島復興に向けた取組⑮

(福島国際研究教育機構の設立)

福島国際研究教育機構(略称:F-REI)は、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指し、福島復興再生特別措置法に基づき、令和5年4月1日に設立された特殊法人。

同日、浪江町ふれあい福祉センターで開所式を行い、岸田首相や渡辺復興大臣、小島副大臣、竹谷副大臣、内堀福島県知事、関係15市町村長が出席。



(1) F-REIのミッション

福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものであるとともに、我が国の産業競争力を世界最高の水準に引き上げ、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指すことにあります。

(2) 世界水準の研究推進と成果の社会実装・产业化

F-REIでは、福島や世界の課題解決を現実のものとするため、研究開発を行うのみならず、研究成果の社会実装・产业化や人材育成についてもその主要な業務として取り組みます。あわせて、福島に既に立地している研究施設等の取組について横串を刺す調整機能を持った司令塔としての役割も果たしてまいります。

(3) 創造的復興の中核拠点

F-REI設置の効果が広域的に波及するよう、地域の市町村や住民、企業・団体等との間で様々な形のパートナーシップで連携し、F-REIの施設の中だけでなく、施設の外も含めて広域的な実証研究フィールドととらえ、「世界でここにしかない多様な研究・実証・社会実装の場」を実現し、国際的に情報発信してまいります。

2-6-1 福島復興に向けた取組⑯

(福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律について(概要))

福島をはじめ東北の復興を一層推進するとともに、**我が国の科学技術力・産業競争力の強化**に貢献するため、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）を改正し、新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する**研究開発等に関する基本的な計画**を定めるとともに、当該計画に係る研究開発等において中核的な役割を担う新たな法人として、**福島国際研究教育機構を設立**する。

改正の概要

(1) 新産業創出等研究開発基本計画の策定

- ① 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）及び福島県知事の意見を聴いて、新産業創出等研究開発基本計画を定める。
- ② 新産業創出等研究開発基本計画は、福島国際研究教育機構が中核的な役割を担うよう定める。

(2) 福島国際研究教育機構の設立

- ① 福島国際研究教育機構を設立し、研究開発、研究開発成果の産業化、これらを担う人材の育成等の業務を行う。
- ② 主務大臣（※）は、新産業創出等研究開発基本計画に基づき、中期目標（7年）を定める。
※ 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣
- ③ 福島国際研究教育機構は、中期目標に基づき、中期計画（研究開発関連業務以外の業務については、助成等業務実施計画）を作成し、主務大臣の認可を受ける。
- ④ 主務大臣は、毎事業年度の終了後、福島国際研究教育機構の業務の実績について評価を行う。
- ⑤ 主務大臣は、②の中期目標の策定や④の評価等を行うに当たり、CSTI及び福島県知事等の意見を聴かなければならない。
- ⑥ 福島国際研究教育機構は、研究開発等の実施に係る協議を行うため、福島県や大学その他の研究機関等で構成する協議会を組織する。

福島国際研究教育機構の業務

- (1) 研究開発：新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する**研究開発等**
- (2) 産業化：研究開発の**成果を普及、活用を促進**
- (3) 人材育成：**研究者・技術者を養成、資質の向上／教育活動**
- (4) 司令塔機能：**協議会の設置・運営や協議会の構成員との連携・調整**
- (5) 情報収集・発信：研究開発に係る**情報・資料の収集・分析・提供等**

福島国際研究教育機構の特徴

- (1) 司令塔機能
 - **新産業創出等研究開発基本計画**を、福島国際研究教育機構が**中核的な役割**を担うよう作成。
 - **協議会の設置・運営**を通じて、協議会の構成員その他の関係行政機関・事業者等に対し、**資料の提出など協力を求めることが可能**。また、協議会の構成員には、協議が調った事項について**尊重義務**がある。
- (2) 処遇の柔軟性：**役職員の報酬・給与等の支給基準**において、**国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性**を考慮。
- (3) 民間活力の活用：**研究開発の成果の活用を促進する事業の実施者**に対し、**出資や人的・技術的援助**を行う。
- (4) 情報・データの収集：協議会の構成員その他の関係行政機関・事業者等に対し、**資料の提出**など、協力を求める。

※ 政府は、この法律の施行後8年を目途として、この法律による改正後の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

施行日 : 令和4年6月17日

2-6-1 福島復興に向けた取組⑯

(福島国際研究教育機構の中期計画の概要①)

I. 序文・前文

- 機構の令和5年4月1日から令和12年3月31日までの7年間における中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を、次のとおり定める。
- 機構は、原子力災害からの福島の復興及び再生に寄与するため、新産業創出等研究開発基本計画（令和4年8月26日内閣総理大臣決定）に基づき、福島における新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発、研究開発環境の整備、研究開発成果の普及、研究開発人材の育成・確保等の業務を総合的に行うこととする。また、福島イノベーション・コスト構想による先行的な取組の蓄積をいかし、福島県はもとより構想を担う多様な主体との連携を強化しながら、構想を更に発展させる役割を担うものである。
- 機構の取組は、機構の本施設の立地近接地域だけでなく、復興に取り組む地域全体にとって「創造的復興の中核拠点」として実感され、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものでなければならない。そのために、機構は、国及び福島県・市町村並びに大学その他の研究機関、企業、関係機関等と連携して、機構設置の効果が広域的に波及し、地域の復興・再生に裨益するよう取組を進めるものとされている。同時に、機構の効果は地域の垣根を越えて波及し、オールジャパンでのイノベーションの創出、科学技術力・産業競争力の強化、経済成長、さらには国民生活の向上に貢献することが期待されている。
- 機構は、理事長の明確なビジョンと強いリーダーシップの下で、福島の優位性を發揮できる、①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信の5分野を基本とした研究開発に取り組むとともに、研究開発成果の産業化・社会実装や人材育成・確保等についても、その主要な業務として行う。
- 機構は、福島に既に立地している研究施設等の取組について横串を刺す調整機能を持った司令塔としての役割を最大限に發揮する。
- 第一期中期目標期間においては、「基盤作りと存在感の提示」に重点を置くこととし、機構の施設が整備されるまでの間も復興に貢献できるよう、取組を進める。

II. 新産業創出等研究開発の成果の最大化その他の研究開発等業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

国内外に誇れる研究開発を推進し、その産業化、人材育成・確保に取り組むとともに、福島県内での活動、実証フィールド等の活用、様々な主体との連携を適切に行い、機構の設置効果が広域的に波及するよう取組を進める。

1. 研究開発に関する目標を達成するためとるべき措置

(i) 研究開発（※詳細は次頁）

日本や世界の抱える課題、地域の現状等を勘案し、福島の優位性を発揮できる5分野の基礎・応用研究を進め、併せて機構ならではの分野融合研究に取り組む。本中期目標期間においては、500報程度の学術論文の発表を目指す。

(ii) 研究開発環境の整備

外部供用も視野に入れた施設・設備等の整備を進めるとともに、50程度の研究グループによる研究体制を目指して、魅力的な研究開発環境の整備を図る。

(iii) 研究開発に係る情報収集等

研究開発を行うにあたり、福島の復興・再生に貢献する研究開発のニーズや科学技術の進展等、必要な情報の収集を行う。

2. 産業化に関する目標を達成するためとるべき措置

企業が積極的かつ柔軟に機構の活動に参画できる産学連携体制を構築する。機構の活動や研究成果等について国民に向けてわかりやすく広報活動を行う。戦略的な知的財産マネジメントや先端技術の事業化経験等を有する専門人材の確保に取り組む。

3. 人材育成・確保に関する目標を達成するためとるべき措置

(i) 人材育成

機構において研究者や技術者を長期にわたって連続的に養成する観点から、大学院生等や地域の未来を担う若者世代、企業人材等の人材育成を進める。

(ii) 人材確保

クロスアポイントメント等により、国内外の優れた研究人材の確保を図る。

III. 研究開発等業務の運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 大学や他の研究機関との連携

福島や全国の大学、教育機関、研究機関、企業、市町村等との効果的な広域連携を進め、MOU（基本合意）や包括連携協定等を30件以上締結する。

2. 効果的・効率的なマネジメント体制の確立

理事長を中心としたトップマネジメントに基づき、戦略的かつ柔軟に研究開発等並びに福島の課題把握及び地域との協働等を進めることができる体制を構築する。

3. 経費等の合理化・効率化

経費の合理化・効率化、調達の合理化及び契約の適正化を図る。

IV. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

外部資金の獲得なども段階的・計画的に進めながら、世界水準の研究を実施するために必要な研究資金を確保する。（※詳細は次頁）

その他主務省令で定める研究開発等業務の運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

国が行う機構の当初の施設整備と緊密に連携しながら、その進捗に合わせ、研究機器など設備面における研究開発環境の整備を図る。

2. 人事に関する計画

若手や女性などの多様な人材の確保を図るとともに、成果や能力に応じた柔軟な給与水準等を設定する。

3. 認知度の向上や多様なパートナーシップの構築に関する計画

情報発信等による機構の認知度の向上や多様なパートナーシップの構築に努める。機構の研究開発の成果に関しては、年1回以上の成果報告会を実施する。

4. 規制緩和に向けた取組に関する計画

研究開発の進捗に応じて、実地に即した規制緩和に向けた検討を進める。

2-6-1 福島復興に向けた取組⑯

(福島国際研究教育機構の中期計画の概要②)

< 機構が実施する研究開発 5分野の計画 >

以下の内容を基本に取り組む。ただし、福島の復興・再生の進捗に応じた研究開発のニーズや科学技術の進展等を踏まえ、柔軟に取組を実施する。

【①ロボット】

以下の取組を進める。

1. 廃炉向け遠隔技術高度化及び宇宙分野への応用
2. 防災など困難環境での活用が見込まれる強靭なロボット・ドローン技術の研究開発
3. 先端ICT技術とロボット技術が融合したクラウドロボティクスの研究開発
4. 長時間飛行・高ペイロードを実現し、カーボンニュートラルを達成する水素ドローンの研究開発
5. 防災・災害のためのドローンのセンサ技術研究開発
6. 市場化・産業化に向けた性能評価手法の標準化に向けた研究開発

【②農林水産業】

以下の取組を進める。

1. 先端技術を活用した超省力・効率的な生産技術体系の確立
2. 農山漁村エネルギーネットワークマネジメントシステムの構築
3. 新たな農林水産資源の生産・活用

【③エネルギー】

以下の取組を進める。

1. ネガティブエミッションのコア技術の研究開発・実証（BECCS、ブルーカーボン等）
2. バイオ統合型グリーンケミカル技術の研究開発
3. 水素エネルギーネットワークの構築
4. 被災地企業等再生可能エネルギー技術シーズ開発・事業化支援

【④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用】

◇放射線科学・創薬医療

以下の取組を進める。

1. 創薬医療分野の研究開発の一体的推進
2. 放射線イメージング技術の研究開発の推進
3. 放射化学、宇宙放射線科学等放射線基礎科学の推進
4. 放射線の影響解明に資する基礎基盤研究・人材育成
5. 中核的な放射線発生装置等の開発・整備

◇放射線の産業利用

以下の取組を進める。

1. 超大型X線CTシステム技術の研究開発
2. 超大型X線CTのための画像処理基盤技術の高度化
3. 現物データ活用によるものづくりの精緻化・効率化

【⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信】

以下の取組を進める。

1. 福島原発事故を踏まえた環境動態研究の新たな展開と科学的知見・経験の国際発信
2. 生態系の長期環境トレーシング研究（長期生態学研究）
3. 放射性物質の環境動態評価による物質の動態制御とリスク評価の研究
4. 原子力災害に関するデータや知見の集積・発信に関する研究
5. 原子力災害被災地における復興・再生まちづくりの実践と効果検証研究

< 予算 >

7年間の事業規模として、1000億円程度を想定。外部資金（受託事業収入等）として、7億円の獲得を目指す。

		金額（百万円）
収入	新産業創出等研究開発推進事業費補助金	99,411
	受託事業収入等	700
	計	100,111
支出	一般管理費	11,201
	業務経費	88,910
	計	100,111

[注1] 左記予算額は一定の仮定の下に試算したものである。各事業年度の予算については、事業の進捗により必要経費が変動すること等を勘案し、各事業年度において、再計算のうえ決定される。

[注2] 左記予算額には、助成等業務に係る予算を含む。

[注3] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

[注4] 中期目標期間中に支出する人件費を[注1]同様、一定の仮定の下で見積もると、17,731百万円である。

[注5] 「金額」欄の計数は、受託収入等の支出が伴う収入が発生した場合には、その増加する収入金額を限度として、支出の金額を増額することができる。**56**

2-6-1 福島復興に向けた取組⑯

(福島国際研究教育機構に関する関係閣僚会議の開催について)

名称	福島国際研究教育機構に関する関係閣僚会議
設置根拠	復興推進会議決定
設置目的	福島国際研究教育機構（F-REI）が、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」となるよう、福島国際研究教育機構の長期・安定的な運営に必要な施策の調整を進める。
設置年月日	令和4年12月27日
構成員	<ul style="list-style-type: none"> ○議長 内閣官房長官 ○副議長 復興大臣 ○構成員 内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、健康・医療戦略に関する事務を担当する国務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣 (※議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。)

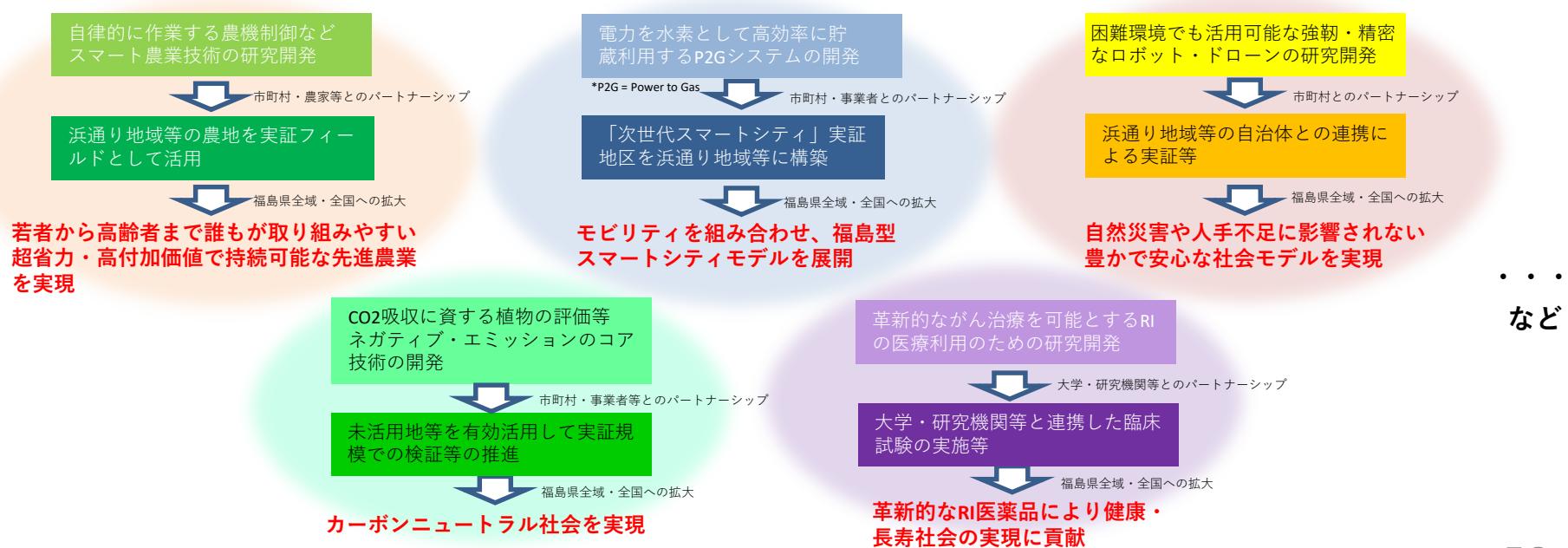
2-6-1 福島復興に向けた取組②

(F-REIを核とした浜通り地域等との広域連携による効果波及について)

(基本的考え方)

- ◆ 福島国際研究教育機構の事業は、本施設の立地近接地域だけでなく、復興に取り組む地域全体（浜通り→福島県全域→被災地全体）にとって「創造的復興の中核拠点」として実感され、その効果はさらに全国へと広域的に波及するものでなければならない
- ◆ まずは、機構が取り組む5分野に関連する既存の研究拠点や教育機関等のシーズだけでなく、地域における機構への期待や具体的なニーズを、様々な対話を通じて丁寧に把握していく
- ◆ それを踏まえ、機構を核として、地域の市町村や住民、企業・団体等との間で様々な形のパートナーシップで連携することが重要
- ◆ 浜通り地域等を中心に、機構の施設の中だけでなく、施設の外も含めて広域的なキャンパスとしてとらえ、「世界でここにしかない多様な研究・実証・社会実装の場」を実現し、国際的に情報発信する
- ◆ これにより、地域における産業の集積、人材の育成、暮らしやすいまちづくり等を進め、福島・東北の創造的復興、さらには日本創生を牽引するものとする

(機構を核としたパートナーシップによる事業展開のイメージ例)



2-6-1 福島復興に向けた取組②

(F-REI協議会（新産業創出等研究開発協議会）について)

○福島復興再生特別措置法 <抄>

第109条 機構は、新産業創出等研究開発等施策の実施に関する必要な協議を行うため、新産業創出等研究開発協議会（以下この条及び次条第一項第七号において「協議会」という。）を組織するものとする。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 機構
- 二 福島県知事
- 三 大学その他の研究機関
- 四 関係行政機関、福島の関係市町村長その他の機構が必要と認める者

（中略）

5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

○福島国際研究教育機構基本構想（令和4年3月29日 復興推進会議決定）<抄>

機構は、新産業創出等研究開発基本計画において、福島における新たな産業の創出等に資する研究開発等において中核的な役割を担うこととされ、当該研究開発等の実施に係る協議を行うため、協議会を組織し、研究開発における役割分担の明確化や重複の排除等により、福島全体で最適な研究開発体制を構築するなど、既存施設等の取組に横串を刺す司令塔としての機能を最大限に發揮する。その際、機構のリーダーシップの下で、既存施設や大学等の各機関が福島において取り組む新たな産業の創出等に資する研究開発に関する計画等を持ち寄り、協議会での議論を通じて、研究開発力を結集するための目標やビジョンの共有を図る。

協議会の構成員

（法定メンバー） F-REI、福島県知事

（大学その他の研究機関） 福島大、福島医大、会津大、福島高専、AIST、NARO、QST、JAEA、NIES

（関係行政機関） 復興庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、内閣府

（福島の関係市町村長） 浜通り地域等の15市町村（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村）の長
(その他) 福島イノベーション・コスト構想推進機構

○協議会の協議事項

- 研究開発、産業化、人材育成に関する事項
- 広域連携に関する事項
- 制度や運用の改善に関する事項
- その他新産業創出等研究開発等施策に関し必要な事項

○主なスケジュール

令和5年5月10日 第1回協議会 開催（大熊町）
 ・ワーキンググループの設置の決定、構成員によるご説明・意見交換を実施
 令和5年9月以降 第2回協議会 開催予定



第一回協議会の様子

2-6-1 福島復興に向けた取組② (ワーキンググループの設置について)

		主な任務	構成員(F-REI以外)	その他
協議会		各WGでの議論・決定等を踏まえた、新産業創出等研究開発施策の実施に関する司令塔機能の発揮	構成員すべて	浜通り地域等15市町村の持ち回り開催を検討
研究開発等WG	ロボット分野SG(サブグループ)	◆ 研究開発における役割分担の明確化や重複の排除等による最適な研究開発体制の構築(研究開発力を結集するための目標やビジョンの共有)	ロボット分野に関する研究機関等の研究者・技術者 など	対面会議や開催形式にこだわらず、web会議やメール等を活用し、効率的な情報共有や調整を行う
	農林水産業分野SG	◆ 研究成果の実用化や新産業創出につなげるための産学連携体制の構築	農林水産業分野に関する研究機関等の研究者・技術者 など	
	エネルギー分野SG	◆ 研究開発機能を活用した連携大学院制度やリサーチアシスタント制度等の人材育成の推進	エネルギー分野に関する研究機関等の研究者・技術者 など	
	放射線科学・創薬医療分野SG	◆ 規制緩和等制度の運用の改善に関する提案	放射線科学・創薬医療分野に関する研究機関等の研究者・技術者 など	
	放射線の産業利用分野SG	◆ その他F-REIの研究開発、産業化、人材育成の機能発揮に必要な情報共有等	放射線の産業利用分野に関する研究機関等の研究者・技術者 など	
	原子力災害に関するデータや知見の集積・発信分野SG		原子力災害に関するデータや知見の集積・発信分野に関する研究機関等の研究者・技術者 など	
広域連携WG		◆ 研究開発・産業化・人材育成の取組におけるF-REIを核としたパートナーシップによる広域連携体制の構築	復興庁、福島県、15市町村など	

- WG・SGの設置、WG座長の指名、構成員の委嘱等は、F-REI理事長が行い、協議会総会に報告する。
- WGの構成員は、関係する協議会構成員のほか、関係する大学等研究機関、民間団体・企業などWG座長が必要と認める者の中から委嘱する。
- WG・SGは必要に応じ、他のWG・SGと合同で開催することができる。
- WGにおける決定事項は、協議会総会において承認された時点で、「協議会において協議が整った事項」となる。

福島の創造的復興と発展を中長期的に支える地域の未来を担う若者世代等を対象とした人材育成の取組の一環として、福島県内の大学、高等専門学校、高等学校の学生・生徒を対象に、最先端の科学技術の魅力と可能性等に関し、F-REIトップ陣によるセミナーを行うもの。

トップセミナーの概要

- 開催時期：令和5年5月～令和6年3月
(対象機関との調整により順次実施)
- 講 師：山崎光悦理事長ほか
F-REIトップ陣（F-REIの役員や各研究分野の分野長など：学校側からの指定は不可）
- 実施内容：
 - それぞれの学校等における1授業時間枠内を想定
 - 実施校側で確保する施設を利用した対面開催を基本
(新型コロナウイルス感染症の動向等も考慮の上、オンライン等により実施の可能性もあり)
 - 以下に関する講義を実施
 - (一部、学生・生徒との双方向のやり取りも含む)
 - 最先端の科学技術の魅力と可能性
 - 学ぶことの重要性と未来をどう築くか
 - F-REIの役割と将来像

実施対象

- 実施対象：
福島県内の大学、高専、浜通り地域等の高等学校
- (注) 実施当日の会場確保・設営、機器等環境の整備、
当日の運営等については、各対象学校において対応
いただくものとする。（謝金、旅費等は一切不要）

実施スケジュール

- スケジュール
 - 5月17日 福島大学トップセミナー
 - 5月30日 会津大学トップセミナー
 - 6月13日 相馬高校トップセミナー
 - 6月30日 会津学鳳高校・中学校トップセミナー
 - 7月 4日 会津高校トップセミナー
 - 7月13日 小高産業技術高校トップセミナー
 - 9月12日 ふたば未来学園高校トップセミナー

以降、順次開催

2-6-1 福島復興に向けた取組② (風評被害対策)

- 福島においては、科学的根拠に基づかない風評やいわれのない偏見・差別が今なお残っている。
- 復興大臣の下、関係府省庁からなる「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース（以下、タスクフォース）」を開催（2013年3月～）。
- 2017年12月開催のタスクフォースにおいて、より具体的な情報発信を進めていくための政府全体の方針として、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を決定・公表。
- この戦略の下、「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の3つの視点から、関係府省庁において工夫を凝らした情報発信を実施するとともに、タスクフォースにおいて継続的にフォローアップする。

風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略

「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の3つの視点から「伝えるべき対象」、「伝えるべき内容」、「発信の工夫」等についてシンプルかつ重要な順に明示。

	I 知ってもらう	II 食べてもらう	III 来てもらう
対象	<ul style="list-style-type: none">①児童生徒及び教育関係者②妊産婦並びに乳幼児等の保護者③広く国民一般	<ul style="list-style-type: none">①小売・流通事業者②消費者③在京大使館、外国の要人及びプレス④在留外国人及び海外からの観光客	<ul style="list-style-type: none">①教師、PTA関係者、旅行業者②海外からの観光客、外国プレス及び在留外国人③県外からの観光客
内容	<ul style="list-style-type: none">①放射線の基本的事項及び健康影響②食品及び飲料水の安全性③復興が進展している被災地の姿 等	<ul style="list-style-type: none">①福島県産品の「魅力」や「美味しさ」②食品及び飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準③生産段階での管理体制 等	<ul style="list-style-type: none">①福島県の旅行先としての「魅力」②福島県における空間線量率や食品等の安全③教育旅行への支援策 等
工夫	<ul style="list-style-type: none">● 受信者目線で印象に残るような表現の工夫● メディアミックスの活用 等	<ul style="list-style-type: none">● 安全性も理解してもらえる工夫● 國際比較による福島県を相対化した情報発信 等	<ul style="list-style-type: none">●「ホープツーリズム」に関する発信●草の根からの発信 等

ALPS処理水の処分に伴う風評対策については、2021年4月の処分方針の決定を受け、8月20日に開催した「風評対策タスクフォース」において、関係省庁が取り組むべき情報発信等について、「ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ」として、とりまとめ、公表。

2-6-1 福島復興に向けた取組②

(ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ（概要）)

考え方

- ① 安全性のみならず、消費者等の「安心」につなげることを意識しつつ、届けて理解してもらう情報発信を関係府省庁が連携して展開する。
- ② 実行会議ワーキンググループ等における関係者からの要望も含め、地元の声をしっかりと聞いて対応する。
- ③ 輸入規制の撤廃も念頭に、海外の国・地域ごとにきめ細かく戦略的に対応する。
- ④ 継続的に状況等を把握し、それに応じた必要な情報を効果的に発信する。

施策（概要）

1 関係省庁が連携し、政府一丸となり総力を挙げて正確な情報を発信

(1) 正確で分かりやすい情報発信の積極的展開

- ・ ALPS処理水の安全性等に関し、詳細な情報も見てもらいやすくする工夫を施した科学的根拠に基づく正確で分かりやすいコンテンツを作成、発信
- ・ トリチウムに関するモニタリング結果を発信
- ・ ALPS処理水の海洋放出と食品の安全性について、大臣のメッセージを動画により多言語で配信 等

(2) 消費者等に届く情報発信と消費者等が得たい正確な情報にたどり着きやすくするための環境整備

- ・ 関心や理解の度合に応じて、インターネット、SNS等を含む多様なメディアを活用するとともに、広く関心を惹起するため、インフルエンサーを活用
- ・ テレビやラジオのCMや広告に加え、ウェブ上でのプッシュ型広告を活用
- ・ 科学的根拠に基づくわかりやすいウェブサイトを新設、バナー広告を展開 等

(3) 消費者等の安心につながる取組の展開

- ・ シンポジウム、商談会等を活用して消費者・流通業者等への説明を強化
- ・ 生産者の取組、検査体制・結果等の発信や、商品の安全性を消費者が簡単に確認できる工夫の検討等、消費者の目線に立って情報発信
- ・ 放射線専門家や料理人等を起用
- ・ 魚類飼育等を通じたALPS処理水の安全性の見える化を実施 等

(4) 教育現場における理解醸成に向けた取組の強化

- ・ 放射線副読本を活用した出前授業やワークショップ、教職員研修を実施
- ・ ホーリツーリズムを推進するため、関係者を対象とした視察の実施 等

(5) 政府一体となった施策実施体制の構築

- ・ 本タスクフォースの参加のもとで開催された広報の専門家等からなる有識者会議での提案・助言を参考に、情報発信等が更に効果的なものとなるよう検討 等

2 地元の福島県や近隣県の思いを受け止めながら、密に連携して発信

(1) 福島県及び県内市町村が自らの創意工夫によって行う風評払拭の取組への支援

- ・ 自治体が交付金を活用し、水産物の魅力等を県内外のメディアを通じて発信。国も連携した取組を検討、実施 等

(2) 実行会議ワーキンググループ等で出された地元自治体・業界の意見・要望に寄り添った施策の実施

(3) アフターコロナの状況に応じた現地での対話や情報発信の取組の強化

3 海外に向けて関係省庁が連携し、戦略的に発信

(1) 各国・地域及び市場の状況に応じたきめ細かな対応

- ・ 国・地域に相応しい媒体や発信者を選択
- ・ 海外紙において広告記事を掲載し、インターネット広告を実施
- ・ 日本政府観光局（JNTO）グローバルサイトにALPS処理水のポータルサイトへのリンクを掲載 等

(2) 海外のインフルエンサーや報道関係者等の現地招へい

- ・ 海外のインフルエンサーを現地に招へい
- ・ 報道関係者の現地視察やオンラインブリーフを実施 等

(3) 国際機関との緊密な協力

- ・ 中立的で専門的知見を有する国際機関（IAEA、OECD/NEA）と緊密に協力した情報発信

(4) 輸入規制の緩和・撤廃も念頭においた外交ルートでの説明

- ・ 優先すべき国・地域を勘案しつつ、各国・地域の政府関係者や報道機関等への丁寧な説明や働きかけを強化 等

(5) 国際会議・イベント等あらゆる機会の活用

- ・ G7サミット及び関係閣僚会合の機会を活用して、食品の安全性やALPS処理水の処分等について情報発信 等

4 国内外の状況を継続的に把握し、臨機応変に発信

(1) ALPS処理水への理解に必要な情報の認識状況等の把握

- ・ ALPS処理水の安全性等の認識状況等について、国内外の消費者を対象に実施したインターネット調査結果等を踏まえた情報発信

(2) 風評影響の把握

- ・ 福島県や隣県等の産業について風評影響等を調査
- ・ 福島県産農産物等の生産から流通・販売に至る実態を調査・分析

(3) 風評構造の分析

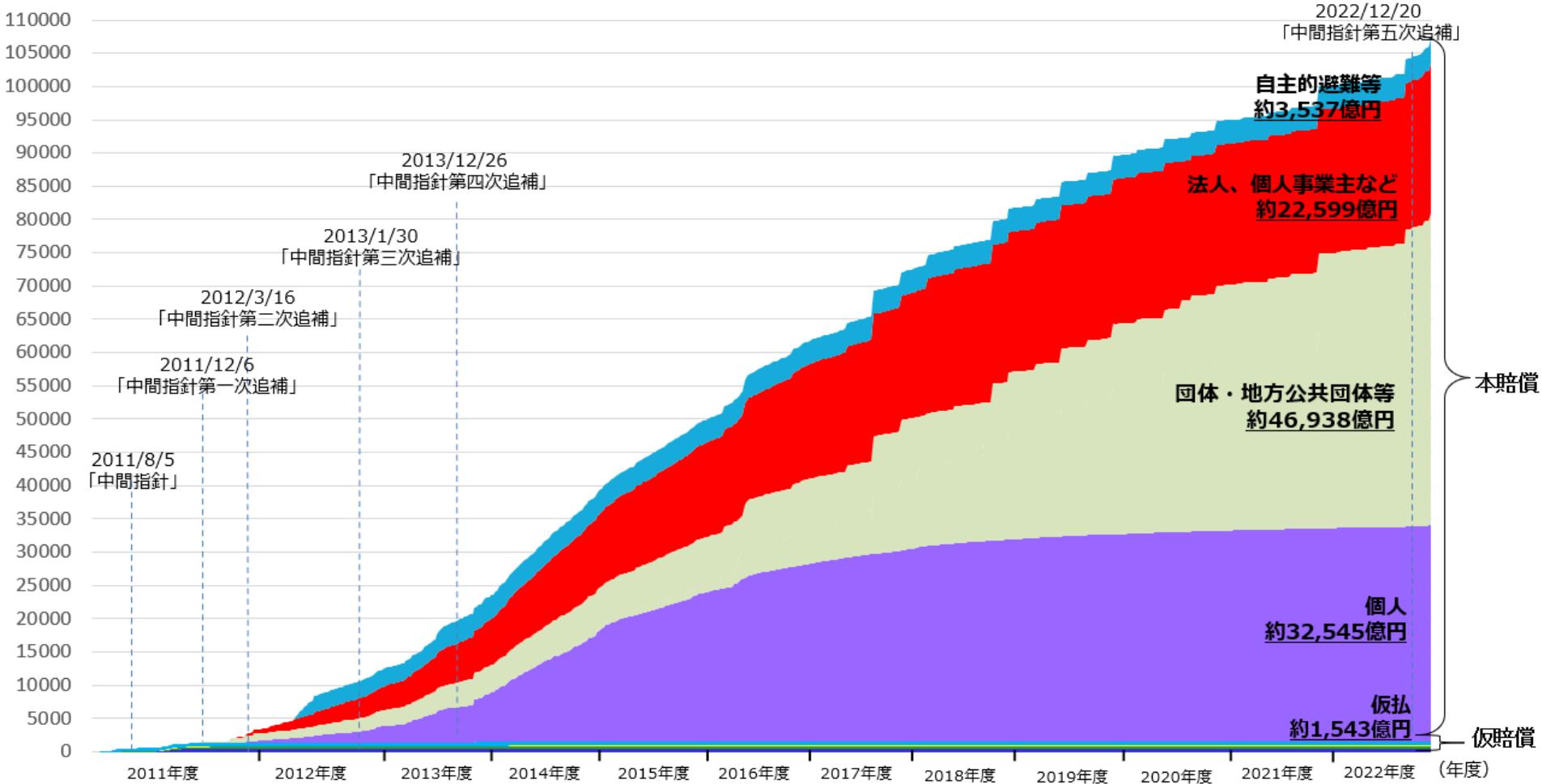
- ・ 広報の専門家等からなる有識者会議（前掲）での有識者の意見を参考に新たな施策を検討、実施 等

2-6-2 個別課題への対応（賠償①）

賠償総額：約10兆7,163億円（2023年3月31日時点）

仮払い： 約1,543億円
本賠償： 約10兆5,619億円

（億円）



2-6-2 個別課題への対応（賠償②）

原子力損害賠償紛争審査会の中間指針等に則り、東京電力より財物賠償、精神的損害賠償等を実施している。また、令和4年12月には中間指針第五次追補が策定され、従前より賠償対象とされていた月額10万円の「避難慰謝料」に加え、新たに「生活基盤喪失・変容」等に伴う精神的損害を増額することとした。

（1）不動産（住宅・宅地）に対する賠償（財物賠償）

- ① 帰還困難区域においては、事故発生前の価値の全額を賠償し、居住制限区域・避難指示解除準備区域は、事故時点から6年で全損として、避難指示の解除までの期間に応じた割合分を賠償。
- ② 解除の見込み時期までの期間分を当初に一括払いをすることとし、実際の解除時期が見込み時期を超えた場合は、超過分について追加的に賠償。

（2）住宅確保に係る損害賠償

帰還にともなう住居の修繕・建替え費用等、移住に伴う新たな住居や土地取得の費用等について、事故前の財物価値を超えて負担した費用を賠償。（平成26年7月申請受付開始）

- ① 帰還に伴う住居の修繕・建替え、移住に伴う新たな取得費用は、元の住宅の新築価格と事故前価値の差額の75%までを賠償。（財物賠償と合わせ、元の住宅の新築価格の8~10割までを賠償。）
- ② 移住に伴う宅地の賠償は、従来のお住まいが帰還困難区域等の場合は、新たに取得した土地の価格と従前の土地の価格の差額を賠償。
その他の区域にお住まいで移住される場合は75%を賠償。

※従前借家の方には、帰還、移住に応じた定額での賠償を行う。

（3）家財に対する賠償

- ① 家族構成に応じて算定した定額の賠償。
 - ② 損害の総額が定額を上回る場合には個別評価による賠償も選択可能。
- ※事故発生時に所有していた仏壇を対象として、定額40万円または個別査定に基づいた時価相当額で賠償。（平成26年3月より申請受付開始）

（4）精神的損害賠償

- ① 避難指示等対象区域において月額10万円（最大85ヶ月間）の「避難慰謝料」を賠償してきたところ。（帰還困難区域には、別途、移住を余儀なくされた精神的損害として700万円を賠償）
- ② 中間指針第五次追補において、新たに「過酷避難」、「生活基盤変容」等に伴う損害が認められ、精神的損害の賠償を増額。

（5）営業損害・就労不能損害に対する賠償

- ① 営業損害として、逸失利益等の損害を賠償。
- ② 一定期間毎における実損害を賠償する方法と、一定年数分の営業損害、就労不能損害を一括で支払う方法から選択可能。
 - （ア）就労不能損害 : 事故後3年間（賠償は平成27年2月末まで）
 - （イ）農林業以外の業種 : 事故後4年間 十年間逸失利益の2倍を追加
 - （ウ）農林業 : 事故後6年間 十年間逸失利益の3倍を追加
- ③ 営業・就労再開等による収入は控除しない。（②（ア）給与所得には適用していない。）
- ④ 事業再開費用等を賠償。（帰還して営農や営業を再開する場合、その際に必要な追加的費用を賠償。）

2-7 「復興五輪」に関する取組

東京オリンピック・パラリンピック競技大会における復興庁の関係機関と連携した取組

2021年の東京大会が、「復興五輪」として被災地の復興の後押しとなるよう、支援への感謝を伝えつつ、復興する被災地の姿や魅力を世界に発信。

① 被災地での競技開催

- 野球・ソフトボールは福島県(福島県営あづま球場)で開催
- サッカーは宮城県(宮城スタジアム)、茨城県(茨城カシマスタジアム)で開催



福島県営あづま球場(福島県)

② 聖火リレー

- 福島県「Jヴィレッジ」を出発して被災地を駆け抜ける聖火リレーを実施
- 聖火台及び聖火リレートーチ(福島県、愛知県、東京都の一部)に「福島水素エネルギー研究フィールド」で製造された水素を活用

③ 被災地產品の活用

- 国立競技場のエントランスゲートの軒に被災3県の木材を使用
- 選手村で被災地産食材を活用した料理を提供、被災地の花を中心にピクトリーブーケを作成



被災地の花を使用したピクトリーブーケ
(左:オリビック、右:パラビック)
(提供:東京2020組織委員会)

④ ホストタウンによる機運醸成

- 「復興ありがとうホストタウン」(被災3県において33市町村が登録)等、被災地でのホストタウンの登録推進

⑤ 復興の情報発信

- 選手村の食堂において福島県産をはじめ被災地の食材が活用されている旨のPRポスターを掲示
- 被災地の子ども達の復興と地域の魅力への理解増進を図るため、子どもも復興五輪を被災地で開催
- 交通広告(JR山手線の車内・車体広告等)を通じて被災地の魅力や復興五輪に関する情報を発信
- メインプレスセンター内の復興ブースにおいて、被災地の復興の状況や魅力等を伝えるスライド・動画を放映
- 同ブースにて海外メディアに対して、語り部、生産者、政府によるブリーフィングを実施したほか被災地の食材や観光地の魅力等を伝え、情報発信をしてもらえるよう、ポストカード、PRカードやチラシを配架(QRコードを付記し、食材やその安全性等の詳細情報も提供)
- パラリンピック関係者に福島県産の新鮮でおいしい安全な農産品を味わっていただき、風評払拭につながるよう、JAグループ福島から橋本組織委員会会長に対して、福島県産の桃及び梨を贈呈



Jヴィレッジを出発する聖火リレー
(提供:東京2020組織委員会)



選手村食堂でのポスターを掲示



メインプレスセンター内の復興ブース



福島県産の桃のPRカード



橋本会長への福島県産の桃及び梨の贈呈

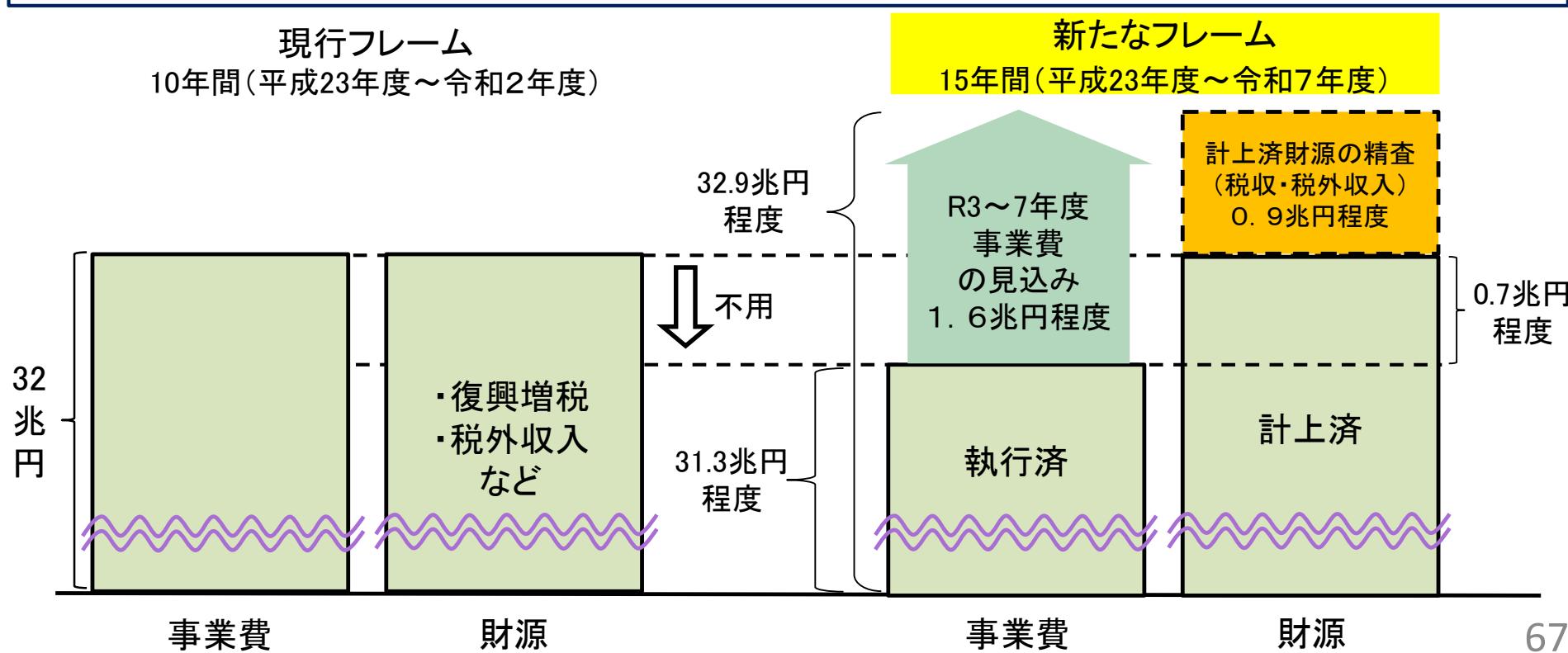
3-1 復興関係予算①（復興財源フレーム（令和2年7月17日 復興推進会議決定））

○ 事業規模については、

- ・これまでの10年間(平成23年度～令和2年度)は、31.3兆円程度、
- ・第2期復興・創生期間(令和3年度～7年度)は、1.6兆円程度と見込まれ、これらを合わせた15年間(平成23年度～令和7年度)では、32.9兆円程度と見込まれる。

○ 財源については、実績を踏まえると32.9兆円程度となり、事業規模と見合うものと見込まれる。

〔※ なお、原子力災害被災地域においては、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応する必要があることから、必要に応じて事業規模及び財源の見直しを行うこととする。〕



(参考) 第2期復興・創生期間（令和3年度～7年度）の事業規模（見込み）1. 6兆程度の内訳

① 被災者支援	0. 1兆円程度
② 住宅再建・復興まちづくり	0. 2兆円程度
③ 産業・生業の再生	0. 2兆円程度
④ 原子力災害からの復興・再生	0. 5兆円程度
⑤ その他（震災特交など）	0. 6兆円程度
合 計	1. 6兆円程度

※ 県別では、福島県1. 1兆円程度、岩手県0. 1兆円程度、宮城県0. 1兆円程度等と見込まれる。

II 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

我が国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保する。税制部分については、令和9年度に向けて複数年かけて段階的に実施することとし、令和9年度において、1兆円強を確保する。具体的には、法人税、所得税及びたばこ税について、以下の措置を講ずる。

① 法人税

法人税額に対し、税率4～4.5%の新たな付加税を課す。中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から500万円を控除することとする。

② 所得税

所得税額に対し、当分の間、税率1%の新たな付加税を課す。現下の家計を取り巻く状況に配慮し、復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに、課税期間を延長する。延長期間は、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保するために必要な長さとする。

廃炉、特定復興再生拠点区域の整備、特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた具体的な取組みや福島国際研究教育機構の構築など息の長い取組みをしっかりと支援できるよう、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き、責任を持って確実に確保することとする。

③ たばこ税

3円／1本相当の引上げを、国産葉たばこ農家への影響に十分配慮しつつ、予見可能性を確保した上で、段階的に実施する。

以上の措置の施行時期は、令和6年以降の適切な時期とする。

3-1 復興関係予算②（令和5年度復興庁一括計上予算概算決定のポイント）

令和5年度概算決定額(復興庁所管)：5,523億円 [前年度予算額：5,790億円]

地震・津波被災地域において、被災者支援などきめ細かい取組を着実に進めるとともに、原子力災害被災地域では、帰還環境の整備、生活再建など本格的な復興・再生に向けた取組を行う。
これらに加えて、福島はじめ東北地方が創造的復興を成し遂げるための取組を進める。

被災者支援：249億円

避難生活の長期化等に伴う被災者の心身の健康の維持、住宅や生活の再建に向けた相談支援、コミュニティの形成、生きがいづくり等の「心の復興」など、生活再建のステージに応じた切れ目ない支援を実施。

- | | |
|--------------------|----------|
| ・被災者支援総合交付金 | (102 億円) |
| ・被災した児童生徒等への就学等支援 | (23 億円) |
| ・緊急スクールカウンセラー等活用事業 | (16 億円) |
| ・仮設住宅等 | (7 億円) |
| ・被災者生活再建支援金補助金 | (20 億円) |
| ・地域医療再生基金 | (24 億円) |
| | 等 |

産業・生業(なりわい)の再生：339億円

ALPS処理水の処分に伴う対策として、被災県への水産に係る加工・流通・消費対策や福島県農林水産業の再生、原子力災害被災12市町村における事業再開支援、避難指示解除区域等における工場等の新增設支援等の取組を引き続き実施。

- | | |
|---------------------------|----------|
| ・水産業復興販売加速化支援事業 | (41 億円) |
| 拡 被災地次世代漁業人材確保支援事業 | (7 億円) |
| ・福島県農林水産業復興創生事業 | (40 億円) |
| ・原子力災害による被災事業者の自立等支援事業 | (16 億円) |
| ・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 | (141 億円) |
| ・福島県における観光関連復興支援事業 | (5 億円) |
| | 等 |

住宅再建・復興まちづくり：476億円

住まいとまちの復興に向けて、災害公営住宅に関する支援を継続するほか、住民の安全・安心の確保等のために迅速に事業を進める必要があることから、災害復旧事業等について支援を継続。

- | | |
|-----------------------|----------|
| ・家賃低廉化・特別家賃低減事業 | (219 億円) |
| ・社会資本整備総合交付金 | (116 億円) |
| ・森林整備事業 | (44 億円) |
| ・災害復旧事業 | (75 億円) |
| ・ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業 | (1 億円) |
| | 等 |

原子力災害からの復興・再生：4,170億円

避難指示が解除された区域での生活再開に必要な帰還環境の整備や、帰還困難区域の特定復興再生拠点の整備、特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に向けた取組等を実施するとともに、中間貯蔵施設の整備等を着実に推進。また、風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの取組を推進。

- | | |
|--------------------------------------|------------------------------------|
| ・特定復興再生拠点整備事業(436億円) | 拡 特定復興再生拠点区域外に係る除染等事業(60億円) |
| ・福島再生加速化交付金(602億円) | ・福島生活環境整備・帰還再生加速事業(80億円) |
| ・放射性物質汚染廃棄物処理事業等(730億円) | ・除去土壤等適正管理・原状回復等事業(169億円) |
| ・中間貯蔵関連事業(1,786億円) | ・風評払拭・リスクコミュニケーション強化対策(20億円) |
| 新 原子力被災地域における映像・芸術文化支援事業(3億円) | 等 |

創造的復興：236億円

単に震災前の状態に戻すのではなく、「創造的復興」を実現するため、上記の取組に加えて、福島国際研究教育機構の構築、福島イノベーション・コスト構想の推進、移住等の促進、高付加価値産地の形成等に係る取組を実施。

- | | | |
|--------------------------------|----------------------------|------------------------|
| 拡 福島国際研究教育機構関連事業(145億円) | ・福島イノベーション・コスト構想関連事業(61億円) | ・移住等の促進(福島再生加速化交付金の内数) |
| ・福島県高付加価値産地展開支援事業(27億円) | ・「新しい東北」普及展開等推進事業(3億円) | |

※ 上記のほか、東日本大震災の教訓継承事業(1億円)、復興庁一般行政経費等(51億円)を計上

※ ALPS処理水の処分に伴う対策のうち、復興特会においては、被災地又は被災者に対する事業を計上

※ 福島国際研究教育機構に係る予算については、別途、各省一般会計にも運営費(1億円)を計上(全体で146億円)

3-1 復興関係予算③（令和4年度復興庁一括計上予算のポイント）

令和4年度当初予算額(復興庁所管)：5,790億円 [前年度予算額：6,216億円]

地震・津波被災地域において、被災者支援などきめ細かい取組を着実に進めるとともに、原子力災害被災地域では、帰還環境の整備、生活再建など本格的な復興・再生に向けた取組を行う。これらに加えて、福島はじめ東北地方が創造的復興を成し遂げるための取組を進める。

被災者支援: 278億円

避難生活の長期化や恒久住宅への移転に伴う被災者の心身の健康の維持、住宅や生活の再建に向けた相談支援、コミュニティの形成、生きがいづくり等の「心の復興」など、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を実施。

- ・被災者支援総合交付金 (115億円)
- ・被災した児童生徒等への就学等支援 (26億円)
- ・緊急スクールカウンセラー等活用事業 (17億円)
- ・仮設住宅等 (8億円)
- ・被災者生活再建支援金補助金 (25億円)
- ・地域医療再生基金 (29億円) 等

住宅再建・復興まちづくり: 508億円

住まいとまちの復興に向けて、災害公営住宅に関する支援を継続するほか、住民の安全・安心の確保等のために迅速に事業を進める必要があることから、災害復旧事業等について支援を継続。

- ・家賃低廉化・特別家賃低減事業 (221億円)
- ・社会資本整備総合交付金 (108億円)
- ・森林整備事業 (46億円)
- ・災害復旧事業 (85億円)
- ・ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業 (1億円) 等

創造的復興: 157億円

単に震災前の状態に戻すのではなく、「創造的復興」を実現するため、上記の取組に加えて、国際教育研究拠点の構築、福島イノベーション・コスト構想の推進、移住等の促進、高付加価値産地の形成等に係る取組を実施。

- ・新 国際教育研究拠点推進事業 (25億円)
- ・福島県高付加価値産地展開支援事業 (52億円)
- ・福島イノベーション・コスト構想関連事業 (76億円)
- ・「新しい東北」普及展開等推進事業 (3億円)
- ・移住等の促進(福島再生加速化交付金の内数)

※ 上記のほか、新 東日本大震災の教訓継承事業(1億円)、復興庁一般行政経費等(46億円)を計上

※※ALPS処理水の処分に伴う対策のうち、復興特会においては、被災地又は被災者に対する事業を計上

産業・生業(なりわい)の再生: 347億円

ALPS処理水の処分に伴う対策として、被災県への水産に係る加工・流通・消費対策や福島県農林水産業の再生、原子力災害被災12市町村における事業再開支援、避難指示解除区域等における工場等の新增設支援等の取組を引き続き実施。

- ・新 水産業復興販売加速化支援事業 (41億円)
- ・新 福島県次世代漁業人材確保支援事業 (4億円)・福島県農林水産業復興創生事業 (41億円)
 - ・原子力災害による被災事業者の自立等支援事業 (30億円)
 - ・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (141億円)
- ・拡 福島県における観光関連復興支援事業 (5億円)
- ・新 ブルーツーリズム推進支援事業 (3億円) 等

原子力災害からの復興・再生: 4,452億円

避難指示が解除された区域での生活再開に必要な帰還環境の整備や、帰還困難区域の特定復興再生拠点の整備等を実施するとともに、中間貯蔵施設の整備等を着実に推進。また、風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの取組を推進。

- ・特定復興再生拠点整備事業 (445億円)
- ・新 特定復興再生拠点区域外に係る調査等事業 (14億円)
 - ・福島再生加速化交付金 (701億円)
 - ・福島生活環境整備・帰還再生加速事業 (88億円)
 - ・中間貯蔵施設の整備等 (1,981億円)
 - ・放射性物質汚染廃棄物処理事業等 (638億円)
 - ・除去土壤等の適正管理・搬出等の実施 (271億円)
 - ・風評払拭・リスクコミュニケーション強化対策 (20億円)

等

3-1 復興関係予算④（東日本大震災復興特別会計予算の推移）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	当初予算額(億円)	当初予算額(億円)	当初予算案(億円)
被災者支援	362	278	249
生活支援	67	33	28
教育・医療・福祉	287	241	216
救助活動	3	2	3
その他	6	2	2
住宅再建・復興まちづくり	540	508	476
災害廃棄物等処理	-	14	-
公共事業(災害復旧)	129	55	61
施設等の災害復旧等	32	30	14
復興に向けた公共事業等	380	409	401
産業・生業(なりわい)の再生	459	347	339
産業振興	459	347	339
災害関連融資	28	20	16
中小企業への支援・立地補助事業等	305	180	181
農林水産業の復興支援	80	109	110
観光復興	3	8	8
被災事業者支援	44	30	24
雇用の確保	0	0	0
原子力災害からの復興・再生	4,673	4,447	4,170
風評被害対策・食の安全確保等	96	98	100
除染等	3,014	3,006	2,805
研究開発拠点整備等	40	26	23
ふるさとの復活	1,448	1,248	1,177
その他	75	69	65
創造的復興	132	163	236
イノベーション・コスト構想関連	75	70	61
福島国際研究教育機構関連事業	2	38	145
福島県高付加価値産地展開支援事業	52	52	27
「新しい東北」の創造	3	3	3
震災復興特別交付税	1,325	919	622
その他	1,826	1,751	1,208
合計	9,318	8,413	7,301

※ 計数については、単位未満四捨五入のため、合計とは一致しないものがある。

※ 令和3年度から新たに「創造的復興」を柱立てしたこと等に伴い、令和3年度当初予算案では各柱に含まれる事業を再整理している。

3-1 復興関係予算⑤（令和3年度東日本大震災復興特別会計予算の執行状況）

(単位:億円)

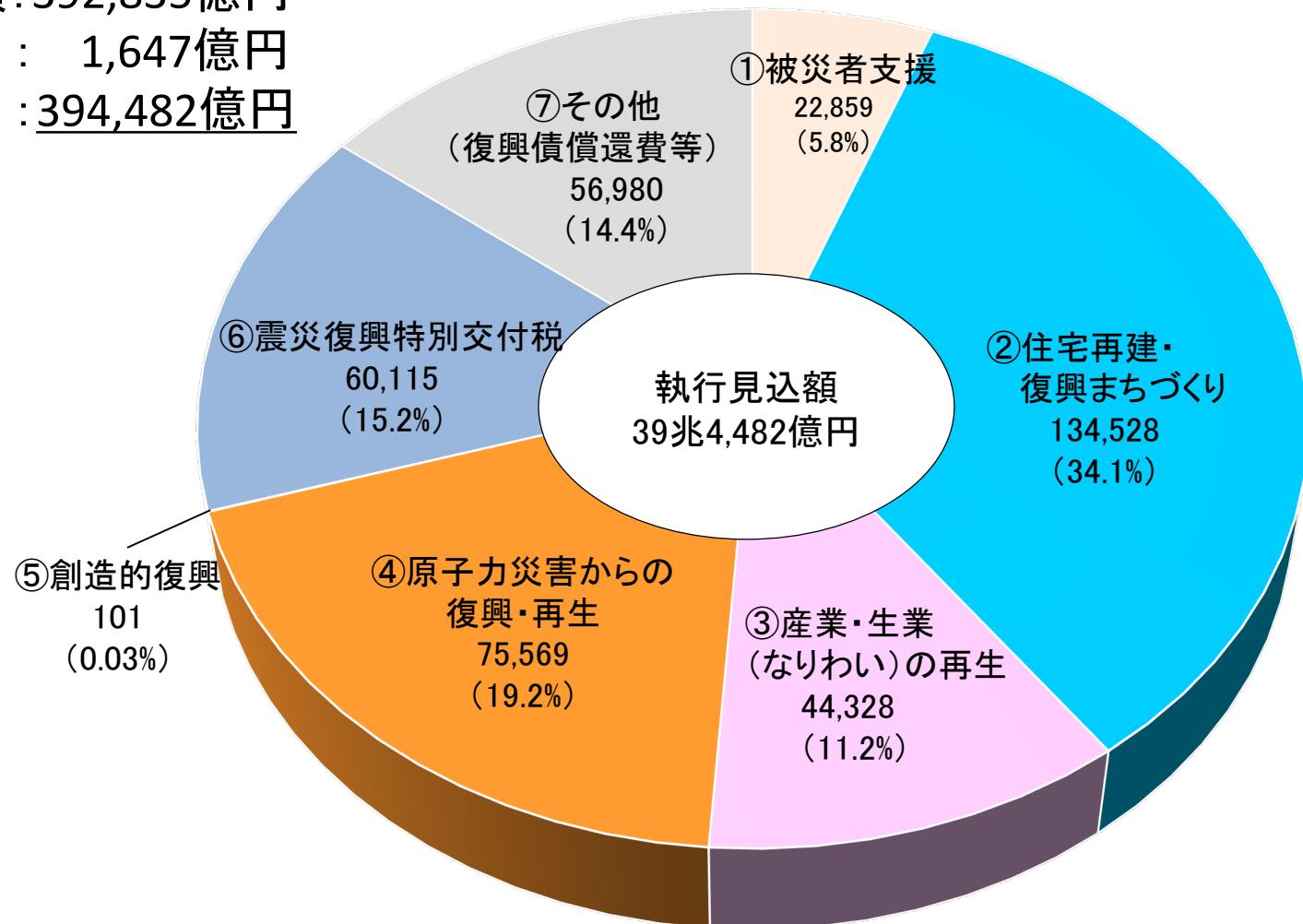
区分	歳出 予算現額 (A)	支出済 歳出額 (B)	翌年度 繰越額 (C)	不用額 $(D)=(A)-(B)-(C)$	執行率 (B)/(A)	執行見込率 $((B)+(C))/(A)$	不用率 (D)/(A)
被災者支援(健康・生活支援)	456	274	45	137	60.0%	70.0%	30.0%
生活支援	162	41	45	75	25.3%	53.3%	46.7%
教育・医療・福祉	286	228	—	57	79.9%	79.9%	20.1%
救助活動	2	0	—	1	45.6%	45.6%	54.4%
その他	5	3	—	2	59.6%	59.6%	40.4%
住宅再建・復興まちづくり	4,031	2,878	889	263	71.4%	93.5%	6.5%
災害廃棄物処理	6	5	—	1	83.5%	83.5%	16.5%
公共事業(災害復旧)	1,309	796	308	205	60.8%	84.3%	15.7%
施設等の災害復旧等	66	45	10	10	68.2%	83.9%	16.1%
復興に向けた公共事業等	2,648	2,031	571	46	76.7%	98.3%	1.7%
産業・生業(なりわい)の再生	626	452	71	102	72.2%	83.6%	16.4%
産業振興	626	452	71	102	72.2%	83.6%	16.4%
災害関連融資	20	16	—	4	80.4%	80.4%	19.6%
中小企業への支援等	447	289	69	88	64.8%	80.3%	19.7%
農林水産業の復興支援	93	86	2	4	93.3%	95.6%	4.4%
観光復興	21	16	—	4	79.6%	79.6%	20.4%
原子力災害による被災事業者の自立支援事業	43	41	—	2	94.9%	94.9%	5.1%
原子力災害からの復興・再生	4,619	3,579	603	437	77.5%	90.5%	9.5%
風評被害対策・食の安全確保等	86	74	0	11	85.9%	86.2%	13.8%
汚染廃棄物の適正な処理等	2,790	2,230	289	270	79.9%	90.3%	9.7%
研究開発拠点整備等	39	39	—	—	100.0%	100.0%	0.0%
ふるさとの復活	1,620	1,165	309	145	71.9%	91.0%	9.0%
その他	81	68	4	8	83.9%	89.5%	10.5%
創造的復興	131	64	37	29	49.1%	77.4%	22.6%
震災復興特別交付税	1,325	1,325	—	—	100.0%	100.0%	0.0%
その他	3,069	2,549	—	520	83.1%	83.1%	16.9%
合計	14,261	11,123	1,647	1,490	78.0%	89.5%	10.5%

※1 計数については、単位未満を切り捨てているため、合計とは一致しない。

※2 計数については、令和元年度、2年度復興特会予算繰越分及び3年度復興特会予算分の合計である。

3-1 復興関係予算⑥（東日本大震災復興特別会計予算の執行内容（平成23～令和3年度））

- 支出済歳出額：392,835億円
- 繰越額：1,647億円
- 執行見込額：394,482億円



(参考) 平成23年度～令和3年度の復興財源フレーム対象経費の執行見込額は 31.5兆円程度

※ 復興財源フレーム対象経費は、復興事業費から東京電力への求償対象経費、復興債償還費等を除外等したもの。

3-2 復興関連税制①（令和5年度税制改正のポイント）

1. 福島関係

(1) 福島国際研究教育機構に係る税制上の所要の措置の創設

＜復興庁・文部科学省・農林水産省・経済産業省・厚生労働省・環境省 共同要望＞

【国税】所得税、法人税、消費税、印紙税、登録免許税、相続税

【地方税】個人住民税、法人住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税、事業所税

令和5年4月の福島国際研究教育機構の設立に伴い、当該機構の円滑な設立及び運営が可能となるよう、税制上の所要の措置を創設。

(2) 福島国際研究教育機構等との試験研究に係る税制上の所要の措置の創設

＜経済産業省・復興庁・文部科学省・農林水産省・厚生労働省・環境省 共同要望＞

【国税】所得税、法人税 【地方税】法人住民税

企業等が福島国際研究教育機構等と共同して試験研究を行った場合又はこれらの者に委託して試験研究を行った場合に、法人税額等について、所要の措置を創設。

(3) 帰還・移住等環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長

＜復興庁 要望＞

【国税】所得税、法人税 【地方税】個人住民税、法人住民税

避難解除区域等^(注)内において、土地集約化事業のために帰還・移住等環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合に、土地等を譲渡した者の所得税等を軽減する措置の適用期限を令和7年12月31日まで3年延長。

(注)避難解除区域等：避難解除区域、避難指示解除準備区域、認定特定復興再生拠点区域

(4) 農用地利用集積等促進計画により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置の延長

＜農林水産省・復興庁 共同要望＞

【国税】登録免許税

農業者が農用地利用集積等促進計画(農地中間管理事業の推進に関する法律)に基づき農用地区域内にある農用地等を取得した場合、所有権移転登記に係る登録免許税の税率を20/1000から10/1000に軽減する措置の適用期限を令和8年3月31日まで3年延長。

※福島復興再生特別措置法に基づく取得も含む。

3-2 復興関連税制②（令和5年度税制改正のポイント）

(5) 農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の延長

＜農林水産省・復興庁 共同要望＞ 【地方税】不動産取得税

農業者が農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業の推進に関する法律）に基づき農用地区域内にある土地を取得した場合、不動産取得税の課税標準（取得した土地の価格）の3分の1相当額を控除する特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで2年延長。

※福島復興再生特別措置法に基づく取得も含む。

2. 被災代替資産関係

被災代替資産等に係る特別償却の特例措置の延長

＜復興庁・農林水産省・経済産業省 共同要望＞ 【国税】所得税、法人税

東日本大震災により滅失又は損壊した船舶（漁船）に代わるものとして取得等をして事業の用に供した場合における特別償却（船舶（漁船）24%（中小企業者等の場合））の適用期限を令和8年3月31日まで3年延長。

※これまで対象資産であった建物、構築物、機械・装置については、令和4年度末までに事業の用に供することができない場合であっても、事業者の責に帰さない事由によって事業の用に供することができない場合には、従前の特例措置が適用できるよう令和6年度末までの経過措置を設ける。

【従前の特例措置（令和3年度税制改正）】

ア. 東日本大震災により滅失又は損壊した建物、構築物、機械・装置に代わるものとして取得等をして事業の用に供した資産、イ. 被災区域である土地及びその土地に付随して一体的に使用される土地の区域内で取得等をして事業の用に供した建物、構築物、機械・装置における特別償却（建物・構築物12%、機械・装置24%（中小企業者等の場合））

3-3 被災自治体に対する東日本大震災に係る復旧・復興事業における主な財政的支援

復旧事業

国庫補助	地方負担
<ul style="list-style-type: none">➤ 補助率のかさ上げ (例)公共土木施設等…8~9割(阪神・淡路大震災時は8割)➤ 補助の算定方法の特例 公共土木施設等は総合負担軽減方式で算定(プール方式:各施設の災害復旧事業費を合算し補助率算出)➤ 補助対象施設の拡大 市町村仮庁舎、介護老人保健施設等も補助(阪神・淡路大震災では対象外)	<ul style="list-style-type: none">➤ 地方負担は、原則、全額を震災復興特別交付税で措置 (通常の災害では地方債を発行)

復興事業

国庫補助	地方負担
<ul style="list-style-type: none">【復興交付金】(~令和2年度)<ul style="list-style-type: none">➤ 復興地域づくりに必要なハード事業(5省40事業)を一括化(地方負担分の5割を追加的に国庫補助)➤ 基幹事業に関連し実施する用途の自由度の高い効果促進事業等により、ハード・ソフト事業ニーズに対応(補助率8割)【福島の復興・再生に向けた交付金】<ul style="list-style-type: none">➤ 帰還を加速するための支援事業、復興公営住宅整備等長期避難者のコミュニティ維持のための事業、中通り等の子どものための全天候型運動施設整備等の事業【その他】<ul style="list-style-type: none">➤ 社会資本整備総合交付金、農山漁村地域整備交付金等の復興枠による支援➤ 地域経済の核となる中小企業等グループの施設の復旧等のためグループ補助金を創設➤ 既存の制度・予算での対応が困難な「制度の隙間」に対応するための復興推進調整費の創設	<ul style="list-style-type: none">➤ 地方負担は、原則、全額を震災復興特別交付税で措置 (通常の災害では地方債を発行する等により対応)

その他

- 中長期職員派遣、職員採用等の単独事業、地方税等の減収に対する震災復興特別交付税措置
- 取崩し型復興基金の創設(平成23年度2次補正(特別交付税の増額))、津波被災地域の住民の定着促進のため基金の積み増し等(平成24年度補正(震災復興特別交付税の増額))

3-4 復興特区制度①（全体・復興推進計画）

根拠：東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）

復興特別区域基本方針（閣議決定）

地域の発意・創意工夫により、地域限定の思い切った措置（税・財政・金融上の特例や規制・手続の特例等）を総合的にワンストップで適用

対象区域：復興の取組を重点的に推進する必要がある区域として政令で定める区域

税制、金融、規制等の特例
(復興推進計画)

計画主体：県・市町村が単独又は共同

被災地の土地利用再編
(復興整備計画)

計画主体：市町村が単独又は県と共同

(特定)復興産業集積区域・復興居住区域・復興特定区域の設定

※復興交付金は令和2年度をもって廃止。やむを得ない事情により未完了となつた一部の事業については、令和2年度までに計上された予算の範囲内で支援を継続。

内閣総理大臣認定

復興庁

協議

関係各省

事業の実施・特例の適用

税制上の特例（主なもの）期限：令和5年度末

金融上の特例

規制・手続等の特例（主なもの）

被災地の雇用機会確保のため戦略的に特定の業種の集積を促進

- ・機械・建物等の投資に係る特別償却又は税額控除
- ・被災雇用者に対する給与等支給額の一部税額控除
- ・新規立地促進税制（再投資等準備金及び即時償却）
- ・研究開発税制（特別償却及び税額控除）
- ・地方税の課税免除・不均一課税に係る減収補てん措置

復興の中核となる民間事業の支援
(復興特区支援利子補給金)

- ・指定金融機関に対する利子補給金の支給（5年間 0.7%以内）

令和5年度予算額：5億円

住宅の確保

- ・公営住宅の譲渡処分要件の緩和の特例

産業活性化・立地促進

- ・建築基準法における用途制限の緩和
- ・工場立地の緑地規制の緩和

医療・福祉等のサービス確保

- ・被災地における医療・介護・福祉サービスに関する基準の弾力化

3-4 復興特区制度②（復興推進計画の認定状況）

- 規制・手続き等の特例に係る計画は42計画、税制上の特例に係る計画は37計画、金融上の特例に係る計画は229計画認定。
- 県別では、岩手県で36計画、宮城県で93計画、福島県で134計画等となっている。

（令和5年5月31日現在）

	青森	岩手	宮城	福島	茨城	栃木	千葉	合計
規制・手続等の特例	1	8	18	6	6	1	2	42
税制上の特例	1	8	21	6	1	0	0	37
金融上の特例	11	20	54	122	22	0	0	229
県合計	13 (12)	36 (35)	93 (91)	134	29 (28)	1	2	308 (303)

注1) 1つの復興推進計画に複数の特例（規制・手続等／税制／金融）が盛り込まれている場合は、それぞれ計上している。

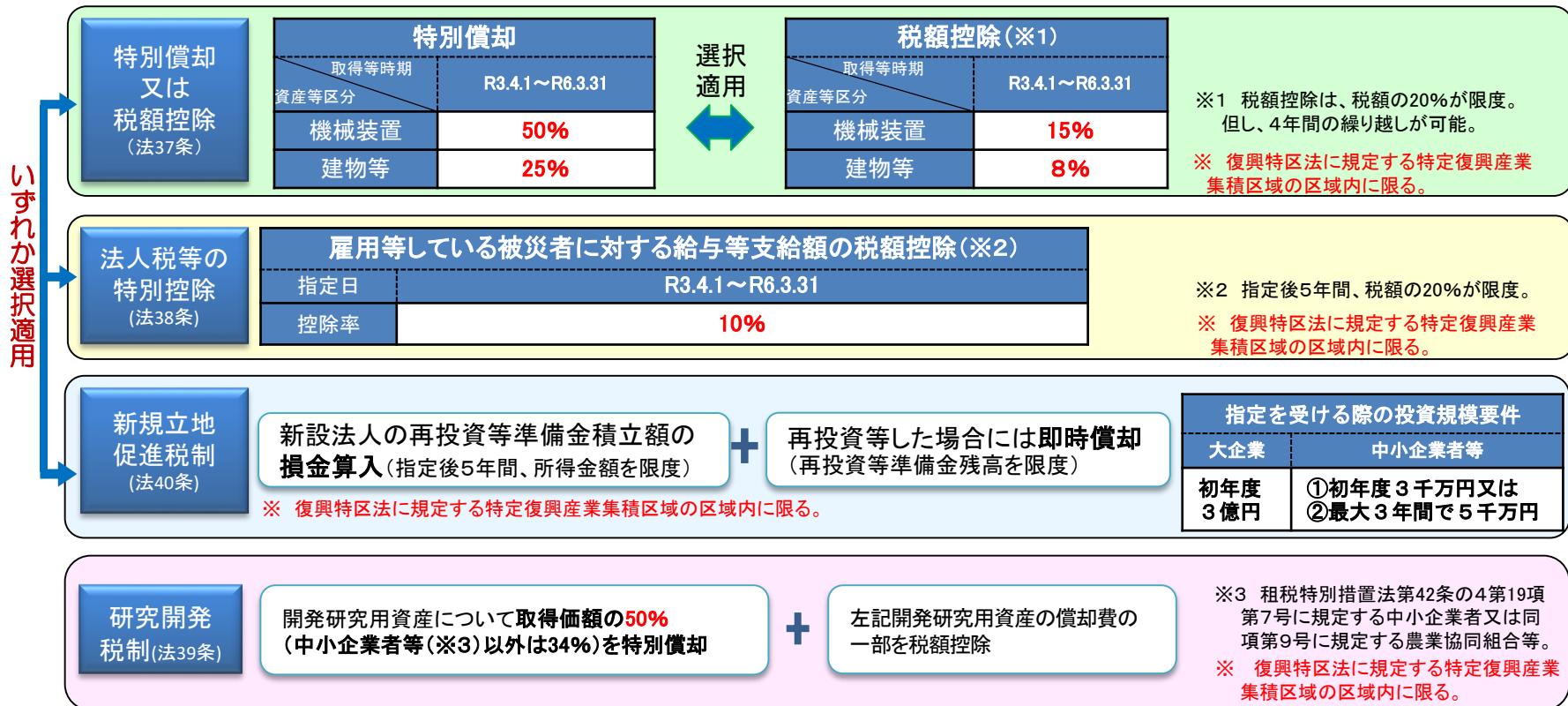
注2) 県合計の下段の括弧内の数値は、特例の合計ではなく、当該県内で認定された復興推進計画の合計を記載している。

注3) 変更認定された復興推進計画は件数に含まない。

3-4 復興特区制度③（復興特区における税制及び減収補填の特例措置）

（1）被災地の雇用機会の確保のための税制上の特例措置（適用期限：令和6年3月31日）

特定復興産業集積区域内において、雇用機会の確保に寄与する事業を行う個人事業者又は法人を対象とした以下の措置。



（2）地方公共団体の地方税に係る課税免除又は不均一課税による減収に対する補填措置（適用期限：令和6年3月31日）（法43条）

特定復興産業集積区域内における(1)の地域の雇用機会の確保に寄与する事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合の地方公共団体の減収に対し、震災復興特別交付税により補填。(事業税・固定資産税は投資から5年)

取得等時期	R3.4.1～R6.3.31
減収補填の上限額	10/10

※ 復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内に限る。

3-4 復興特区制度④（税制上の特例による指定・投資・雇用実績）

- 県・市町村が作成する復興推進計画において、特例の対象区域や集積を目指す業種を記載。
- 内閣総理大臣による復興推進計画の認定後、県・市町村が税制特例の対象となる具体的な事業者を指定。
- 指定事業者等に対し、投資に係る特別償却等や被災雇用者等を雇用した場合に税額控除の特例を適用。
- 指定事業者が約6,700者、投資額は4兆円超、雇用者数は年間最大11万人となり、認定の効果が投資額・雇用者数の増加として現れている。

①各県別、年度別の指定件数（法第37条～第42条）（単位：件）

（令和4年9月末現在）

青森県	岩手県			宮城県			福島県			茨城県			5県計			
	県計	沿岸	内陸	県計	沿岸	内陸	県計	沿岸・原災	内陸	県計	沿岸	内陸	県計	沿岸	内陸	
H23-H24年度	150	211	164	47	444	297	147	442	174	268	414	397	17	1,661	1,182	479
H25年度	33	154	132	22	317	272	45	398	187	211	134	131	3	1,036	755	281
H26年度	33	135	110	25	242	202	40	369	169	200	100	98	2	879	612	267
H27年度	22	135	108	27	152	125	27	343	160	183	50	47	3	702	462	240
H28年度	23	90	78	12	139	119	20	183	78	105	46	45	1	481	343	138
H29年度	15	76	67	9	110	89	21	116	49	67	39	35	4	356	255	101
H30年度	19	59	49	10	123	106	17	180	80	100	29	27	2	410	281	129
R1年度	18	34	28	6	69	57	12	181	108	73	24	17	7	326	228	98
R2年度	32	45	38	7	146	114	32	531	328	203	27	22	5	781	534	247
R3年度	0	20	20	0	27	27	0	23	22	1	0	0	0	70	69	1
総計	345	959	794	165	1,769	1,408	361	2,766	1,355	1,411	863	819	44	6,702	4,721	1,981

※復興庁設置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第46号)等の改正前の規定に基づく指定件数を含む。

②各県別、年度別の投資金額（法第37条、第39条、第40条、第41条）（単位：億円）（令和4年9月末現在）

青森県	岩手県			宮城県			福島県			茨城県			5県計			
	県計	沿岸	内陸	県計	沿岸	内陸	県計	沿岸・原災	内陸	県計	沿岸	内陸	県計	沿岸	内陸	
H23-H24年度	146	408	345	62	1,436	878	559	816	367	450	1,345	1,319	26	4,151	3,055	1,097
H25年度	216	591	443	147	1,082	814	267	973	378	595	1,782	1,770	12	4,644	3,621	1,021
H26年度	555	538	393	145	963	592	371	1,591	860	731	1,241	1,223	18	4,888	3,623	1,265
H27年度	229	448	286	162	1,666	818	847	1,274	683	591	1,933	1,921	12	5,550	3,937	1,612
H28年度	190	452	317	135	1,210	716	495	1,080	521	559	1,869	1,863	6	4,801	3,607	1,195
H29年度	277	497	326	171	885	406	479	1,692	1,015	677	1,465	1,392	73	4,816	3,416	1,400
H30年度	190	365	193	173	1,249	386	863	2,364	1,311	1,053	1,407	1,363	44	5,575	3,443	2,133
R1年度	213	2,148	370	1,778	1,106	501	605	1,644	549	1,095	1,232	1,208	24	6,343	2,841	3,502
R2年度	158	1,020	195	825	1,359	521	838	1,632	958	674	2,770	2,677	93	6,939	4,509	2,430
R3年度	3	70	69	1	312	130	181	172	107	65	120	120	0	677	429	247
総計	2,177	6,537	2,937	3,599	11,268	5,762	5,505	13,238	6,749	6,490	15,164	14,856	308	48,384	32,481	15,902

※復興庁設置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第46号)等の改正前の規定に基づく指定件数を含む。

(注)福島県の「沿岸・原災」は、沿岸3市町(いわき市、相馬市、新地町)及び避難指示の対象となった12市町村の計15市町村の区域。

四捨五入のため、合計が符合しない場合がある。事業者からの報告により、今後も数値が変更となる場合がある。

3-4 復興特区制度⑤（税制上の特例による指定・投資・雇用実績）

③各県別、年度別の指定事業者等による被災雇用者等の人数（法第38条）（単位：人）（令和4年9月末現在）

	青森県	岩手県			宮城県			福島県			茨城県			5県計		
		県計	沿岸	内陸	県計	沿岸	内陸	県計	沿岸・原災	内陸	県計	沿岸	内陸	県計	沿岸	内陸
H23-H24年度	3,074	3,804	2,753	1,051	15,178	8,345	6,833	13,307	2,359	10,948	20,157	19,660	497	55,520	36,191	19,329
H25年度	3,717	5,585	3,799	1,786	17,659	10,962	6,697	23,930	4,843	19,087	22,899	22,408	491	73,790	45,729	28,061
H26年度	3,965	7,709	5,017	2,692	19,197	11,649	7,548	30,270	6,725	23,545	40,221	39,709	512	101,362	67,065	34,297
H27年度	4,022	10,663	6,609	4,054	18,814	12,191	6,623	37,647	8,779	28,868	39,723	39,700	23	110,869	71,301	39,568
H28年度	4,079	11,824	7,131	4,693	19,181	12,993	6,188	40,786	11,105	29,681	35,181	35,172	9	111,051	70,480	40,571
H29年度	3,675	11,081	7,065	4,016	17,216	11,857	5,359	38,361	10,529	27,832	16,267	15,947	320	86,600	49,073	37,527
H30年度	1,455	7,779	4,466	3,313	9,354	7,050	2,304	24,520	7,257	17,263	4,217	3,916	301	47,325	24,144	23,181
R1年度	1,427	6,145	3,684	2,461	6,095	3,999	2,096	16,129	4,574	11,555	3,184	2,955	229	32,980	16,639	16,341
R2年度	1,478	4,462	2,546	1,916	7,667	5,782	1,885	12,558	3,009	9,549	3,657	3,535	122	29,822	16,350	13,472
R3年度	1,789	2,533	924	1,609	5,754	4,452	1,302	7,323	1,231	6,092	2,432	2,430	2	19,831	10,826	9,005

※復興庁設置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第46号)等の改正前の規定に基づく指定事業者が雇用する被災者を含む。

(注)・事業者は指定後5年間税額控除可能。被災雇用者等の人数は、当該年度以前の指定事業者分を含む。

なお、被災雇用者等とは、平成23年3月11において特定被災区域内に所在する事業所に雇用されていた者又は特定被災区域内に居住していた者をいう。

・福島県の「沿岸・原災」は、沿岸3市町(いわき市、相馬市、新地町)及び避難指示の対象となった12市町村の計15市町村の区域。

・四捨五入のため、合計が合わない場合がある。事業者からの報告により、今後も数値が変更となる場合がある。

(参考)活用事例(水産加工場等の復旧・新設)



水産食料品製造業者が、
気仙沼市から復興産業
集積区域内の用地の払
下げを受け、東日本大
震災により被災した水
産加工場や冷蔵施設を
集約した新施設を建設。

3-4 復興特区制度⑥（復興整備計画）

根拠：東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）

復興特別区域基本方針（閣議決定）

地域の発意・創意工夫により、地域限定の思い切った措置（税・財政・金融上の特例や規制・手続の特例）を総合的にワンストップで適用

対象区域：復興の取組を重点的に推進する必要がある区域として政令で定める区域

税制、金融、規制等の特例
(復興推進計画)

計画主体：県・市町村が単独又は共同

被災地の土地利用再編
(復興整備計画)

計画主体：市町村が単独又は県と共同

※復興交付金は令和2年度をもって廃止。やむを得ない事情により未完了となつた一部の事業については、令和2年度までに計上された予算の範囲内で支援を継続。

復興整備協議会（関係県・市町村等）

計画の公表（特例の発効）

事業の実施・特例の適用

必要に応じて国や学識経験者等が協議会の構成員として加わり、協議・同意を経て、計画を確定

土地利用再編の特例（主なもの）

事業実施に必要な許可の基準、
事業要件等の緩和

- ・市街化調整区域における開発行為、農地転用等について特例的に許可
- ・市街化調整区域における地方公共団体による土地区画整理事業の実施
- ・防災集団移転促進事業の拡充
- ・県営土地改良事業の拡充

事業実施に必要な複数の許可手続等のワンストップ化

- ・開発行為、農地転用の許可手続
- ・都市計画、農用地利用計画等の決定・変更手続
- ・集団移転促進事業、土地改良事業等の事業計画の作成手續

用地確保の円滑化

- ・土地収用手続の更なる迅速化
- 事業認定手続短縮
- 裁決申請と土地調査等確定の並行処理
- 土地収用法の緊急使用による工事着手前倒し
- ・収用対象となる集団住宅整備の拡大（50戸以上→5戸以上）

3-4 復興特区制度⑦（復興整備計画の活用状況）

(令和5年5月31日現在)

地域	対象市町村	事業施行地区 ^{*1}	復興整備事業の内容	許認可等の特例
岩手	○計12市町村 (宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、山田町、大槌町、岩泉町、田野畠村、普代村、野田村、洋野町)	計272地区	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地開発事業 (宮古市等の計21地区) ・集団移転促進事業 (宮古市等の計45地区) ・都市施設の整備に関する事業 (宮古市等の計95地区) ・小規模団地住宅施設整備事業 (大槌町の計7地区) ・土地改良事業 (釜石市等の計3地区) ・その他施設(災害公営住宅等)の整備に関する事業 (宮古市等の計101地区) 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の転用許可みなし^{*2} (宮古市等の計105地区) ・都市計画法の事業認可みなし (大船渡市等の計6地区)
宮城	○計14市町 (仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町)	計480地区	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地開発事業 (石巻市等の計32地区) ・集団移転促進事業 (仙台市等の計191地区) ・都市施設の整備に関する事業 (石巻市等の計67地区) ・土地改良事業(南三陸町等の計2地区) ・津波防護施設の整備に関する事業(山元町の1地区) ・その他施設(災害公営住宅等)の整備に関する事業 (仙台市等の計187地区) 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の転用許可みなし^{*2} (仙台市等の計459地区) ・都市計画法の開発許可みなし (石巻市等の計185地区) ・都市計画法の建築許可みなし (仙台市の4地区) ・自然公園法の建築許可等みなし (石巻市等の計38地区)
福島	○計13市町村 (いわき市、相馬市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、飯舘村)	計290地区	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地開発事業 (いわき市等の計7地区) ・集団移転促進事業 (いわき市等の計42地区) ・都市施設の整備に関する事業 (いわき市等の計84地区) ・小規模団地住宅施設整備事業 (いわき市の計3地区) ・土地改良事業 (相馬市等の計14地区) ・造成宅地滑動崩落対策事業 (楢葉町の1地区) ・その他施設(災害公営住宅等)の整備に関する事業 (いわき市等の計139地区) 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の転用許可みなし^{*2} (いわき市等の計260地区) ・都市計画法の開発許可みなし (いわき市等の計25地区) ・森林法の許可みなし (飯舘村等の2地区)

*1 個別の事業による地区数。

*2 東日本大震災復興特別区域法第49条第1項による同意数を含む。

3-5 復興交付金①

※ 復興交付金は令和2年度をもって廃止。やむを得ない事情により未完了となった一部の事業については、令和2年度までに計上された予算の範囲内で支援を継続。

- 復興交付金は、復興特区法に基づき、東日本大震災により著しい被害を受けた地域における復興地域づくりに必要な事業を一括化し、一つの事業計画の提出により、被災地方公共団体へ交付金を交付するものであり、被災地の復興を支える中核的な制度。
- 関連する事業の一括化のほか、自由度の高い効果促進事業、地方負担の手当て、基金の活用等、過去の震災への対応にはない極めて柔軟な仕組み。

基幹事業

- ・被災地方公共団体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化
(5省40事業→右表参照)

効果促進事業等(関連事業)

- ・基幹事業に関連して自主的かつ主体的に実施する事業
- ・使途の自由度の高い資金により、ハード・ソフト事業ニーズに対応
(補助率80%、基幹事業の事業費の35%が上限)

地方負担の軽減

- ・基幹事業に係る地方負担分の50%を追加的に国庫補助
- ・なお生じる地方負担は地方交付税の加算により全額手当て※

※28年度以降に計上された復興交付金予算を財源として実施された効果促進事業については、
地方負担の95%を手当て。

執行の弾力化・手続の簡素化

- ・市町村の復興交付金事業計画全体(関連する県事業を含む)をパッケージで復興局、支所等に提出
- ・基金の設置、交付・繰越・変更等の諸手続の簡素化

参考：復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）による改正前の東日本大震災復興特別区域法（抄）

第77条 特定地方公共団体である市町村（以下この章において「特定市町村」という。）は単独で、又は、特定市町村と当該特定市町村の存する都道府県（次節において「特定都道府県」という。）は共同して、東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために実施する必要がある事業に関する計画（以下この章において「復興交付金事業計画」という。）を作成することができる。

文部科学省

- 1 公立学校施設整備費国庫負担事業（公立小中学校等の新增築・統合）
- 2 学校施設環境改善事業（公立学校の耐震化等）
- 3 幼稚園等の複合化・多機能化推進事業
- 4 埋蔵文化財発掘調査事業

厚生労働省

- 5 医療施設耐震化事業
- 6 介護基盤復興まちづくり整備事業（定期巡回・随時対応サービスや訪問看護ステーションの整備等）
- 7 保育所等の複合化・多機能化推進事業

農林水産省

- 8 農山漁村地域復興基盤総合整備事業（集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等）
- 9 農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業（被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等）
- 10 震災対策・戦略作物生産基盤整備事業（麦・大豆等の生産に必要となる水利施設整備等）
- 11 被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）
- 12 渔業集落防災機能強化事業（漁業集落地盤嵩上げ、生活基盤整備等）
- 13 渔港施設機能強化事業（漁港施設用地嵩上げ、排水対策等）
- 14 水産業共同利用施設復興整備事業（水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等）
- 15 農林水産関係試験研究機関緊急整備事業
- 16 木質バイオマス施設等緊急整備事業

国土交通省

- 17 道路事業（市街地相互の接続道路等）
- 18 道路事業（高台移転等に伴う道路整備（区画整理））
- 19 道路事業（道路の防災・震災対策等）
- 20 災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）
- 21 災害公営住宅家賃低廉化事業
- 22 東日本大震災特別家賃低減事業
- 23 公営住宅等ストック総合改善事業（耐震改修、エレベーター改修）
- 24 住宅地区改良事業（不良住宅除却、改良住宅の建設等）
- 25 小規模住宅地区改良事業（不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等）
- 26 住宅市街地総合整備事業（住宅市街地の再生・整備）
- 27 優良建築物等整備事業
- 28 住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）
- 29 住宅・建築物安全ストック形成事業（かけ地近接等危険住宅移転事業）
- 30 造成宅地滑動崩落緊急対策事業
- 31 津波復興拠点整備事業
- 32 市街地再開発事業

参考：復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）による改正前の東日本大震災復興特別区域法（抄）

- 33 都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）

34 都市再生区画整理事業（市街地液状化対策事業）

35 都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）

36 都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）

37 下水道事業

38 都市公園事業

39 防災集団移転促進事業

環境省

- 40 低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業

3-5 復興交付金②

- 基幹事業は、復興地域づくりに必要となる事業を一括化して実施。これまで、住まいの確保に関する事業を中心に、道路事業、水産・漁港関連事業、下水道事業、農地整備事業等に多く配分。
- 効果促進事業は、基幹事業に関連し、被災地方公共団体が自主的かつ主体的に実施するもの。復興地域づくりの構想から防集跡地の利活用まで、復興のステージに応じた多様なニーズに対応。

基幹事業の活用事例

※金額は事業間流用後の事業費

住まいの確保

- ・災害公営住宅整備事業(63市町村、7,049億円)
- ・防災集団移転促進事業(28市町村、5,519億円)
- ・都市再生区画整理事業(22市町村、4,628億円)

生産の再建

- ・水産・漁港関連施設整備事業(36市町村、2,778億円)
- ・農地整備、農業用施設等整備事業(40市町村、2,111億円)

都市機能の形成

- ・津波復興拠点整備事業(17市町、1,371億円)
- ・道路事業(50市町村、5,692億円)
- ・下水道事業(27市町村、3,135億円)
- ・都市公園事業(21市町村、652億円) 等

教育環境の整備等

- ・公立学校等の施設整備・環境改善事業(22市町村、147億円)
- ・その他、保育所の整備、下水道区域外の浄化槽の設置等を実施

効果促進事業の活用事例

復興・創生期間におけるまちづくりの構想

- ・維持管理費の推計と市内の公共施設の整備計画の作成 等

基幹事業の工事の加速

- ・基幹事業と他事業との調整のためのコンサルタントの活用 等

地域の実情に沿ったまちづくりの実施

- ・具体的な利用見込みのある土地の嵩上げ
- ・津波避難監視カメラ、防災備蓄倉庫 等

災害公営住宅における新たな生活の立ち上げ

- ・防集団地内のコミュニティ施設 等

移転先団地等における住宅の自力再建の支援

- ・住宅再建に係る相談会の開催 等

まちのなりわい・にぎわいの再生

- ・一次産品の新商品開発、産業用地や観光交流施設の整備 等

防集移転元地の利活用

- ・土地利用計画の検討・作成
- ・防集移転元地における広場、道路等の整備

震災遺構の保存等への対応

3-5 復興交付金③

- 平成23年度第3次補正予算から令和2年度予算(補正後)まで、国費3兆4,834億円(事業費4兆3,346億円)を計上。
- これまでに29回の配分を行い、国費3兆3,284億円(事業費4兆1,695億円)を配分。

予算額の内訳

(単位:億円)

	国費	事業費
平成23年度第3次補正予算	15,612	19,307
平成24年度予算	2,868	3,584
平成25年度予算	5,918	7,397
平成25年度第1次補正予算	611	763
平成26年度予算	3,638	4,547
平成27年度予算	3,173	3,931
平成28年度予算(補正後)	930	1,165
平成29年度予算	525	655
平成30年度予算	805	1,027
令和元年度予算	573	735
令和元年度第1次補正予算	153	197
令和2年度予算(補正後)	30	37
合計	34,834	43,346

(参考)県毎の配分額の内訳

(単位:億円)

	国費	事業費
岩手県	8,914	11,128
宮城県	19,800	24,750
福島県	3,509	4,428
その他	1,060	1,463
合計	33,284	41,769

注1)予算額及び各回の配分額の事業費はそれぞれ予算計上時点、配分時点での金額

注2)県毎の配分額の内訳は事業間流用後の金額

注3)端数処理により合計と一致しない場合がある

各回の配分額

国費

事業費

第1回(24年3月2日)	2,510	3,055
第2回(24年5月25日)	2,612	3,165
第3回(24年8月24日)	1,435	1,806
第4回(24年11月30日)	7,148	8,803
第5回(25年3月8日)	1,997	2,538
第6回(25年6月25日)	527	632
第7回(25年11月29日)	1,832	2,338
第8回(26年3月7日)	2,142	2,616
第9回(26年6月24日)	542	702
第10回(26年11月25日)	3,365	4,242
第11回(27年2月27日)	1,538	2,037
第12回(27年6月25日)	544	735
第13回(27年12月1日)	1,345	1,667
第14回(28年2月29日)	1,187	1,487
第15回(28年6月24日)	172	210
第16回(28年12月1日)	779	991
第17回(29年2月28日)	688	873
第18回(29年6月23日)	55	74
第19回(29年12月1日)	722	942
第20回(30年2月28日)	319	418
第21回(30年6月27日)	40	52
第22回(30年11月30日)	573	760
第23回(31年2月28日)	200	247
第24回(令和元年6月27日)	43	57
第25回(令和元年11月29日)	652	856
第26回(令和2年2月28日)	296	367
第27回(令和2年6月26日)	16	20
第28回(令和3年2月26日)	0.4	0.5
第29回(令和3年3月19日)	3.6	4.8
合計	33,284	41,695

(単位:億円)

3-6 震災復興特別交付税

- 平成23年度第3次補正予算において制度を創設。
- 東日本大震災の復旧・復興事業に係る被災団体の財政負担を解消するとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼさないよう、通常収支とは別枠で財源を確保し、事業実施状況に合わせて決定・交付。

〈算定項目〉 直轄・補助事業に係る地方負担額、地方単独事業（中長期職員派遣・職員採用、風評被害対策、単独災害復旧事業費等）、地方税等の減収額への補填

- 震災復興特別交付税の主な算定項目別算定額の推移

（単位：億円）

主な算定項目	交付年度												累計
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
直轄・補助事業に係る地方負担額	5,221	3,980	3,890	4,068	4,801	4,184	3,695	3,594	3,992	3,341	578	449	41,794
地方単独事業	1,909	3,203	859	885	858	760	737	556	500	430	174	137	11,007
うち単独災害復旧事業費	1,656	712	364	390	414	313	348	213	192	180	17	9	4,807
うち風評被害対策等	253	2,491	496	495	444	446	389	344	308	250	157	128	6,200
地方税等の減収額への補填	1,005	542	770	792	734	434	426	383	389	439	409	345	6,669
交付額	8,134	7,645	5,071	5,144	5,889	4,877	4,382	4,301	4,634	4,007	964	802	55,852

※各年の交付額は、過年度分の交付額の精算を含むため、各項目の合計と一致しないことがある。

※端数処理により、合計が一致しないことがある。

- 令和4年度の県別震災復興特別交付税額

（単位：百万円）

都道府県名	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	千葉県	新潟県	長野県	その他	合計	
交付額	道府県分	121	0	0	32,869	817	62	0	17	56	390	34,332
	市町村分	944	3,357	6,357	30,319	4,614	65	79	6	7	113	45,860
	合計	1,065	3,357	6,357	63,188	5,431	127	79	23	62	503	80,192

※端数処理により、合計が一致しないことがある。

3-7 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」①

1 取崩し型復興基金の創設（平成23年度）

東日本大震災からの復興に向けて、被災団体が地域の実情に応じて、住民生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の振興・雇用維持等について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的かつきめ細かに対処できる資金として、復興基金を創設。

2 復興基金への特別交付税措置（基金の規模）

現在の低金利の状況では従来の運用型基金は有効ではないことから、取崩し型基金により対処することとして、特定被災地方公共団体である9県が基金を設置することとなる場合について、阪神・淡路大震災における措置等を踏まえ、2次補正により増額された既存の特別交付税により措置。

（単位：億円）

青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	千葉県	新潟県	長野県	合計
80	420	660	570	140	40	30	10	10	1, 960

※ 被災者生活再建支援制度等の阪神・淡路大震災後の制度改正や平成23年度補正予算等で国庫補助対象となったものを除き、措置対象を同レベルとした場合の阪神・淡路大震災復興基金の措置額 960億円程度

3 基金の使途・運用

基金を具体的にどのように使うのか、直営方式・財団方式等どのような運用をするかについては、各県の判断に委ねられる。各県においては、きめ細かな事業を実施するという基金の趣旨から、市町村事業に十分に配慮した運用を実施。

4 交付時期

基金の設置について、12月分の特別交付税により措置(平成23年12月14日交付)。

3-7 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」②

○東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」の活用状況について (県分)

(単位：百万円)

県名	基金規模 ①	特別交付税 措置額 ②	復興基金活用額				執行率 ⑤÷①	(参考) 基金名
			平成23年度～ 令和3年度 (実績額)③	令和4年度 (当初予算)④	活用累計額 ⑤(③+④)	うち市町村 交付金		
青森県	8,000	8,000	7,684	60	7,745	(4,000)	96.8%	青森県東日本大震災復興推進基金
岩手県	42,000	42,000	41,157	550	41,707	(21,000)	99.3%	東日本大震災津波復興基金
宮城県 ^{※1}	98,183	66,000	85,654	975	86,629	(33,000)	88.2%	東日本大震災復興基金
福島県	57,000	57,000	55,571	249	55,820	(28,500)	97.9%	福島県原子力災害等復興基金
茨城県 ^{※1}	16,914	14,000	16,914	0	16,914	(7,000)	100.0%	茨城県東日本大震災復興基金
栃木県 ^{※1}	4,018	4,000	4,018	0	4,018	(2,000)	100.0%	栃木県東日本大震災復興推進基金
千葉県 ^{※1}	3,001	3,000	3,001	0	3,001	(3,001)	100.0%	千葉県東日本大震災市町村復興基金
新潟県	1,000	1,000	1,000	0	1,000	(500)	100.0%	新潟県中越大震災復興基金
長野県 ^{※1}	1,010	1,000	1,010	0	1,010	(1,010)	100.0%	長野県栄村復興基金
合計 ^{※2}	231,127	196,000	216,010	1,834	217,844	(100,011)	94.2%	

※1 「基金規模」及び「復興基金活用額」には寄附金等を含む。

※2 表示単位未満四捨五入の関係で合計が一致しない箇所がある。

(市町村分)

(単位：百万円)

県名	基金規模 ^{※1} ①	うち市町村 交付金②	交付金活用額			執行率 ⑤÷①	(参考) 交付金事業名
			平成23年度～ 令和3年度 (実績額)③	令和4年度 (当初予算)④	交付金活用累計額 ⑤(③+④)		
青森県 ^{※2}	4,045	(4,000)	3,992	17	4,009	99.1%	青森県東日本大震災復興推進交付金
岩手県 ^{※2}	22,171	(21,000)	19,436	1,068	20,504	92.5%	東日本大震災津波復興基金市町村交付金
宮城県 ^{※2}	33,096	(33,000)	30,885	554	31,439	95.0%	東日本大震災復興基金交付金
福島県 ^{※2}	29,155	(28,500)	27,679	274	27,953	95.9%	福島県市町村復興支援交付金
茨城県 ^{※2}	7,002	(7,000)	7,002	0	7,002	100.0%	市町村復興まちづくり支援事業費交付金
栃木県 ^{※2}	2,008	(2,000)	2,008	0	2,008	100.0%	東日本大震災復興推進事業交付金
千葉県 ^{※2}	3,002	(3,001)	2,990	7	2,997	99.8%	「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金
新潟県 ^{※2}	500	(500)	500	0	500	100.0%	東日本大震災復興事業交付金
長野県 ^{※2}	1,010	(1,010)	1,010	0	1,010	100.0%	長野県栄村復興交付金
合計 ^{※3}	101,991	(100,011)	95,503	1,921	97,424	95.5%	

※1 市町村は、県の復興基金からの交付金を受けて、基金を設けるなどしたうえで復興事業を執行。

※2 「基金規模」及び「交付金活用額」には寄附金等を含む。

※3 表示単位未満四捨五入の関係で合計が一致しない箇所がある。

3-7 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」③

○「取崩し型復興基金」を活用した主な事業

県分

※ 総務省まとめ

【市町村向け交付金】（1,000億円）

- 地域の実情に応じた復興事業を実施するための市町村交付金

【生活支援】（110億円）

- 被災者の心の健康の保持増進を図るための相談支援
- 仮設住宅における防犯ボランティアへの支援
- 仮設住宅の共同利用施設の維持管理費への補助
- 被災地域の集会所等のコミュニティ施設の再建支援 など

【住宅対策】（200億円）

- 災害救助法等の対象とされない被災住宅の補修等への支援
- 融資が困難な被災者の宅地復旧工事等への支援 など

【教育文化対策】（50億円）

- 私立学校・私立博物館等の災害復旧に対する支援
- 部活動に必要な備品の購入や施設の修繕等に対する支援
- 被災地における芸術・文化活動に対する支援 など

【産業復興・地域振興対策】（500億円）

- 被災商店街の復興支援や地域産業再生のための販路開拓支援
- 被災中小企業の早期復興のための経営相談等による支援
- 小規模農地や補助対象外の農林水産業施設の復旧に対する支援
- 早期の経営再開のために必要なウニ、アワビ等の種苗や代替家畜等の導入支援
- 被災農業者向けの農林業復興等に関する研修等への支援
- 被災者の就業支援や事業主の雇用維持に対する支援
- 被災地の観光振興に対する支援 など

【融資への利子補給】（50億円）

- 県の復興融資を利用した中小企業に対する利子補給
- 経営再建のための融資を活用した被災農林漁業者に対する利子補給
- 二重住宅ローンを抱える被災者に対する利子補給 など

【その他】（270億円）

- 被災者自らが主体となって実施する復興関連の地域づくり事業への支援
- 震災周年追悼・記念行事開催への支援
- 震災の記録・教訓の伝承や展示 など

市町村分

【生活支援における事業例】

- 被災した市民等に必要な生活支援等の情報を発信する災害情報誌の発行、避難住民に対する広報誌の郵送
- 仮設住宅や避難者居住地区周辺の安全確保のための防犯灯の設置
- 避難者受入自治体における交流会の開催
- 仮設住宅での見守り活動等を実施する災害ボランティアセンターの運営費補助
- 被災地域で新規に開業する診療所に対する開業費用の支援
- 地区集会施設の復旧等に対する支援
- 被災した私道の復旧に対する支援

【住宅対策における事業例】

- 一部損壊住宅の修繕、畳・襖・瓦の入替え等災害救助法適用外経費の支援

【教育文化対策における事業例】

- 被災した児童福祉施設等における各種備品の整備
- 通学用のバス乗車券の購入補助
- 被災を受けた学校や仮設住宅を巡回する移動図書館の運営
- 青少年のスポーツの練習場所の確保のための移動費支援

【産業復興・地域振興対策における事業例】

- 仮設店舗で開催される被災商店街の復興イベント等に対する助成
- 被災農業者向けの苗木の購入等の支援

3-7 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」④

津波被災地域の住民の定着促進（平成24年度補正予算により措置：1,047億円）

津波による被災地域において安定的な生活基盤(住まい)の形成に資する施策を通じて住民の定着を促し、復興まちづくりを推進する観点から、被災団体が、地域の実情に応じて弾力的かつきめ細かに対応することができるよう、被災県の復興基金の積立て等について、震災復興特別交付税の増額により措置。

- 対象住宅数：40,738棟

津波により被災（全壊）した持ち家住宅のうち防災集団移転促進事業等の対象とならないもの

- 対象経費：住宅再建支援に要する経費

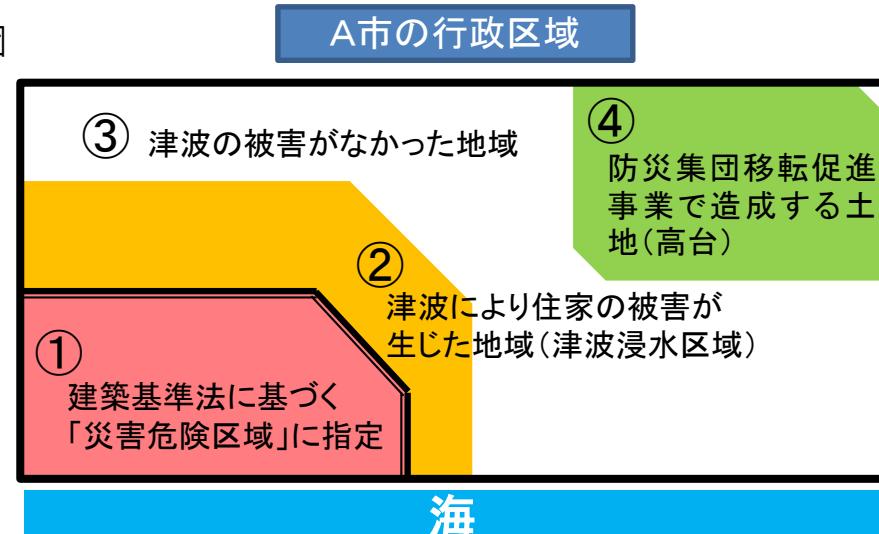
① 土地区画整理事業等の対象外の住宅（32,184棟）分
：282万円（住宅建築に係る利子相当額、宅地の嵩上げ経費（1／2）、移転経費）

② 土地区画整理事業等の対象の住宅（8,554棟）分
：163万円（住宅建築に係る利子相当額、移転経費）

※ 被災者への具体的な支援内容については、被災団体が地域の実情に応じて決定

- 交付額（全額を県から市町村に交付）

【再建パターンと支援策】



①→②～④の移転：防災集団移転促進事業等による支援あり
(被災土地買上げ、住宅建築・土地購入利子補給、移転経費助成)

②における現地再建、②→③、④の移転：上記支援措置なし

（単位：億円）

青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	千葉県	合計
5	215	709	103	5	11	1,047

※ 平成24年度3月分の震災復興特別交付税により措置（平成25年3月25日交付）

3-7 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」⑤

○津波被災地域の住宅再建支援に係る基金の活用状況について

(単位：百万円)

県名	県から市町村への交付額 ^{※1} ①	震災復興特別交付税措置額 ②	交付金活用額			執行率 ⑤÷①	(参考) 交付金事業名
			平成24年度～令和3年度(実績額)③	令和4年度(当初予算)④	活用累計額 ⑤(③+④)		
青森県 ^{※4}	478	478	397	0	397	83.0%	青森県東日本大震災復興推進交付金
岩手県	21,461	21,461	20,054	165	20,219	94.2%	東日本大震災津波復興基金市町村交付金
宮城県 ^{※2}	72,753	70,856	65,159	1,152	66,311	91.1%	東日本大震災復興基金交付金
福島県	10,306	10,306	3,148	190	3,338	32.4%	福島県市町村復興支援交付金
茨城県 ^{※4}	455	455	347	0	347	76.2%	津波被災地域復興支援事業費交付金
千葉県 ^{※4}	1,146	1,146	515	0	515	44.9%	「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金
合計 ^{※3}	106,599	104,702	89,619	1,507	91,126	85.5%	

※1 県は、震災復興特別交付税による措置分を全額市町村に交付金により交付済みであり、市町村は、県からの交付金を受けて基金を設けるなどしたうえで事業を執行。

※2 「県から市町村への交付額」及び「交付金活用額」には県の「取崩し型復興基金」からの独自加算分を含む。

※3 表示単位未満四捨五入の関係で合計が一致しない箇所がある。

※4 令和2年度で事業を完了。執行残については震災復興特別交付税の過大算定として精算。

3-8 福島復興に向けた制度①(福島復興再生特別措置法(福島復興再生計画関係)概要)

(公布:2012年3月31日、改正:2013年5月10日、2015年5月7日、2017年5月19日、2020年6月12日、2022年5月27日、2023年6月9日)

原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国との社会的な責任を踏まえ推進。

福島復興再生基本方針

原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るために基本的な方針（閣議決定）

即して作成

福島復興再生計画

原子力災害からの福島の復興及び再生を推進するための計画（県知事が作成・内閣総理大臣が認定）

避難指示の対象となった区域の復興・再生

住民の生活環境の整備等

- ①県等が管理する道路等の工事を国が代行
 - ②公共施設の清掃等を国が実施
 - ③事業の開始・再開を支援するための課税の特例を措置
 - ④（特定復興再生拠点区域のみ）国の負担で除染等を実施 等
- ※特定復興再生拠点区域における事業については、特定復興再生拠点区域復興再生計画（市町村長が作成・内閣総理大臣が認定）に基づいて実施

営農再開の加速化

農地の利用集積・6次産業化施設の整備促進等

住民の帰還及び移住等の促進

- ①帰還・移住等環境整備交付金によるインフラ整備、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大に資する施策等の実施
- ②一団地の復興再生拠点整備制度の活用 等

その他

生活拠点形成交付金による公営住宅の建設等の実施、(公社)福島相双復興推進機構への国の職員の派遣、帰還・移住等環境整備推進法人の指定、情報通信機器の活用等による必要な医療の確保 等

福島県全域の復興・再生

産業の復興及び再生

- ・地域ブランド（商標、品種）の登録料等の減免
- ・風評払拭への対応（農林水産物等の販売の実態調査、海外の風評払拭や輸入規制の撤廃に向けた働きかけ等）
- ・風評対策に係る課税の特例 等

新たな産業の創出等の重点的な推進

- ・再生可能エネルギー、医薬品、医療機器、廃炉等、ロボット及び農林水産業に関する研究開発拠点の整備等を推進
- ・特に「福島国際研究産業都市区域」において、以下を措置
 - ①ロボット製品開発に係る国有試験研究施設の低廉使用
 - ②福島イノベーション・コスト構想の推進に係る課税の特例
 - ③(公財)福島イノベーション・コスト構想推進機構への国の職員の派遣
 - ④ドローン等の実証実験に取り組む事業者に対する法令手続についての相談・援助 等

その他

健康管理調査の実施、いじめ防止対策の実施、原子力災害からの福島復興再生協議会、特定事項の調査・検討を行う分科会の設置等

3-8 福島復興に向けた制度（参考）

（「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（2016年12月20日閣議決定））

2016年8月24日の与党復興加速化本部6次提言を受けて、2016年12月20日、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」を閣議決定。

基本指針の骨子

はじめに

帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても将来的に帰還困難区域の全て避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、放射線量をはじめ多くの課題があることも踏まえ、可能などころから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととする。

① 避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充

- 帰還に向けた安全・安心対策
- 復興の動きと連携した除染の推進及び中間貯蔵施設の整備等
- 2017年3月までの避難指示解除に向けた取組と解除後の生活支援策の充実

② 帰還困難区域の復興への取組

- 帰還困難区域における特定復興拠点等の整備（国の負担において行うことを位置付け）
- 長期避難者への支援

③ 新たな生活の開始に向けた取組等の拡充

- 双葉郡を始めとする避難指示区域等の中長期・広域の将来像
- 復興拠点等の整備等の加速

④ 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組の拡充

- 福島相双官民合同チームの体制強化
- 事業・生業の再建・自立、生活の再構築のための取組の充実
- 風評被害対策等
- 農林業賠償等

⑤ 廃炉・汚染水対策

⑥ 国と東京電力の役割

3-8 福島復興に向けた制度②（特定復興再生拠点区域）

- 福島復興再生特別措置法の改正(2017年5月)により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を定めることができた。
- 市町村長は、特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備(除染やインフラ等の整備)に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。

【特定復興再生拠点区域の例（双葉町）】



■計画の認定基準

項目

内容

区域の条件に該当	<ul style="list-style-type: none">・除染により放射線量が概ね5年以内に避難指示解除に支障ない基準以下に低減・地形や従前の集落の状況等から帰還する住民の生活や地域経済の再建等の拠点となる区域として適切・既存の公共施設等の立地等を踏まえ、効率的整備が可能な規模
----------	---

復興再生への寄与

- ・計画の目標が住民の帰還意向等を踏まえて適確
- ・計画で想定した土地利用の実現可能性が十分に見込まれる

円滑かつ確実な実施

- ・計画に記載された事業が具体的かつスケジュールが適切

■計画認定の効果

- ◆認定計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施(費用は国の負担)
- ◆帰還困難区域では適用できなかった「一団地の復興再生拠点整備制度」等を適用可能

①市町村が計画を作成

②内閣総理大臣による計画認定

③計画に基づく整備事業の実施

④(計画認定から5年を目途)
整備が概ね終了、避難指示解除へ

3-8 福島復興に向けた制度③（福島復興再生基本方針の概要）

（平成24年7月13日閣議決定、平成29年6月30日改定、令和3年3月26日改定、令和4年8月26日改定）

《第1部 原子力災害からの福島の復興及び再生》

第1 原子力災害からの福島の復興及び再生の意義及び目標に関する事項

第2 福島復興再生計画の認定に関する基本的な事項

《第2部 避難指示・解除区域の復興及び再生》

第3 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第4 特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第5 特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定に関する基本的な事項

《第3部 福島全域の復興及び再生》

第6 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第7 原子力災害からの産業の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第8 新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第9 関連する東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する基本的な事項

第10 その他福島の復興及び再生に関する基本的な事項

3-8 福島復興に向けた制度④（福島復興再生特別措置法に基づく福島復興再生計画）

福島復興再生基本方針 (閣議決定)

改正前

避難解除等区域復興再生計画

(県が申し出・国が策定)

- インフラ工事の代行
- 生活環境整備事業 等

企業立地促進計画
(県が作成・国に提出)

帰還環境整備事業計画
(県、帰還先市町村等が作成・国に提出)

生活拠点形成事業計画
(県、避難先市町村等が作成・国に提出)

特定復興再生拠点区域復興再生計画
(特定避難指示区城市町村が作成・国が認定)

産業復興再生計画

(県が作成・国が認定)

- 地域ブランド(商標、品種)の登録料等の減免 等

重点推進計画

(県が作成・国が認定)

- 国有試験研究施設の低廉使用 等

現行(令和3年度以降)

福島復興再生計画 (県が作成・国が認定)【新設】

避難解除等区域の復興及び再生の推進

農用地利用集積等促進計画 【新設】
(県が作成・県が公告)

企業立地促進計画
(県が作成・国に提出)

帰還・移住等環境整備事業計画
(県、帰還・移住先市町村等が作成・国に提出)

生活拠点形成事業計画
(県、避難先市町村等が作成・国に提出)

特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進

特定復興再生拠点区域復興再生計画
(特定避難指示区城市町村が作成・国が認定)

原子力災害からの産業の復興及び再生の推進

特定事業活動振興計画 【新設】
(県が作成・国に提出)
→風評被害対処のための課税の特例を規定

新たな産業の創出等の重点的な推進

新産業創出等推進事業促進計画 【新設】
(県が作成・国に提出)
→イノベ構想推進のための課税の特例を規定

3-8 福島復興に向けた制度⑤

(子ども被災者支援法)

(東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律)

1 法の経緯及び目的

- 与野党協議の上、超党派の議員立法により平成24年6月21日に成立、同月27日施行。
- 被災者の不安の解消、安定した生活の実現のため、被災者の生活支援等に関し、国は必要な施策を講ずる責務を有すること等を定めた理念法(主に自主避難者を対象)。

2 支援対象地域の設定

自主避難者への支援施策を網羅的に講ずべき地域
=「支援対象地域」
(放射線量が20mSv未満で一定の基準以上の地域)



法に基づく基本方針(H25.10.11閣議決定)において、原発事故後、相当な線量が広がっていた「福島県中通り・浜通り(避難指示区域等を除く)」を設定。

※基本方針改定(H27.8.25)時に、線量は大幅に低減しているが、被災者の帰還や避難先への定住の判断には一定の期間を要するため、当面、支援対象地域の縮小はしないこととした。

3 支援施策の概要

- 放射線による健康への影響調査
 - ・県民健康調査
- 住宅確保の支援
 - ・公営住宅の入居円滑化措置
- 移動の支援
 - ・原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置
- 子どもの就学等の援助・学習等の支援
 - ・福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業 等



3-9 これまでの主な動き①

【平成23年】

- 3月11日 東日本大震災発災・緊急災害対策本部発足
3月17日 被災者生活支援特別対策本部(被災者生活支援チーム)設置
5月 2日 東日本大震災財特法成立
平成23年度補正予算成立(復興経費4兆0,153億円)
6月24日 復興基本法施行
6月25日 東日本大震災復興構想会議「復興への提言」提出
6月28日 東日本大震災復興対策本部(第1回)開催
7月25日 平成23年度第2次補正予算成立(復興経費1兆8,106億円)
7月29日 「復興基本方針」策定
8月 5日 原発避難者特例法成立
8月26日 各府省の事業計画と工程表の取りまとめ(第1回)
8月27日 原子力災害からの福島復興再生協議会(第1回)開催
11月21日 平成23年度第3次補正予算成立(復興経費9兆2,438億円)
11月30日 復興財源確保法成立
12月 7日 東日本大震災復興特別区域法成立
12月 9日 復興庁設置法成立

【平成24年】

- 2月 9日 復興推進計画第1号認定(岩手、宮城)
2月10日 復興庁開庁
3月 2日 復興交付金の交付可能額通知(第1回目)
3月 5日 東日本大震災事業者再生支援機構事業開始
3月30日 福島復興再生特別措置法成立
4月 5日 平成24年度予算成立(復興特会3兆7,754億円)
6月21日 子ども被災者支援法成立
7月13日 「福島復興再生基本方針」を閣議決定
9月 4日 被災地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組
方針(グランドデザイン)の公表
11月22日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告

【平成25年】

- 1月29日 復旧・復興事業の規模と財源(19兆円を25兆円)に見直し
2月 1日 福島復興再生総局を設置
2月 6日 復興推進委員会平成24年度審議報告
2月26日 平成24年度補正予算成立(復興庁所管1,311億円)
3月 7日 「住まいの復興工程表」公表
3月15日 「原子力災害による被災者支援策パッケージ」公表
4月 2日 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策
パッケージ」公表
5月10日 福島復興再生特別措置法改正法の施行
5月15日 平成25年度予算成立(復興特会4兆3,840億円)
6月 5日 復興推進委員会
「新しい東北」の創造に向けて(中間とりまとめ)
8月 7日 避難区域の見直しが完了
10月11日 「子ども被災者支援法基本方針」を閣議決定・国会報告
11月12日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
12月20日 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を閣議決定

【平成26年】

- 2月 6日 平成25年度補正予算成立(復興庁所管4,952億円)
3月20日 平成26年度予算成立(復興特会3兆6,464億円)
4月 1日 福島県田村市の避難指示解除
4月18日 「新しい東北の創造に向けて」(提言)を取りまとめ・公表
5月 1日 東日本大震災復興特別区域法の改正
6月10日 「産業復興創造戦略」を取りまとめ・公表
6月23日 「風評対策強化指針」を取りまとめ・公表
8月28日 「大熊・双葉ふるさと復興構想」公表
9月 1日 福島県が中間貯蔵施設の建設受入れを表明
10月 1日 福島県川内村の避難指示を一部解除
11月28日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
12月28日 南相馬市の特定避難勧奨地点を解除

3-9 これまでの主な動き②

【平成27年】

- 1月23日 被災者支援【健康・生活支援】総合対策を公表
2月 3日 平成26年度補正予算成立(復興庁所管2,597億円)
4月 9日 平成27年度予算成立(復興特会3兆9,087億円)
5月 7日 福島復興再生特別措置法改正法の施行
6月12日 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂を閣議決定
6月24日 復興推進会議
今後5年にわたる復興・創生期間における復興事業のあり方等を取りまとめ・公表
6月30日 平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について閣議決定
7月30日 福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言公表
8月24日 福島相双復興官民合同チーム発足
8月25日 「子ども被災者支援法基本方針改定」を閣議決定・国会報告
9月 5日 福島県檜葉町の避難指示解除
10月 2日 「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」に関する施策取りまとめの公表
11月27日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
12月18日 「防災集団移転促進事業の移転元地等を利活用する場合の支援施策パッケージ」を公表
12月25日 復興・創生期間に向けた新たな課題への対応方針を公表

【平成28年】

- 1月20日 平成27年度補正予算成立(復興庁所管1,016億円)
1月22日 第1回東北観光アドバイザーミーティングを開催
3月11日 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針を閣議決定
3月29日 平成28年度予算成立(復興特会3兆2,469億円)
3月31日 復興庁青森事務所を閉鎖
4月 1日 「復興・創生に向けたメッセージー皆様への約束とお願いー」を公表
「復興特別区域基本方針の一部改定」を閣議決定
4月15日 「東北観光アドバイザーミーティング」の提言を取りまとめ・公表
4月22日 被災者支援総合交付金の交付可能額(第1回)を通知
5月28日 福島12市町村将来像実現ロードマップ2020を公表
6月 6日 東日本大震災5周年復興フォーラムを開催
6月12日 葛尾村の避難指示を解除(一部の帰還困難区域を除く)
6月14日 川内村の避難指示を解除
7月12日 福島県南相馬市の避難指示解除(帰還困難区域を除く)
8月31日 帰還困難区域の取扱いに関する考え方を決定
9月26日 「「住宅取得等に係る給付措置について」の一部改正」を閣議決定
9月30日 「除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去・処理の対応方針」を公表
10月11日 平成28年度第2次補正予算成立(復興庁所管4,023億円)
11月29日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
12月20日 原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針を閣議決定

3-9 これまでの主な動き③

【平成29年】

- 3月27日 平成29年度予算成立(復興特会2兆6,896億円)
3月31日 「復興特別区域基本方針の一部改定」を閣議決定
川俣町の避難指示を解除
飯舘村、浪江町の避難指示を解除(一部の帰還困難区域を除く)
4月 1日 富岡町の避難指示を解除(一部の帰還困難区域を除く)
5月12日 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律成立
6月30日 「福島復興再生基本方針」の改定(閣議決定)
9月15日 「双葉町特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定
11月10日 「大熊町特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定
11月29日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
12月12日 「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」決定
12月22日 「浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定

【平成30年】

- 2月 1日 東日本大震災事業者再生支援機構法改正法成立
3月 9日 「富岡町特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定
3月28日 平成30年度予算成立(復興特会2兆3,593億円)
4月20日 「飯舘村特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定
5月11日 「葛尾村特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定
7月 6日 「福島県における復興祈念公園の基本計画」公表
11月30日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
12月18日 復興・創生期間後も対応が必要な課題の整理の公表

【平成31年】

- 3月 8日 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について閣議決定
3月27日 令和元年度予算成立(復興特会2兆1,348億円)
3月29日 「復興特別区域基本方針の一部改正」を閣議決定
4月10日 大熊町の避難指示を解除(一部の帰還困難区域を除く)

【令和元年】

- 5月 7日 福島復興局いわき支所及び南相馬支所移転
10月23日 東日本大震災の復興施策の総括
11月22日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
12月20日 「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針を閣議決定

【令和2年】

- 1月30日 令和元年度補正予算成立(復興庁所管2,718億円)
3月 4日 双葉町の避難指示を解除(帰還困難区域の一部を除く)
3月 5日 大熊町の避難指示を解除(帰還困難区域の一部を除く)
3月10日 富岡町の避難指示を解除(帰還困難区域の一部を除く)
3月27日 令和2年度予算成立(復興特会2兆739億円)
6月 5日 復興庁設置法等の一部を改正する法律成立
7月17日 令和3年度以降の復興の取組について復興推進会議決定
12月11日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
12月18日 國際教育研究拠点の整備について復興推進会議決定

3-9 これまでの主な動き④

【令和3年】

- 3月 9日 「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について閣議決定
- 3月26日 「福島復興再生基本方針」の改定(閣議決定)
令和3年度予算成立(復興特会9,318億円)
- 8月31日 特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた
避難指示解除に関する考え方について原子力災害対策本部・復興推進会議決定
- 11月26日 國際教育研究拠点の法人形態について復興推進会議決定

【令和4年】

- 2月 8日 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案について閣議決定
- 3月22日 令和4年度予算成立(復興特会8,413億円)
- 3月29日 福島国際研究教育機構基本構想について復興推進会議決定
- 5月20日 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律成立
- 6月12日 葛尾村の避難指示を解除(特定復興再生拠点区域)
- 6月30日 大熊町の避難指示を解除(特定復興再生拠点区域)
- 8月26日 「福島復興再生基本方針」の改定(閣議決定)
「新産業創出等研究開発基本計画」の策定
- 8月30日 双葉町の避難指示を解除(特定復興再生拠点区域)
- 9月16日 福島国際研究教育機構の立地について復興推進会議決定
- 12月27日 福島国際研究教育機構に関する関係閣僚会議の開催について復興推進会議決定

【令和5年】

- 2月 7日 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案について閣議決定
- 3月22日 福島国際研究教育機構に関する関係閣僚会議の第1回を開催
(復興推進会議・原子力災害対策本部会議と同時開催)
令和5年度予算成立(復興特会7,301億円)
- 3月31日 浪江町の避難指示を解除(特定復興再生拠点区域)
- 4月 1日 福島国際研究教育機構設立
富岡町の避難指示を解除(特定復興再生拠点区域)
- 5月 1日 飯舘村の避難指示を解除(特定復興再生拠点区域)
- 5月10日 第1回新産業創出等研究開発協議会(F-REI協議会)の開催
- 6月 2日 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律成立